

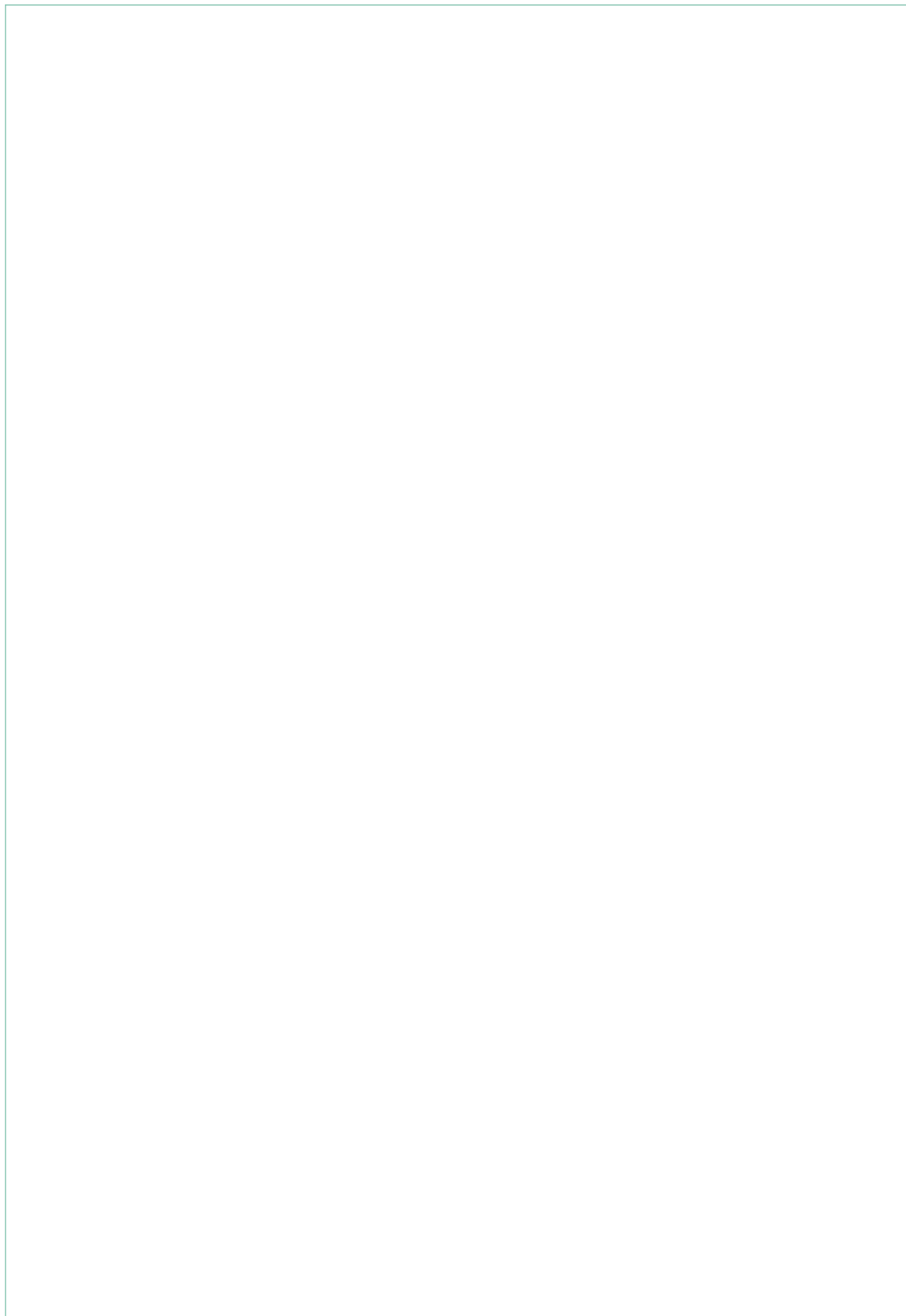
素案

第 二 次 船 橋 市 生 涯 ス ポ ー ツ 推 進 計 画

船橋市教育委員会 生涯スポーツ課

令和4年（2022年）●月

はじめに



目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 国や千葉県の動向	2
3. スポーツの捉え方	3
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画の期間	5
6. 事業の位置づけと計画の評価	5
第2章 船橋市の現状と課題	6
1. 人口の将来推計	6
2. 船橋市のスポーツ施設	7
3. 船橋市の学校等体育施設	10
4. 船橋市内のスポーツ関係団体	11
5. 第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果	12
6. 現状と課題	14
7. 課題のまとめ	29
8. スポーツ基本法に規定される「地方公共団体が務めるべき基本的施策」	30
第3章 計画のめざすべき姿	31
1. めざすべき姿	31
2. 基本施策	31
3. 基本姿勢	32
4. 数値目標	33
5. 施策の体系図	34
6. 重点施策	37
第4章 施策の展開	40
基本施策1 市民のスポーツに対する意識改革と市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実	40
基本施策2 市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備	44
基本施策3 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成	46
参考資料	50

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

船橋市では、「人もまちも健康でありたい」との願いから、昭和58年（1983年）10月に「スポーツ健康都市宣言を行い、市民力を活かした指導員の育成や、身近な場所でスポーツに親しめる場所の整備、地域でスポーツに親しめるイベントの支援を行い、市民一人一人がスポーツに親しむことのできる環境づくりを行ってきました。

平成14年（2002年）に船橋市で初めて市民のスポーツ振興に関する計画である、「船橋市生涯スポーツ振興計画」を策定し、その後、平成27年（2015年）4月に「船橋市生涯スポーツ推進計画」を策定しました。

第一次船橋市生涯スポーツ推進計画は、平成27年（2015年）度から令和元年（2019年）度までの5年間の計画で進行管理を行っていましたが、令和元年（2019年）度に生涯スポーツ推進計画の上位計画である、船橋市総合計画及び船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）と整合を図るために1年、第二次船橋市生涯スポーツ推進計画の策定期間の延期及び第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の計画期間を延長しました。

令和2年（2020年）度は新型コロナウイルス感染症の影響により、船橋市総合計画等の市政に係る重要な計画の策定期間が延期されたことに合わせ、さらに1年、第二次船橋市生涯スポーツ推進計画の策定期間の延期及び第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の計画期間を延長し、令和4年（2022年）度から開始する「第二次船橋市生涯スポーツ推進計画」を策定しました。

船橋市スポーツ健康都市宣言

私たち船橋市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通じて健康で豊かな心とからだを育て、活力ある近代的な都市をめざして、ここにスポーツ健康都市を宣言します。

- 市民一人ひとりがスポーツに親しみ、健康な生活を営もう。
- みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり、こどもを健やかに育てよう。
- スポーツを通じて、いきいきとした地域の輪を広げよう。
- スポーツを通じて多くの仲間とふれあい、はすむ心を世界に伸ばそう。

2. 国や千葉県の動向

(1) . 国の動向

現在、国において、次期スポーツ基本計画を策定中のため、国の動向は現時点で未定となっています。

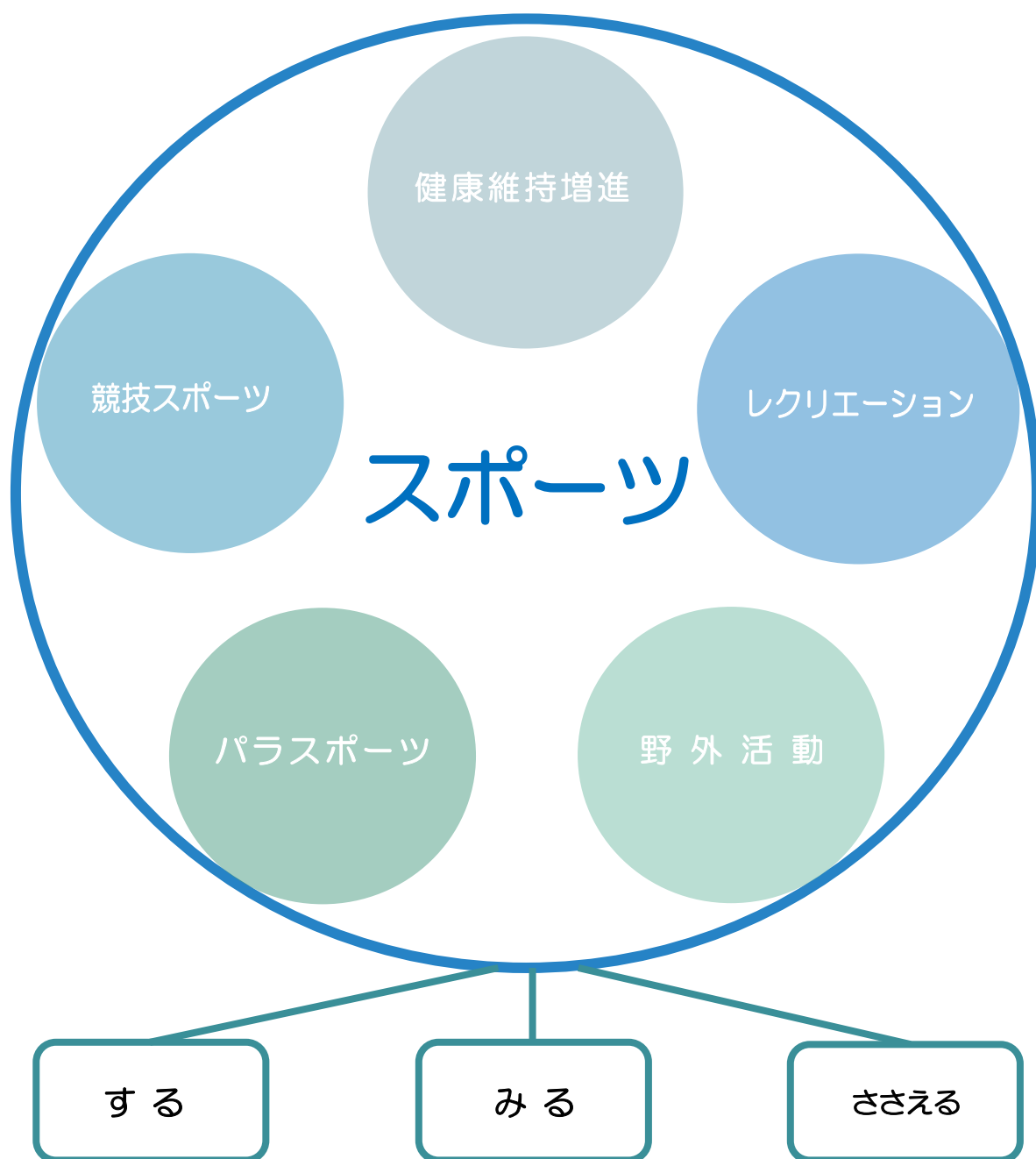
(2) . 千葉県の動向

現在、千葉県において、次期千葉県体育・スポーツ推進計画を策定中のため、県の動向は現時点で未定となっています。

3. スポーツの捉え方

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」といろいろな形で誰もが気軽に楽しめるものです。また、一定のルールに基づいて勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、ちょっとした空き時間を使ってのウォーキング、健康の維持増進や介護予防のための運動、自然と親しむ野外活動、レクリエーションなど気軽に楽しめるものです。

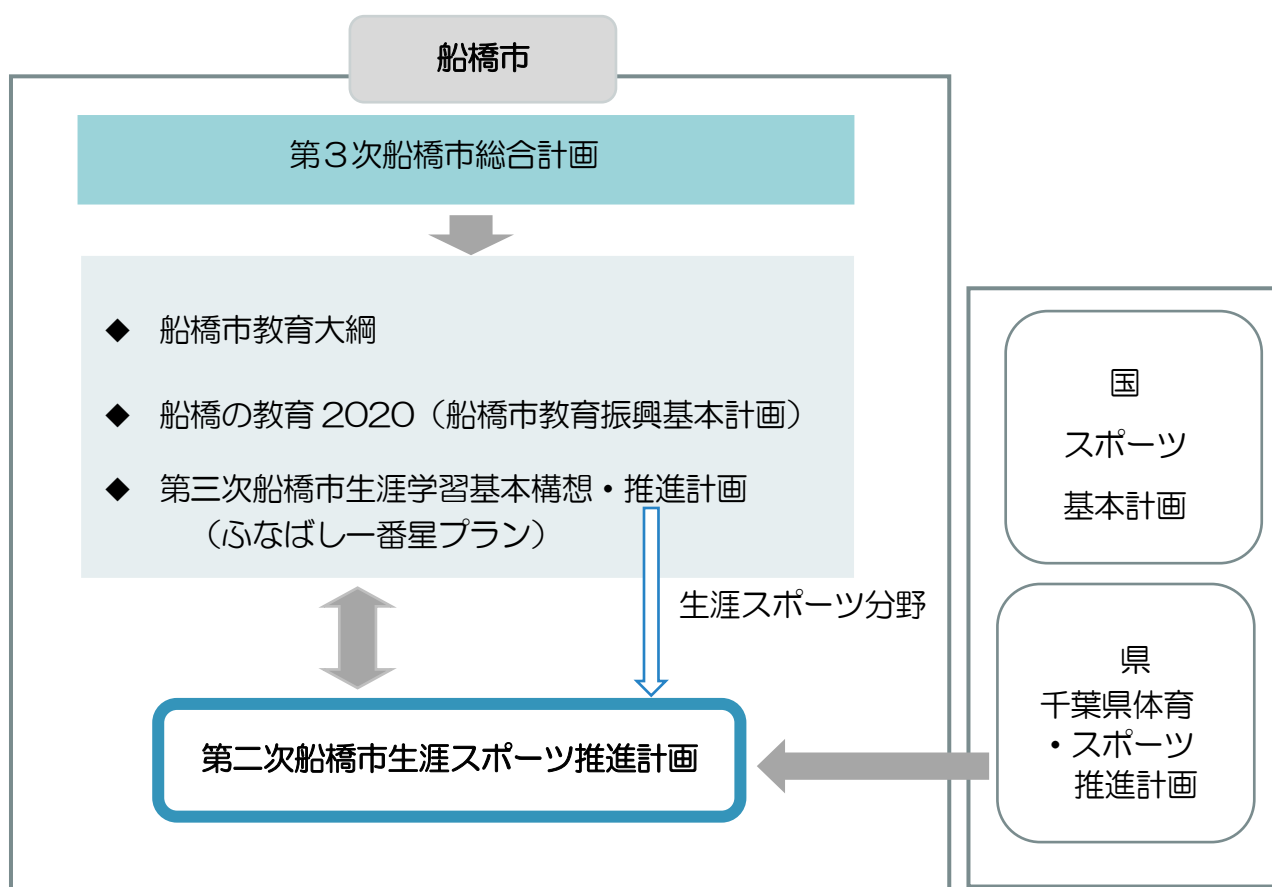
本計画では、スポーツをより生活に身近なものとし、これまでスポーツに縁のなかった人たちにも気軽にスポーツを楽しんでもらうため、スポーツの概念を幅広く捉えています。



4. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法¹に基づき、国の「スポーツ基本計画」及び県の「千葉県体育・スポーツ推進計画」を参酌するとともに、船橋市他計画との連携・整合を図りながら、船橋市の状況を踏まえ、市民のスポーツ活動を推進するための計画として位置づけます。

また、第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）において、生涯スポーツ推進計画は、生涯スポーツ分野に関する事業の推進を担うこととされています。



¹ 【スポーツ基本法】 昭和36年(1961年)に制定されたスポーツ振興法(昭和36年(1961年)法律第141号)を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める法規。

5. 計画の期間

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画は、令和4年（2022年）度から令和8年（2026年）度までの5年間を見据えた計画です。

それぞれの施策を着実に推進するとともに、進捗状況については、船橋市スポーツ推進審議会²に報告し、その意見を踏まえて、効果的な推進に努めます。

また、国・県の計画との整合性や社会情勢の変化等も踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

6. 事業の位置づけと計画の評価

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような不測の事態の発生等により、取り組むべき事業の優先順位の変更や、新たな事業の追加などが生じることが考えられます。

そのような際に、柔軟に対応していくため、計画内には各施策に対応する事業の位置づけは行わず、別途「各施策対応事業管理表」（以下、「管理表」という。）を作成し、管理していきます。そのため、推進計画全体の進捗状況を毎年点検することを目的として、基本施策1～3のそれぞれに毎年測定が可能な指標とその方向性を設定し、結果を船橋市スポーツ推進審議会に報告します。（毎年測定指標は33ページに掲載。）

また、管理表についても、同様に報告し、意見聴取の結果を事業所管課にフィードバックするとともに、指摘・提案事項等に基づいて管理表の更新をしていきます。

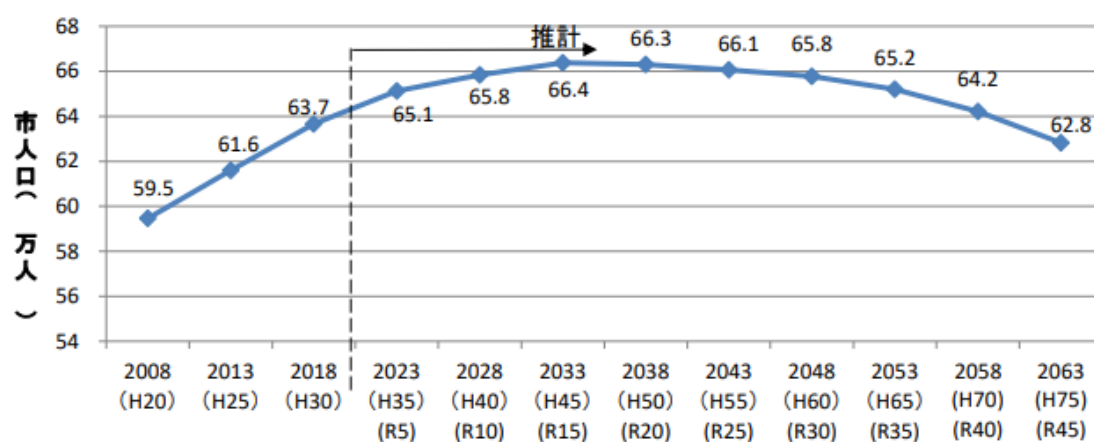
² 【船橋市スポーツ推進審議会】 スポーツ基本法第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関し、必要な事項を調査審議させるため、スポーツ団体及びスポーツ指導者団体並びに学識経験のある方の中から教育委員会が委嘱した、委員10人以内で構成する会議。

第2章 船橋市の現状と課題

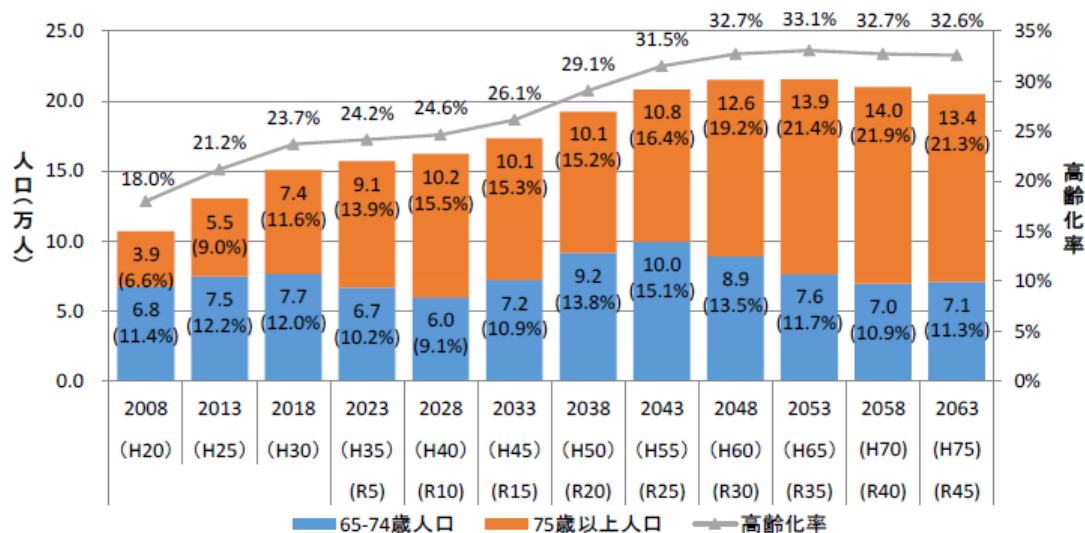
1. 人口の将来推計

市の総人口は、令和15年（2033年）まで緩やかに増加を続け、66.4万人をピークに以降は減少に転じる見込みです。令和元年から10年程度は特に75歳以上の人口の割合が増加する見込みです（人口推計調査報告書³より）。

総人口の将来推計（人口推計調査報告書〔令和元年5月〕より）



高齢者人口と高齢化率の将来推計（人口推計調査報告書〔令和元年5月〕より）



³ 【人口推計調査報告書】次期船橋市総合計画策定にあたり、計画期間における人口の推移を推測するため、平成28年3月に策定した「船橋市人口ビジョン」における人口推計を見直し、施策や事業の方向性、行政サービスの需要量等を検討するための基礎資料とすることを目的としたもの。
<https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/keikaku/OO2/sinsuikei.html>

2. 船橋市のスポーツ施設

体育施設

一部の施設は、利用者の利便性を高めるために指定管理制度を取り入れています。

また、大規模な大会やプロスポーツチームの試合など、「する」スポーツだけでなく、「みる」スポーツの場としても、最大限に活用しています。

種類	数	地図 No.	施設名	所在地
野球場	3面	①	運動公園（1面）	夏見台 6-4-1
		②	若松公園（2面）	若松 3-4-1
テニスコート	29面	①	運動公園（5面）	夏見台 6-4-1
		②	若松公園（2面）	若松 3-4-1
		⑤	北習志野近隣公園（6面）	習志野台 3-4-1
		⑥	高根木戸近隣公園（3面）	高根台 5-3-1
		⑦	法典公園（13面）	藤原 5-9-10
球技場（サッカー等）	1カ所	⑦	法典公園	藤原 5-9-10
体育館	2館	①	運動公園	夏見台 6-4-1
		⑧	総合体育館	習志野台 7-5-1
トレーニング室	2カ所	①	運動公園	夏見台 6-4-1
		⑧	総合体育館	習志野台 7-5-1
プール	2カ所	①	運動公園（屋外）	夏見台 6-4-1
		⑧	総合体育館（屋内）	習志野台 7-5-1
陸上競技場	1カ所	①	運動公園	夏見台 6-4-1
弓道場	2カ所	①	運動公園	夏見台 6-4-1
		⑧	総合体育館	習志野台 7-5-1
武道場	4面	⑨	武道センター（4面）	市場 1-3-1
相撲場	1カ所	⑨	武道センター	市場 1-3-1
運動広場等（野球やサッカー、軽スポーツ等）	6カ所	①	運動公園	夏見台 6-4-1
		③	高瀬下水処理場上部運動広場	高瀬町 56-1
		④	行田運動広場	行田 2-11-1
		⑤	北習志野近隣公園	習志野台 3-4-1
		⑥	高根木戸近隣公園	高根台 5-3-1
		⑦	法典公園	藤原 5-9-10

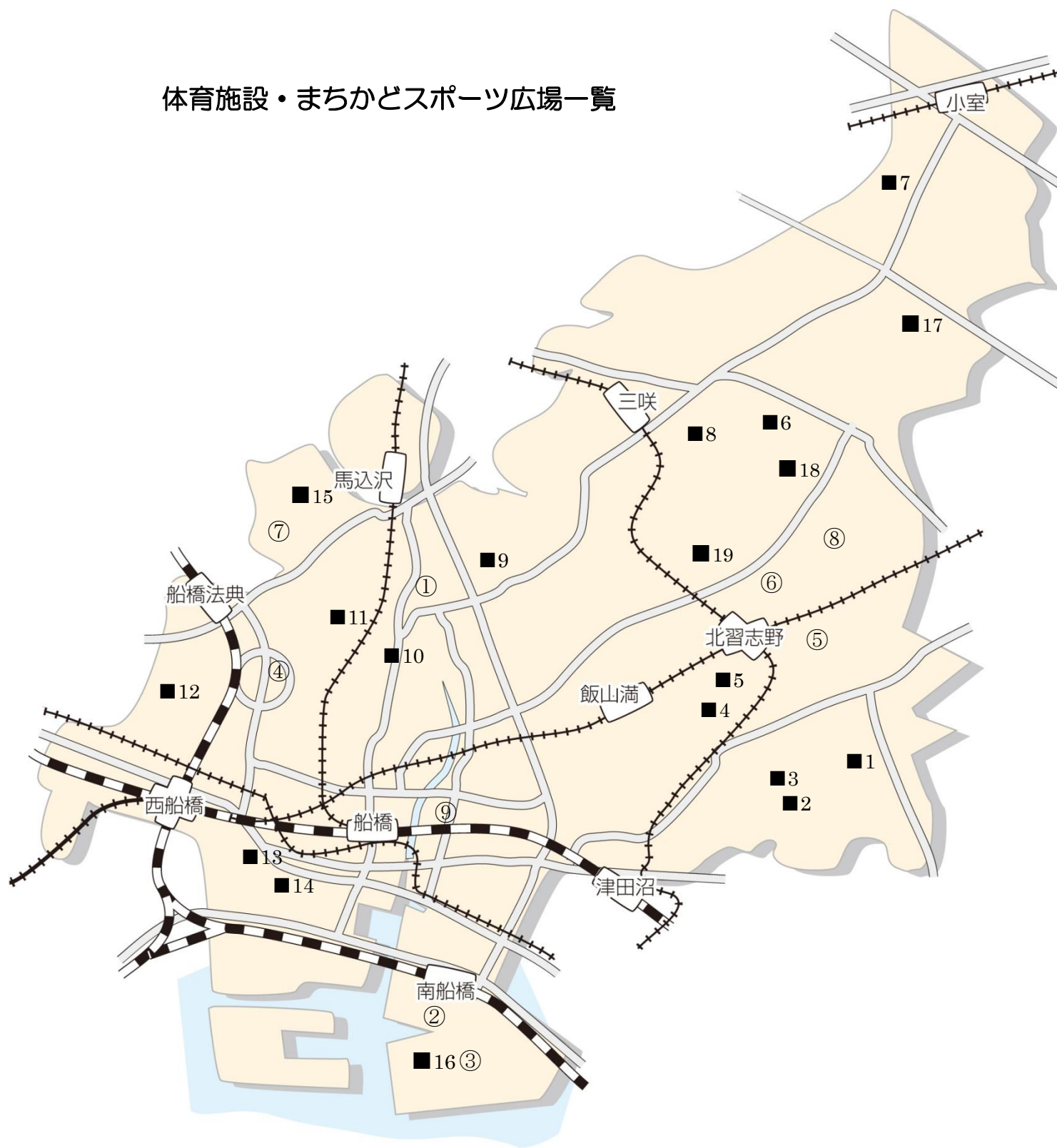
※上記の施設は、教育委員会が所管する体育施設のみを記載しています。

まちかどスポーツ広場

まちかどスポーツ広場は、いつでも、身近で気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設です。

地図 NO.	名称	所在地	施設の概要
■1	三山	三山6-2	トイレ
■2	三田（団地分）	田喜野井2-29	
■3	田喜野井	田喜野井4-33-1	トイレ
■4	飯山満	七林町3-437-35	
■5	月見台	飯山満町3-1892	
■6	みのり台調整池	大穴北3-33	バスケットゴール
■7	大神保町	大神保町1342-1	トイレ
■8	三咲	三咲4-10	
■9	金杉	金杉3-23	トイレ
■10	夏見台	夏見台5-14	バスケットゴール、トイレ
■11	旭町	旭町1-4	トイレ
■12	中山競馬場 古作第二駐車場	古作2-1	
■13	海神川左岸	海神町南1-1577-1	スライドベンチ、パラレルハンガー
■14	海神川右岸	海神町南1-1577-1	バネ付平均台、懸垂平行棒
■15	藤原	藤原7-406-1	トイレ
■16	高瀬町	高瀬町56	野球場1面、少年野球場4面 球技場、トイレ
■17	豊富	豊富町1456-1	少年野球場2面、トイレ
■18	古和釜町	古和釜町787-16	少年野球場1面、トイレ
■19	大穴	大穴町644-18	フットサルゴール、トイレ

体育施設・まちかどスポーツ広場一覧



3. 船橋市の学校等体育施設

市民の健康増進および生涯スポーツの普及振興を目的とし、市立小中学校及び市立船橋高等学校等の体育施設を学校教育に支障のない範囲内で、スポーツ活動の場として開放しています。

開放方法

区分	体育施設	開放日時	開放期間	開放の単位	
小学校等	運動場	開放校ごと	4月～3月	運動場及び体育館の使用時間は1団体1回につき3時間以内 プールは小学生以上の個人に開放	
	体育館		夏季休業中		
	プール				
中学校	運動場		4月～3月		
	体育館				
	運動場夜間照明灯	月曜日及び祝日の翌日を除く19時～21時	4月～10月	19時～21時の2時間	
高等学校	運動場 (テニスコート)	月曜日から金曜日の 9時～15時	4月～3月	1団体1回につき3時間以内	

令和2年（2020年）度開放状況 （ ）は特別支援学校

施設	小学校等	中学校	高等学校	計
運動場	55(1)	20	1	76(1)
体育館	55(1)	27	—	82(1)
プール	—	—	—	—
学校ナイター (運動場夜間照明灯)	—	10	—	10

※プール開放は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020年）度及び令和3年（2021年）度は休止。

4. 船橋市内のスポーツ関係団体

（１）. 船橋市スポーツ協会

船橋市スポーツ協会（昭和24年（1949年）4月設立）は、船橋市におけるスポーツ団体の統一組織として体育・スポーツの普及発展と市民のスポーツ活動を通じた健康づくりに寄与することを目的とし、スポーツ大会の実施や、指導者の育成、加盟団体やスポーツ少年団の支援を行っています。船橋市では52団体（令和3年（2021年）9月1日現在）の競技団体が加盟しています。

（２）. 船橋市スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき市教育委員会から委嘱された非常勤の公務員です。船橋市のスポーツ事業への協力と、地域住民に対する実技指導、住民のスポーツ活動の推進のための組織の育成及びスポーツについての関心と理解を深める活動を行っています。

また、スポーツ推進委員相互の連絡調整を図るために、スポーツ推進委員協議会を設けています。協議会は地域コミュニティ別に5ブロック24地区に区分され、地域に密着した、様々なスポーツ推進活動を行っています。船橋市では令和3年（2021年）9月1日現在192人（定員200人）のスポーツ推進委員が委嘱されています。

（３）. 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで様々な種目にそれぞれのレベルに合わせて参加でき、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

船橋市では、「大穴スポーツクラブ」、「八木が谷スポーツクラブ」、「ならだいスポーツクラブあまなつ」、「薬円台みんなのクラブ」（令和3年（2021年）4月現在）が活動しています。

（４）. 社会教育関係団体（スポーツ関係団体）

社会教育関係団体は、公の支配に属さない自主・自立した団体で、地域に積極的にかかわり、市民の学習活動・体育レクリエーション活動などの社会教育に関する事業を行うことを主目的とする団体です。市内全域で活動するスポーツ関係団体は9団体、会員数は35,272人（令和3年（2021年）度現在）です。※（１）船橋市スポーツ協会及び（２）船橋市スポーツ推進委員協議会を含みます。

5. 第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果

第一次船橋市生涯スポーツ推進計画では、各施策に対応する事業について、次ページの評価区分を使用して各事業の平成27年（2015年）度から令和元年（2019年）度をとおした評価を行いました。ここでは、施策ごとに「A または B 評価」として事業の割合を算出し、方策全体の評価を行い、第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果を検証しました。

第一次船橋市生涯スポーツ推進計画のめざすべき姿

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも気軽に楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場と機会が提供される状態

第1部 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備

少子・高齢化への進展、価値観の多様化により、市民一人ひとりのスポーツを通じた人との交流や健康づくり、体力づくり、まちづくりの要求が高まる中、市民自らが積極的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組み、地域住民が主体となって推進していけるよう、スポーツ関係団体等との連携、指導者の養成と活用等を行い、スポーツ推進体制を充実させていきます。

さらに身近な公共施設でのスポーツ施設案内や予約等の効率化を促進すること、指定管理者制度⁴の活用することなど、生涯スポーツ・レクリエーションの推進体制や基盤の整備・促進を図ります。

第2部 生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進

市民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズを把握し、体力等に応じて気軽に参加できるよう各種スポーツ教室、レクリエーション大会を開催し、地域ぐるみでスポーツ・レクリエーションが楽しめるよう活動機会の充実を図ります。

学校での体育・スポーツ活動を充実させ、競技力の向上ばかりでなく、観る側にも大きな感動や活力を与える競技スポーツの推進や、高齢者や障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進します。

⁴ 【指定管理者制度】平成15年9月の地方自治法の改正により創設されたもので、公の施設の管理運営を民間事業者やNPO法人等の指定管理者に一括して委任する制度のこと。

第3部 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

市民が身近なところで気軽にウォーキングやランニングなどのスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるように既存の施設の整備・充実を図っていきます。

また、学校教育活動に支障のない範囲で、市内全小中学校及び特別支援学校等で、運動場、体育館を開放し、地域住民のスポーツ活動の拠点となるよう、運営管理や積極的な学校体育施設開放の工夫改善に努めます。

多くの市民が市内スポーツ・レクリエーション施設でスポーツ等の活動ができるよう、民間企業や地域の大学などと連携・協力していきます。

第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の評価

【 評 価 区 分 】	A.目標に対し達成度が非常に高い・数値目標の場合、80%以上
	B.目標に対し達成度が高い・数値目標の場合、60%以上 80%未満
	C.目標に対し達成度がやや低い・数値目標の場合、40%以上 60%未満
	D.目標に対し達成度が低い・数値目標の場合、40%未満

	施策	AまたはB 評価の割合	Aまたは Bの数	事業の 数
第1部	(1) 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の促進	60%	3	5
	(2) スポーツ・レクリエーション指導者の養成と活用	100%	5	5
	(3) 健康・体力づくり環境の整備	100%	8	8
	(4) スポーツ・レクリエーション国際交流の推進	100%	2	2
第2部	(1) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の機会の拡充	100%	8	8
	(2) 学校での体育・スポーツ活動の充実	100%	9	9
	(3) 競技スポーツの充実	100%	5	5
	(4) 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への参加の促進	100%	3	3
	(5) 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加の促進	100%	5	5
第3部	(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備	100%	3	3
	(2) 学校体育施設の開放	100%	1	1
	(3) 民間スポーツ・レクリエーション施設、地域にある大学等との連携・協力	100%	3	3

第一次船橋市生涯スポーツ推進計画では、57事業のうち、55事業（96.4%）が「AまたはB評価」であり、方策全体としては順調に推進できました。

しかし、第1部(1)「生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の促進について」のみ60%となっており、「総合型地域スポーツクラブの設立支援・育成」及び「総合型スポーツクラブ連絡協議会の支援」の達成度が低いことから、引き続き対策が必要です。（→第二次船橋市生涯スポーツ推進計画における対応施策：施策3-1 取組1（46ページ））

6. 現状と課題

令和元年（2019年）度に実施した船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート等の調査結果及び各事業の評価等から、現状と課題を整理しました。

【船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート】

期間：令和元年(2019年)10月17日～11月6日

対象：満18歳以上の市民1,300人

回答数：合計398人（郵送336人、インターネット62人）、回答率：30.6%

◇nは、設問に対する回答者数です

◇調査結果の数値は、原則として回答率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して、少数点以下第1位まで表記しているため、100%にならないことがあります。

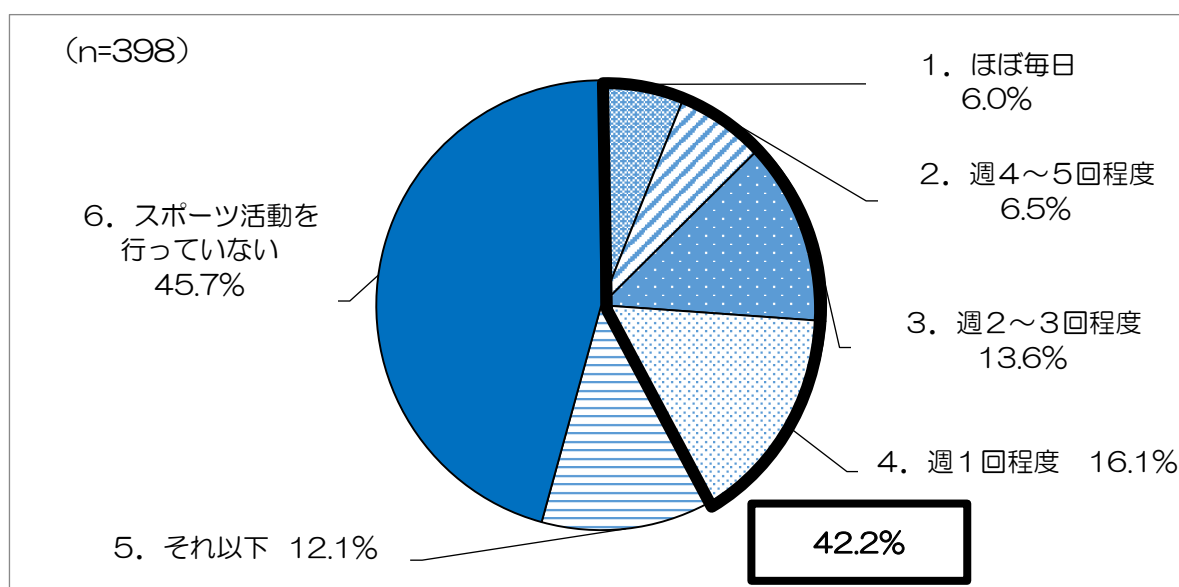
◇回答者が複数回答できる設問の場合、その回答率の合計は100%を超えることがあります。

◇本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化していることがあります。

（１） スポーツ実施率

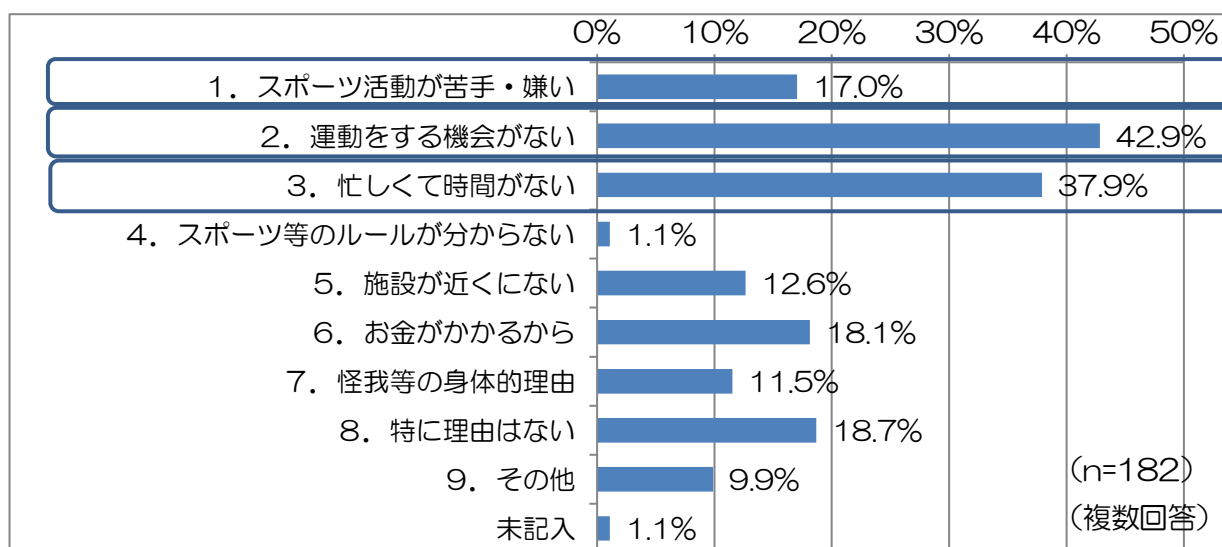
・18歳以上の人の週1日以上スポーツ実施率は42.2%と平成25年（2013年）度に行った同アンケートの51.5%から9.3ポイント下がる結果となりました。また、国の第2期スポーツ基本計画における成人の週1回以上のスポーツ実施率目標値となる65%と比較しても大きく下回っています。【表1】

【スポーツ活動の頻度：表1】



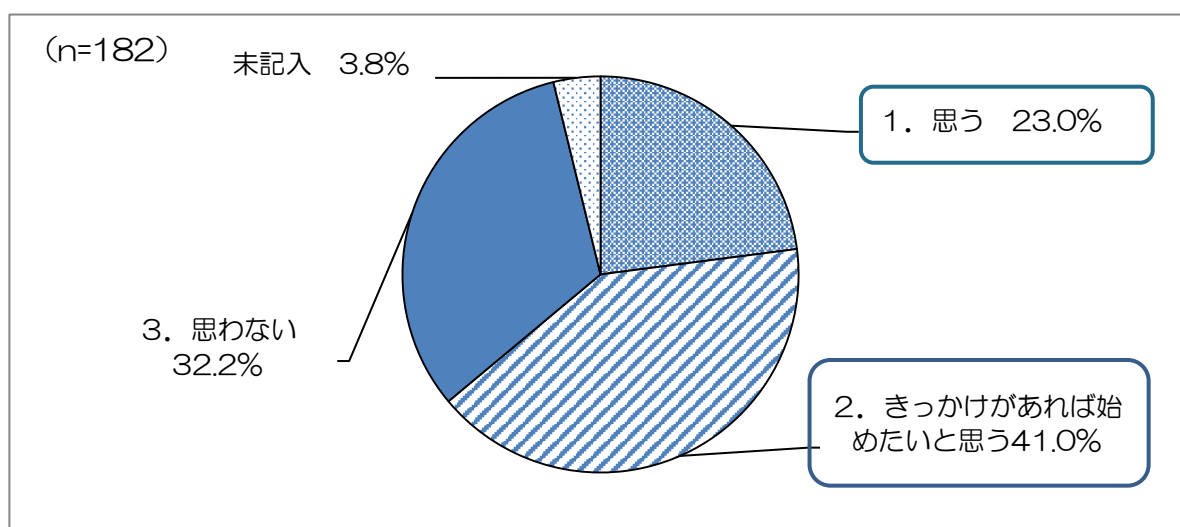
・スポーツ活動を行っていない市民は45.7%となっており、スポーツ活動を行っていない理由は、「運動をする機会がない」が42.9%、「忙しくて時間がない」が37.9%、「スポーツが苦手」が17.0%となっています。また、「特に理由はない」が18.7%となっています。【表 1,2】

【スポーツ活動を行っていない理由：表 2】



・スポーツを行っていない市民のうち、「これからスポーツ活動を始めたいと思う」が23.0%、「きっかけがあれば始めたいと思う」が41.0%となっています。【表 3】

【スポーツ活動を始めたいと思うか：表 3】



・スポーツ活動を行っていない人のスポーツ活動を行っていない理由は、年齢や性別で違いがあることから、年齢や性別による対象毎の対応を考える必要があります。女性と男性と比較して、「スポーツ活動が苦手・嫌い」が多くなっています。【表 4】

【「スポーツ活動を行っていない人」の回答者属性別の要因（回答から集計）：表 4】

(n=180) (複数回答) (人)	1. スポーツ活動が苦手・嫌い	2. 運動をする機会がない	3. 忙しくて時間がない	4. スポーツ等のルールが分からない	5. 施設が近くにない	6. お金がかかるから	7. 怪我等の身体的理由	8. 特に理由はない	9. その他
男性 18-59 歳	3	18	18	2	3	8	2	5	3
男性 60 歳以上	2	10	5	0	3	3	7	7	3
女性 18-59 歳	14	42	41	0	11	18	1	10	5
女性 60 歳以上	12	7	5	0	5	3	11	11	7

・「地方自治体におけるスポーツ実施率向上のための基盤構築⁵（令和元年度）（船橋市）」のアンケートでは、小学生以下の子供の運動・スポーツ実施状況は「定期的に運動・スポーツを実施していない」が79.4%と高い結果となっています。

・人口減少や人生 100 年時代と言われる長寿化の中で、子供から高齢者まで一人一人が生涯にわたり、健康でいきいきと過ごす上でスポーツは大きな役割を担っており、市はこれまでも年代に応じた様々な取り組みを行ってきました。子供のころからの運動習慣の形成、基礎的な体力や運動能力の向上、高齢者の健康・体力の保持増進、介護予防、スポーツを通じた地域交流など、継続的な取組が必要です。

・市内のスポーツ関係団体と連携し、年齢や障害の有無、経験等に関わらず誰もが参加しやすい、大会やイベントを開催しました。毎年多くの参加がありますが、近年、その参加者は横ばいの傾向があります。初心者向けのスポーツ教室の実施により、スポーツを新たに始めたいと思っている市民に対して機会を提供しました。毎年多くの参加がありますが、教室の開催種目に偏りがみられます。

⁵【地方自治体におけるスポーツ実施率向上のための基盤構築】地域住民の運動・スポーツ参加に関する特徴及び課題を把握するアンケート調査を実施するための調査項目等の検討を行い、調査票を作成するための地方自治体におけるモデル調査。

(2) 障害者のスポーツ実施率

【障害者を対象にした船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート】

期間：令和元年（2019年）12月27日～令和2年（2020年）1月26日

対象：満20歳以上の市民240人

回答数：合計121人（郵送 336人、インターネット 0人）、回答率：50.4%

◇障害者を対象にしたアンケートの表については「（障害者）」と記載してあります。

◇nは、設問に対する回答者数です

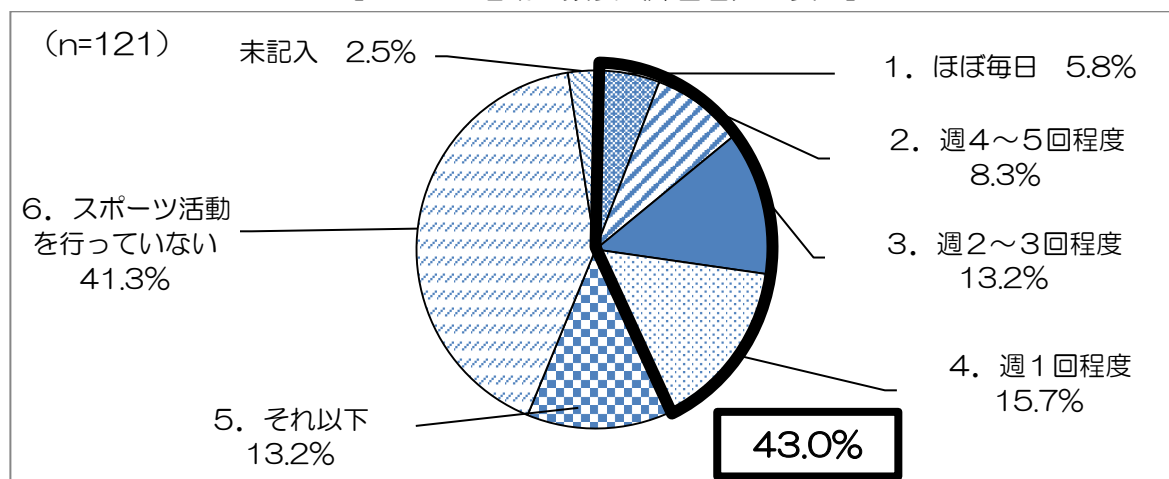
◇調査結果の数値は、原則として回答率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して、少数点以下第1位まで表記しているため、100%にならないことがあります。

◇回答者が複数回答できる設問の場合、その回答率の合計は100%を超えることがあります。

◇本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化していることがあります。

・障害者を対象にした「船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート」によると、障害者（成人）の週1回以上のスポーツ実施率は43.0%であり、国の「『障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）』報告書⁶（令和2年3月）」の障害者（成人）の週1日以上スポーツ・レクリエーション実施率25.3%を大きく上回りました。本市の障害者のスポーツ実施率が国より高いことの要因としては、定期的にスポーツ活動を行う機会が多い市保健所デイクアクラブに通所する方などにアンケートを実施したことが考えられます。また、国の第2期スポーツ基本計画における障害者（成人）の週1回以上のスポーツ実施率の目標値は40%となっています。【表5】

【スポーツ活動の頻度（障害者）：表5】

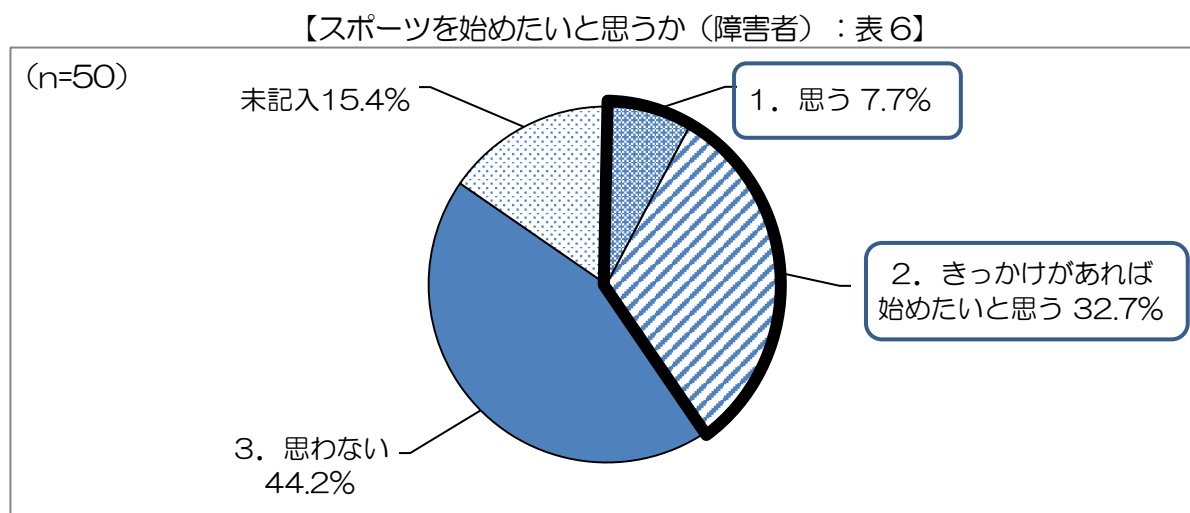


⁶ 【『障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）』報告書】スポーツ庁が、全国の障害児・者のスポーツ・レクリエーション活動の実施状況やニーズを把握し、今後の障害児・者へのスポーツ環境の提供に関する基礎情報を得ることを目的とし、令和元年（2019年）11月に障害児・者本人あるいは同居する家族で障害児・者がいるものを対象として行った調査。

・平成30年（2018年）度に船橋市パラスポーツ協議会⁷を設立し、パラスポーツ体験会やボッチャ用具の貸し出しを開始しました。市内小中学校を中心に体験会を開催し、特にボッチャは、誰もが体験しやすく好評でした。ボッチャ用具は、市民の利便性を考慮し地域におけるパラスポーツを推進するため、各基幹公民館に1セットずつ配置し、貸し出しを行いました。

千葉県におけるパラリンピック聖火フェスティバルに向けて、令和3年（2021年）8月15日に開催されたパラリンピック聖火（船橋市の火）の種火を採る式典に、市内の特別支援学校や小学校の生徒などが参加しました。東京2020パラリンピックには、船橋ゆかりのアスリートが出場するなど、市民のパラスポーツに対する関心は一定程度高まったものと考えられます。東京2020パラリンピック閉会後もパラスポーツが継続されるよう、パラスポーツの理解促進や普及啓発が必要です。

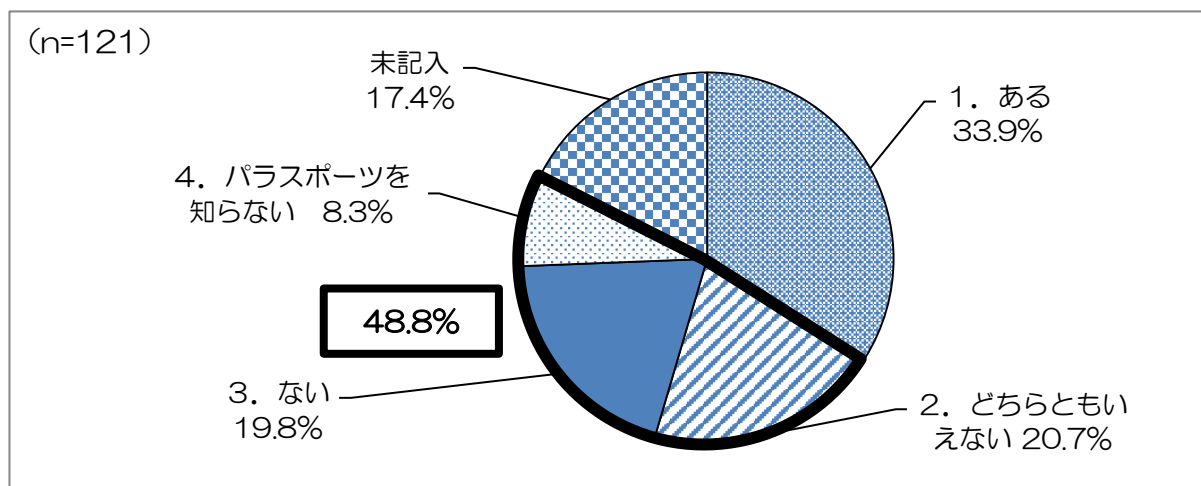
・市民マラソン・駅伝大会では障害のある方が参加できるよう配慮を行いました。また、市民団体が実施するパラリンソフトボール大会、パラ水泳大会等の障害者が参加できる大会の開催を支援することで、障害者が参加できる大会の振興に努めました。また、特別支援学校及び特別支援学級に通学する児童・生徒を対象としたサッカー教室を開催することで、児童の心身の健全な育成や余暇支援を図りました。スポーツを行う機会がない児童や保護者から大変好評を得ましたが、まだまだ参加者が少ないことが課題です。その一方で、スポーツ活動を行っていない市民（障害者）のうち、「これからスポーツ活動を始めたいと思う」が7.7%、「きっかけがあれば始めたいと思う」が32.7%となっています。【表6】



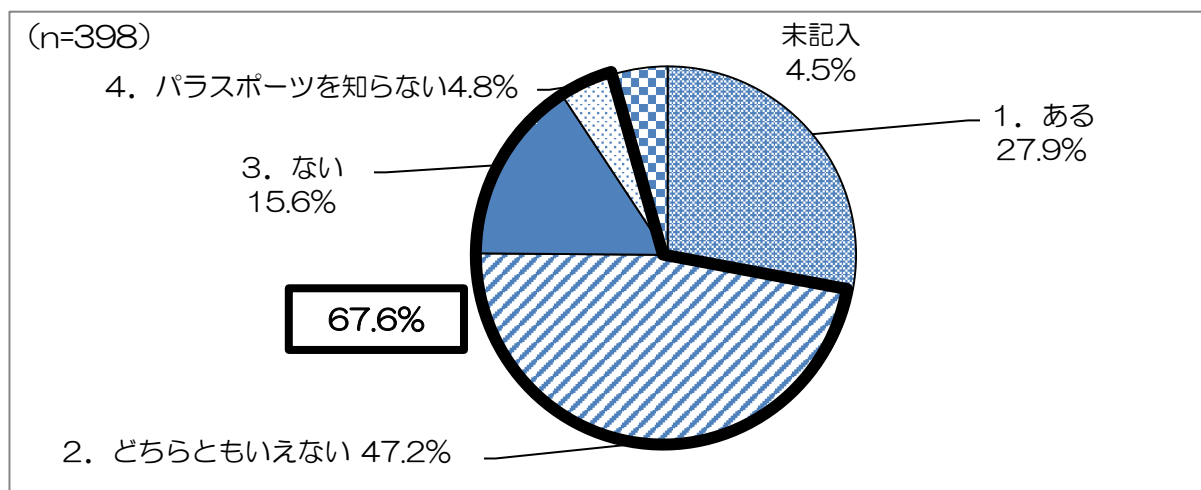
⁷ 【船橋市パラスポーツ協議会】 船橋市パラスポーツ協議会設置要綱の規定に基づき、船橋市生涯スポーツ推進計画に掲げる障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策の推進に関し、必要な事項を調査審議させるため、障害福祉団体、スポーツ団体及びスポーツ指導者団体並びに学識経験のある方の中から教育委員会が委嘱した委員で構成する会議。

・障害者やパラスポーツへの理解を深めるために、パラスポーツ関係のアスリート等による講演会の開催やスポーツ義足体験授業等を行いました。市民（障害者）のパラスポーツへの関心が「どちらともいえない」、「ない」及び「パラスポーツを知らない」が48.8%、市民のパラスポーツへの関心が「どちらともいえない」、「ない」及び「パラスポーツを知らない」が67.6%となっています。【表 7,8】

【パラスポーツに関心があるか（障害者）：表 7】



【パラスポーツに関心があるか：表 8】

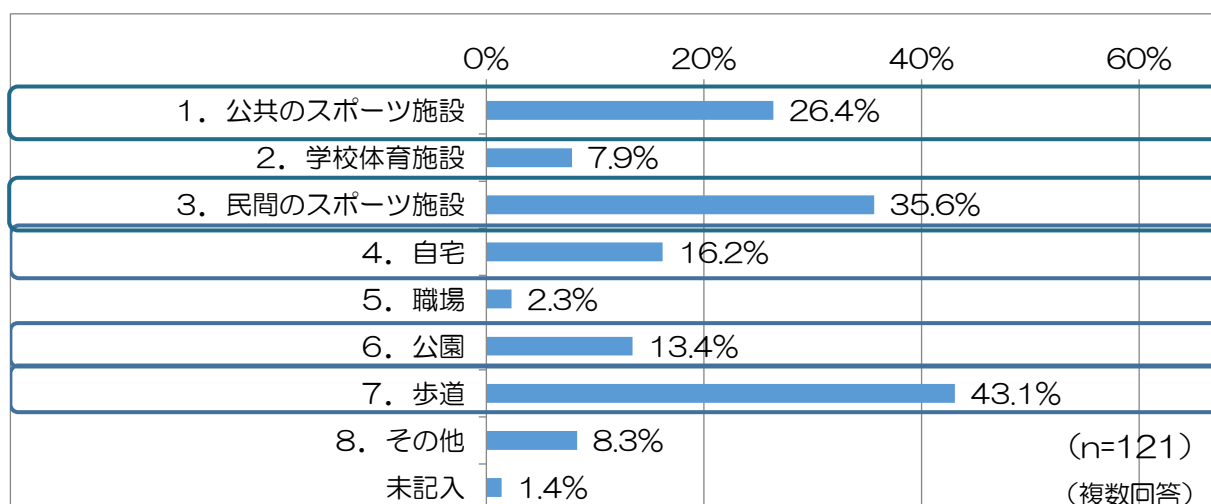


(3) スポーツを行う環境

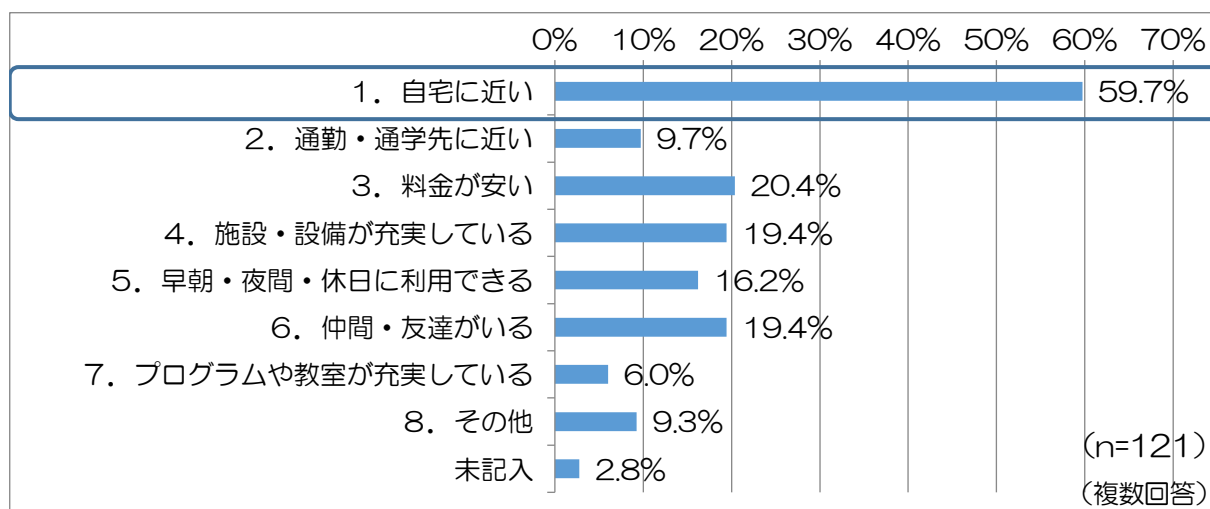
・スポーツを行う場所は、ウォーキングなどのスポーツを行う人が多いことから「歩道」が最も多く43.1%になっており、「自宅」が16.2%、「公園」が13.4%となっています。また、その場所でスポーツを行う理由は、「自宅に近い」が59.7%と最も多いことから、自宅に近い身近な場所でスポーツ活動を行う市民が多いことがわかります。【表9,10】

・ウォーキング等のスポーツを行う場所が歩道等の公共の場やまちの中にある施設であることから、スポーツを行う市民が増えると同時に、スポーツ活動時におけるマナーやルール違反によるトラブルや、事故の危険が増加することが予想されます。それらを未然に防ぐことが課題です。

【主にスポーツ活動を行う場所：表9】

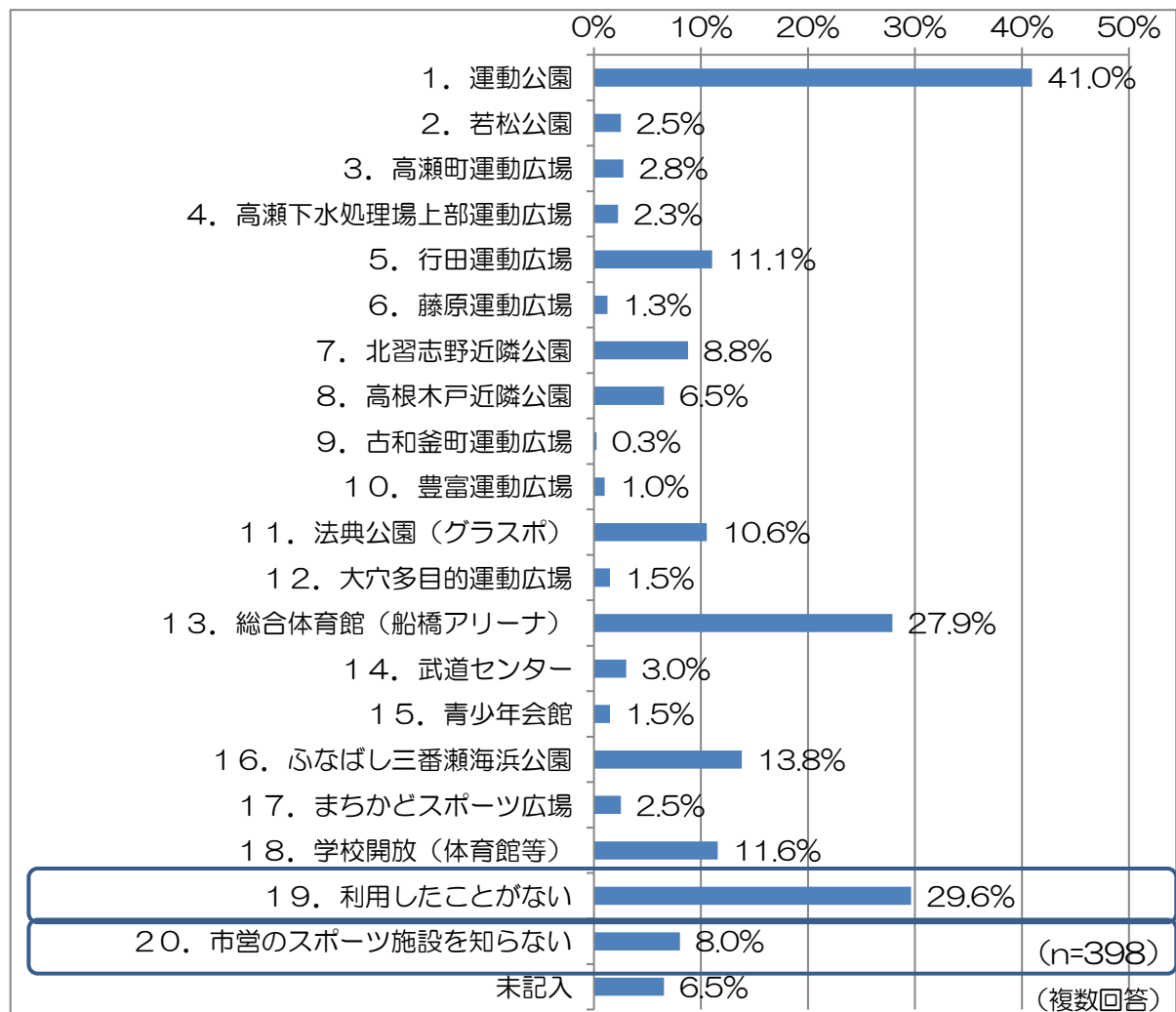


【主にその場所で活動する理由：表10】



・気軽にスポーツができる施設として、市内各地にまちかどスポーツ広場・運動広場がありますが、認知率・認知度が低いことで利用に繋がらないこと、平日の昼間の稼働率が低いことが課題です。市営のスポーツ施設を「利用したことがない」は29.6%、「知らない」は8.0%となっています。【表 11】

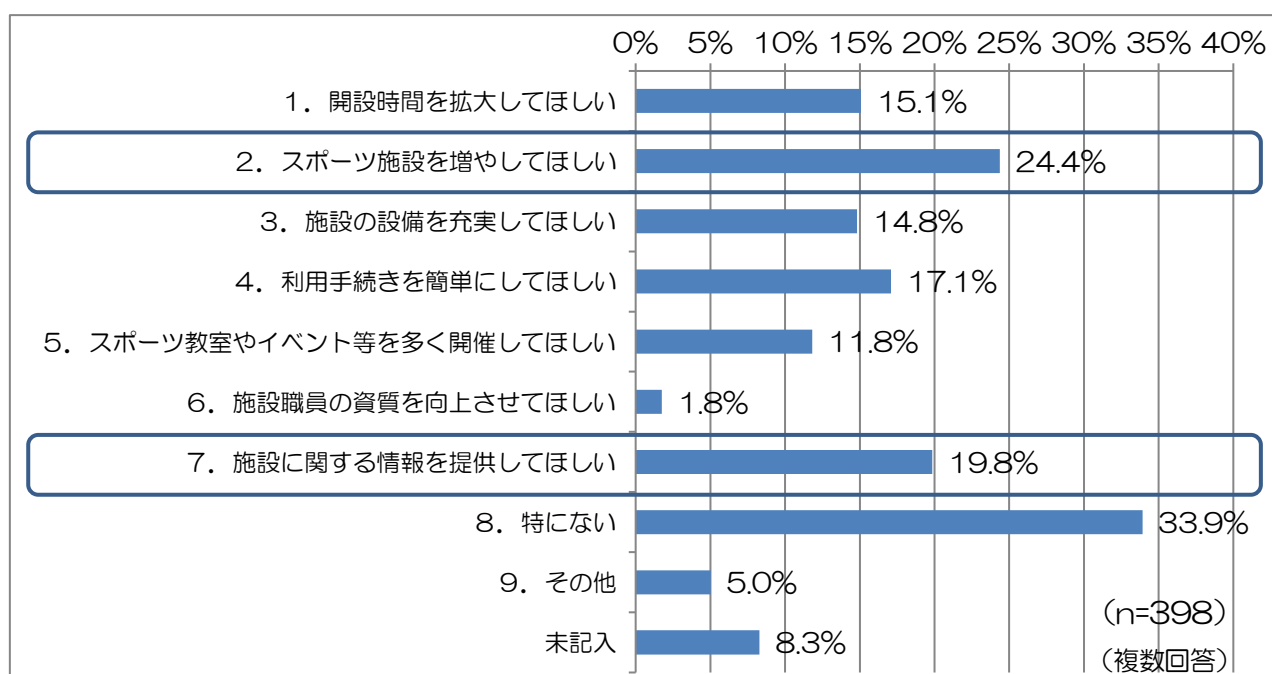
【市営のスポーツ施設を利用したことがあるか：表 11】



・スポーツを行う場所が「民間のスポーツ施設」が35.6%、「公共のスポーツ施設」が26.4%と施設を利用する市民もいます。利用者の便性・公平性の向上を図るため、施設の予約システムの導入を行いました。また、多様化するスポーツ施設へのニーズに対応するため、運動公園や船橋アリーナ等において、指定管理者制度を導入することによる施設機能の向上に努めてきました。【表9（P20）,表12】

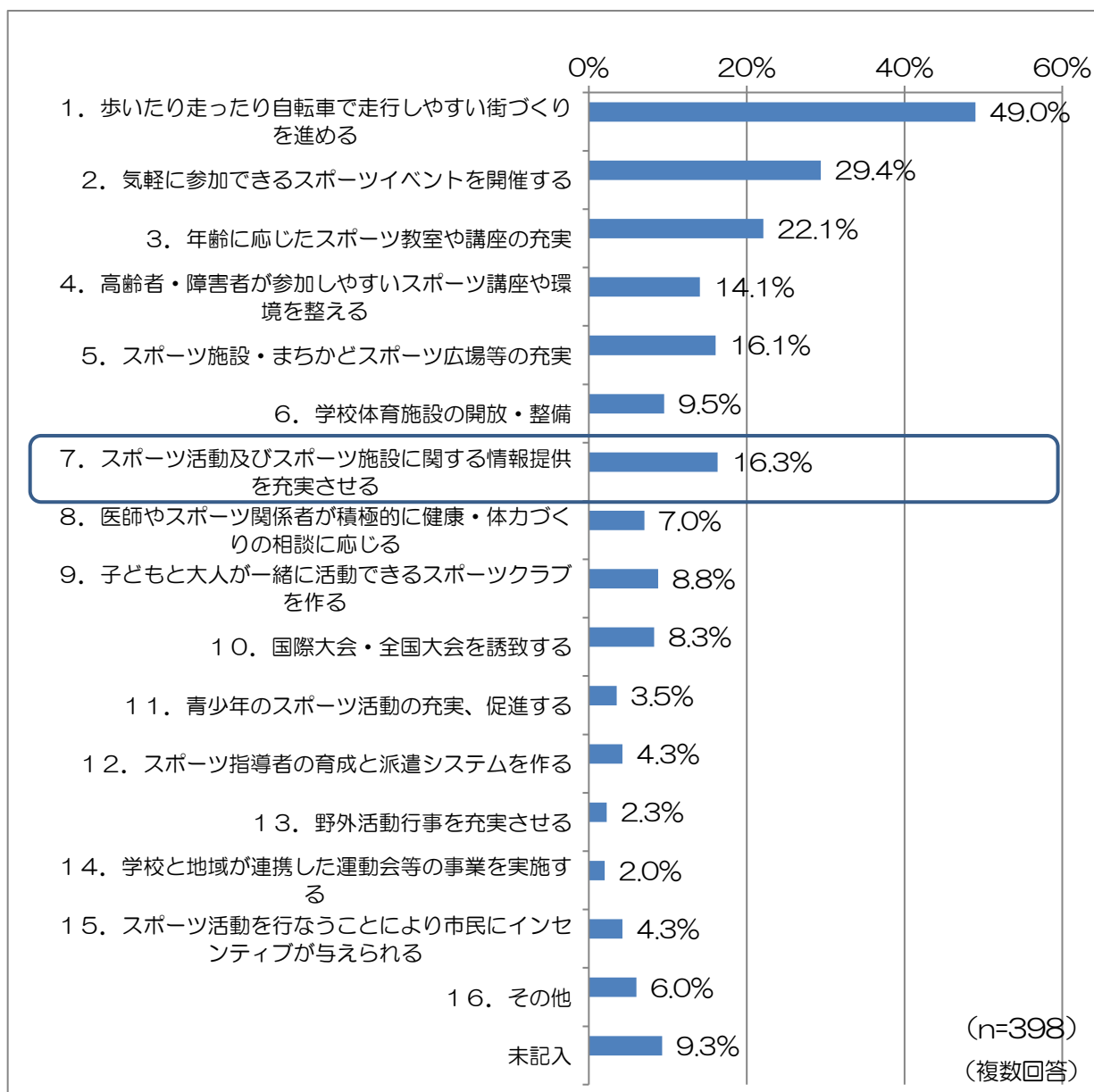
・市営のスポーツ施設に望むこととして、「施設を増やしてほしい」が24.4%と多くありますが、騒音や飛球の問題があるため、駅近くや住宅地に施設を設置することが難しいことから、施設を増やすことは容易ではなく、既存の施設をいかに有効活用していくかが課題となっています。【表12】

【市営のスポーツ施設に望むこと：表12】



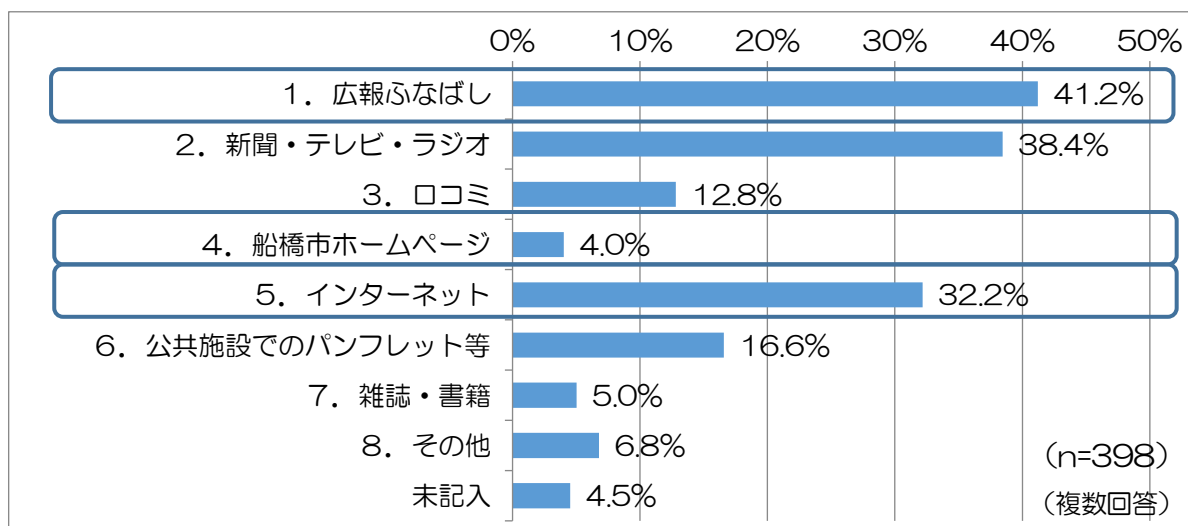
・スポーツ活動の推進について市に望むこととして、「スポーツ活動・スポーツ施設に関する情報提供を充実させる」が16.3%、市営のスポーツ施設に望むこととして、「施設に関する情報を提供してほしい」が19.8%となっており、市民が情報を必要としていることが伺えます。【表12（P22）,13】

【スポーツ活動の推進に関して市に期待すること：表13】



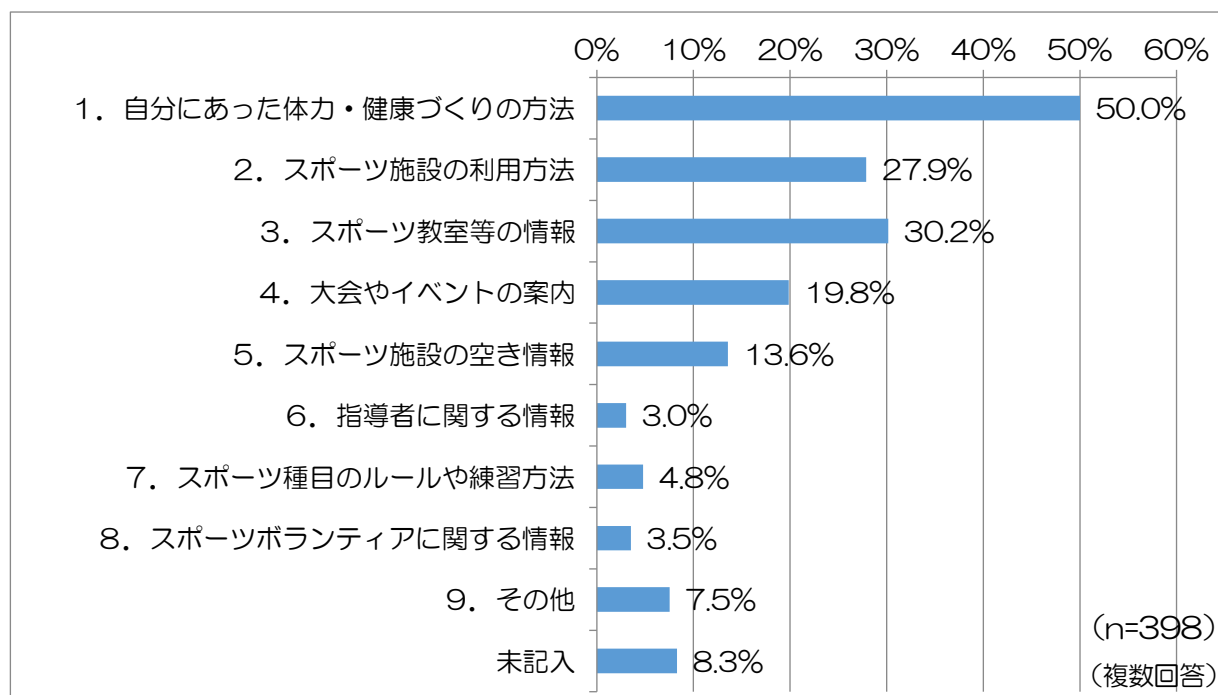
・スポーツ活動に関する情報の入手方法は、「広報ふなばし」が最も多く41.2%となっています。また、「インターネット」が32.2%と高い中、「市ホームページ」は4.0%と非常に低くなっています。【表14】

【情報の入手方法：表14】



・市民がスポーツ活動に関して入手したい情報の内容は様々で、市民のニーズに対応した情報発信が課題です。【表15】

【スポーツ活動に関して入手したい情報の内容：表15】



(4) スポーツを行う形態・組織・人材

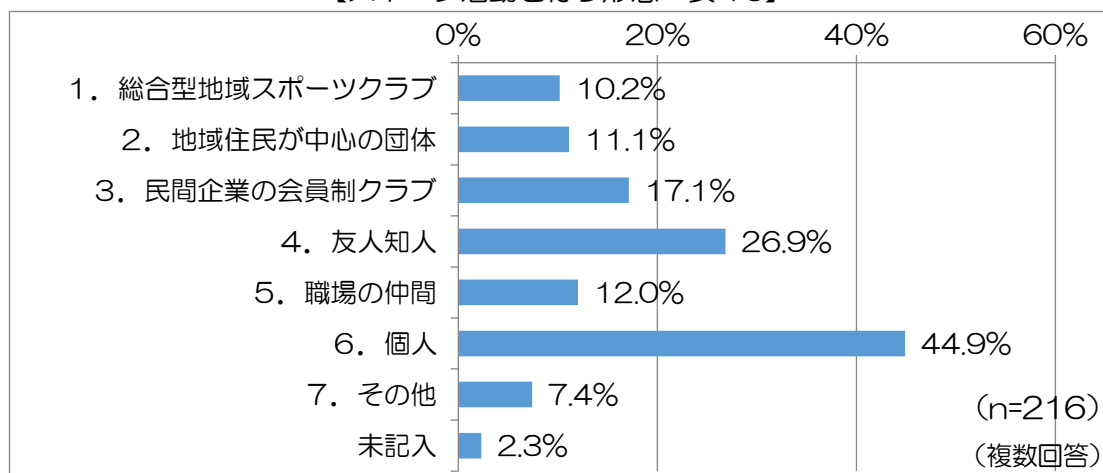
・スポーツ関係団体で活動する市民は自らスポーツを行うとともに、スポーツイベントを運営するリーダー・指導者となりえる人材であり、スポーツ実施率向上に必要不可欠な人材ですが、会員数は減少傾向にあります。スポーツ関係団体の中で、スポーツ推進委員はスポーツ基本法に規定され、実技指導や行事の企画運営等を行い、地域のスポーツ振興に必要不可欠な人材ですが、高齢化や認知度不足等により委員数が確保されていないことが課題です。

・船橋市スポーツ推進委員等の地域住民等が主体で行うスポーツイベントは「自宅の近く」で、「気軽に参加できるスポーツイベント」として、市民の需要に対応しています。いずれも地域に定着し、毎年多くの参加がありますが、若い世代の参加者を増やすことなどが課題です。主催する団体によっては高齢化等の理由により、今後、イベントの開催が困難となる可能性があることも課題です。

・総合型地域スポーツクラブは、地域住民が、身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、子供から高齢者まで、様々なスポーツを行う人が、経験やレベルを問わず参加できる、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブですが、活動場所や指導者が確保できない等の課題が多いことから新しいクラブの開設に至らないことや高齢化等によりクラブの維持が困難となり解散してしまうことから、クラブ数が伸びないことが課題です。

・団体の構成員の高齢化や、個人・民間企業の会員制クラブ・友人知人との活動が増え、活動する形態に変化がみられます。背景として、気軽にできる個人での活動の増加や、インターネットやSNS等の普及により組織に属さずとも個人間を繋ぐツールの普及があると推察されます。【表 16】

【スポーツ活動を行う形態：表 16】

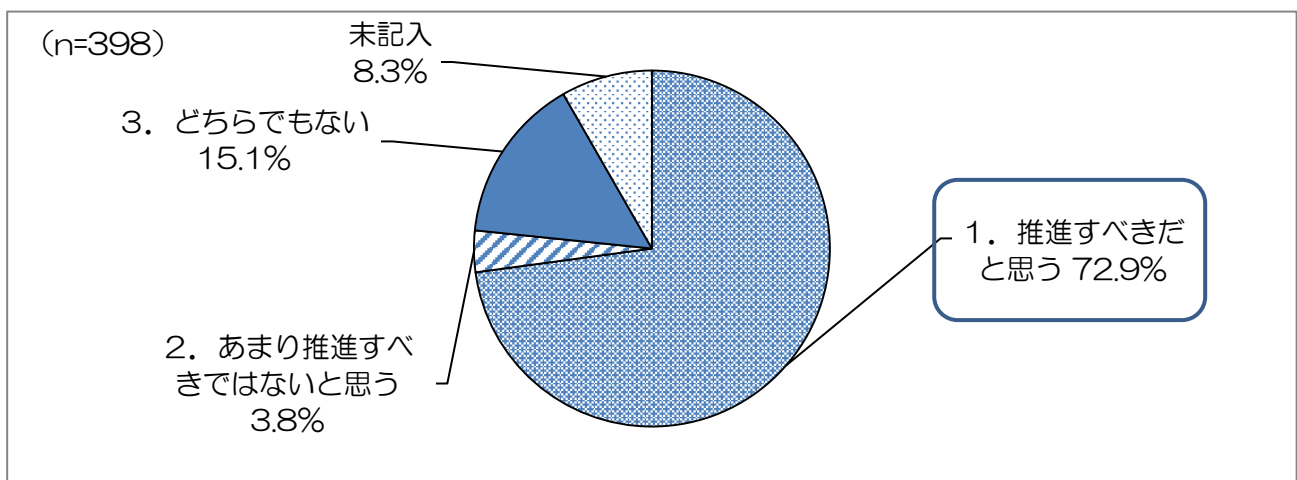


(5) プロスポーツチーム等との連携

・平成27年(2015年)5月にプロバスケットボールチーム「千葉ジェッツふなばし」、平成28年(2016年)6月にラグビーチーム「クボタスピアーズ」と「船橋市民のスポーツ活動の振興及び青少年の健全育成等を図るための相互連携・支援協力に関する協定⁸」を締結し、各チームと連携した地域交流などに取り組んできました。

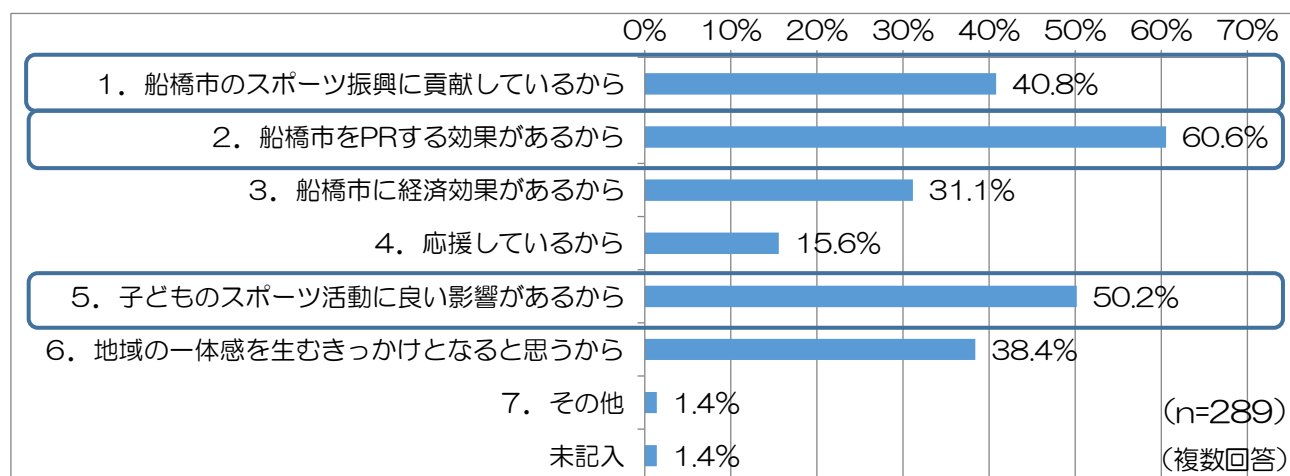
・市がプロスポーツチーム等と連携・協力することについての市民の意見は、「推進すべきだと思う」が72.9%となっています。また、推進すべきだと思う理由は、「船橋市をPRする効果があるから」が60.6%、「子供のスポーツ活動に良い影響があるから」が50.2%、「船橋市のスポーツ振興に貢献しているから」が40.8%となっており、スポーツに関することだけではなく、市全体に良い影響があるものとして認識されています。【表 17,18】

【プロスポーツチーム等と連携することについての意見：表 17】



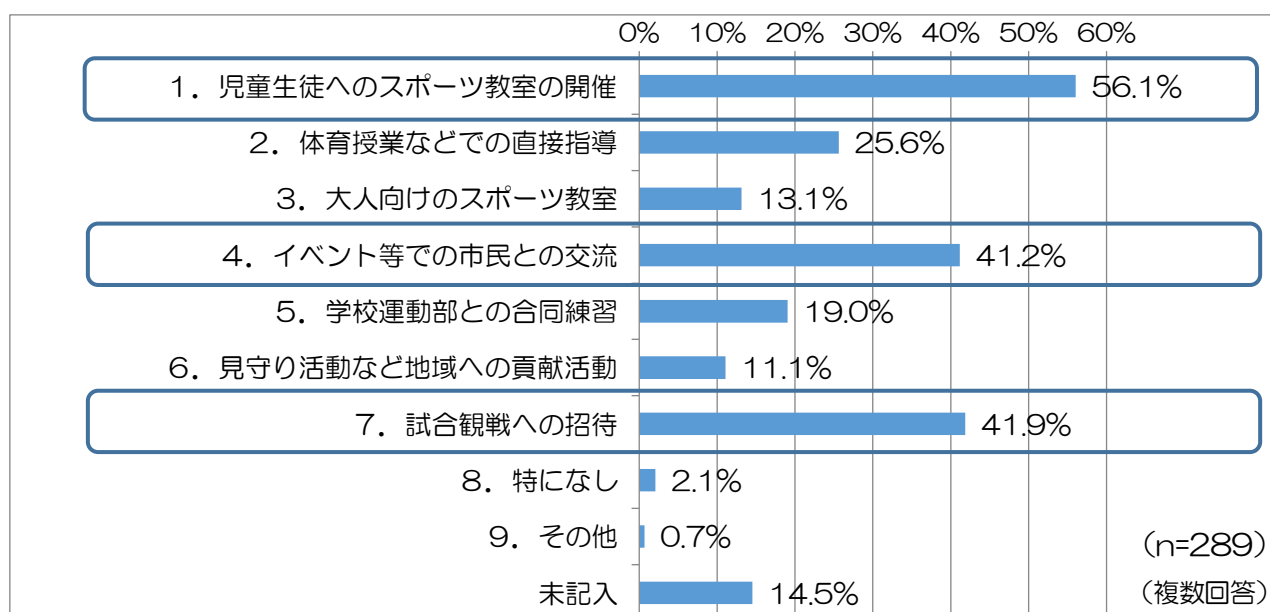
⁸【船橋市民のスポーツ活動の振興及び青少年の健全育成等を図るための相互連携・支援協力に関する協定】バスケットボールやラグビーフットボールというスポーツ活動を通じて船橋市民のスポーツ活動の振興及び青少年の健全育成を図るとともに、各チームへの支援や応援活動を推進するために市と相互に連携・支援協力することも目的として締結された協定。

【プロスポーツチーム等との連携を推進すべきと思う理由：表 18】



・プロスポーツチーム等に取り組んでもらいたいこととして、「児童生徒へのスポーツ教室の開催」が56.1%、「試合観戦への招待」が41.9%、「イベント等での市民との交流」が41.2%となっていることから、プロスポーツチーム等と連携し、市民との様々な交流の場を設けることが必要です。【表 19】

【プロスポーツチーム等に取り組んでもらいたいこと：表 19】



(6) 新型コロナウイルス感染症による影響

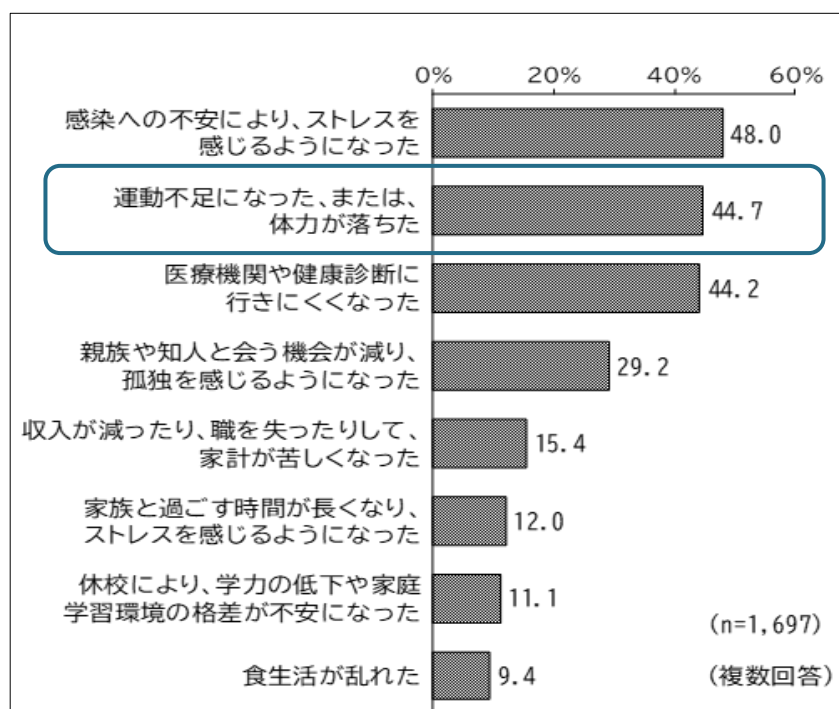
・令和2年(2020年)2月以降は、新型コロナウイルス感染症により、市主催(共催)事業の中止、施設の利用制限が行われているほか、感染防止の観点から人が集まるイベントなどの開催が困難となっていました。スポーツ活動下における感染対策や感染リスク等への配慮が必要です。

・令和2年(2020年)9月に実施した「船橋市市民意識調査⁹」において、コロナ禍以前と比べて生活や心身にどのような変化があったかについて聞いたところ、「運動不足になった、または、体力が落ちた」と答えた市民が44.7%となっています。

【表 20】

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「新しい生活様式」の中で、中長期に渡り感染症対策と向き合いながら、外出自粛による運動不足、体重やストレスの増加などから、身体的及び精神的な健康を脅かす健康の二次被害も懸念されています。

【コロナ禍以前と比べて生活や心身の変化はどのようにあったか：表 20】



⁹ 【船橋市市民意識調査】 満 18 歳以上の市民 3,000 人を対象として、住み良さや定住意識、愛着心、市政の各分野における市民ニーズの基本動向の把握分析等を行うため、毎年度市が実施するアンケートのこと。

7. 課題のまとめ

課題に対応する施策をまとめました。

	課題のまとめ	対応する施策
スポーツ実施率	スポーツの捉え方に関する意識改革	1-1
	無関心層に対する効果的な誘引策	1-1
	子供のスポーツ実施率の向上	1-2
	年齢や性別・人生 100 年時代に応じた対応策	1-2~5
	事業の効果的かつ魅力的な PR の実施	1-1-1、2-2-2・3
	スポーツ教室の開催方法の工夫	1-1-1
障害者のスポーツ実施率	障害者のスポーツ実施率の向上	1-5
	パラスポーツの推進	1-5-1
	障害者への情報提供の充実	1-5-3
	障害者やパラスポーツに対する理解の促進	1-5-1
スポーツを行う環境	既存のスポーツ施設の有効活用	2-1
	スポーツに関する情報発信の充実	2-2
スポーツを行う形態・組織・人材	スポーツを支える人材の育成	3-1・2
	地域のスポーツイベントの振興	3-3
	総合型スポーツクラブの育成	3-1
プロスポーツチーム等との連携	プロスポーツチーム等との連携の推進	1-1-2、3-4-2
新型コロナウイルス感染症による影響	新しい生活様式への対応・支援	3-1・3
	手軽な運動事例などの情報発信	1-1、2-2-1

8. スポーツ基本法に規定される「地方公共団体が務めるべき基本的施策」

スポーツ基本法に規定される「地方公共団体が務めるべき基本的施策」に対応する施策をまとめました。

条文	地方公共団体が務めるべき基本的施策	対応する取組
第11条	指導者等の養成等	3-1・2
第12条	スポーツ施設の整備等	2-1
第13条	学校施設の利用	2-1-2
第14条	スポーツ事故の防止等	2-1 3-2
第17条	学校における体育の充実	1-2-2
第19条	スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進	3-4
第20条	顕彰	2-2-3
第21条	地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等	3-1～3
第22条	スポーツ行事の実施及び奨励	1-1 3-1・3
第23条	スポーツの日の行事	1-1 3-3
第24条	野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励	1-1 2-1

第3章 計画のめざすべき姿

1. めざすべき姿

現状と課題、スポーツ健康都市宣言や関係する計画等を踏まえ、本市のスポーツ推進における大きな方向性として掲げ、第二次船橋市生涯スポーツ推進計画における基本目標となるものです。

市民一人一人が生活の中で気軽に楽しくスポーツを行うことで健康になり、
多くの仲間と共に、地域の輪の中でいきいきと過ごしている状態

2. 基本施策

課題解決に向けた取り組みを踏まえ、めざすべき姿の実現に向けた施策の方向性を定めるものです。

（１）．市民のスポーツに対する意識改革と市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実

一定のルールに基づいて勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、ちょっとした空き時間を使って行うウォーキング、健康の維持増進や介護予防のための運動、自然と親しむ野外活動、レクリエーションなど、スポーツは気軽に楽しめる「みんなのもの」であるという意識改革を進めます。また、スポーツ以外の分野と連携した誘引策によってスポーツを行っていない人やスポーツに無関心な人に働きかけを行います。

年齢・性別・障害の有無・国籍などに関わらず、子供から大人まで市民一人一人が、生活の中で気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツに触れたり、参加したりする機会を提供します。

（２）．市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備

既存の施設を最大限に生かし、誰もが使いやすく、身近な場所でスポーツを行える環境を確保するとともに、誰もがスポーツに関する情報を得やすい環境とターゲットが明確で共感できる情報を充実させることで、市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境を整備します。

（３）．地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成

スポーツを通じた地域住民の健康増進やコミュニティ形成を図ることで、一人一人が誘い合ってみんなでスポーツをしたり、地域のスポーツイベントに参加したりできるように、スポーツに関わる人材や団体を育成するとともに、地域住民や団体によるスポーツイベントの開催を支援します。

3. 基本姿勢

計画の推進にあたって、基本施策に共通して踏まえるべき事項として設定します。

多様な主体との連携・協働

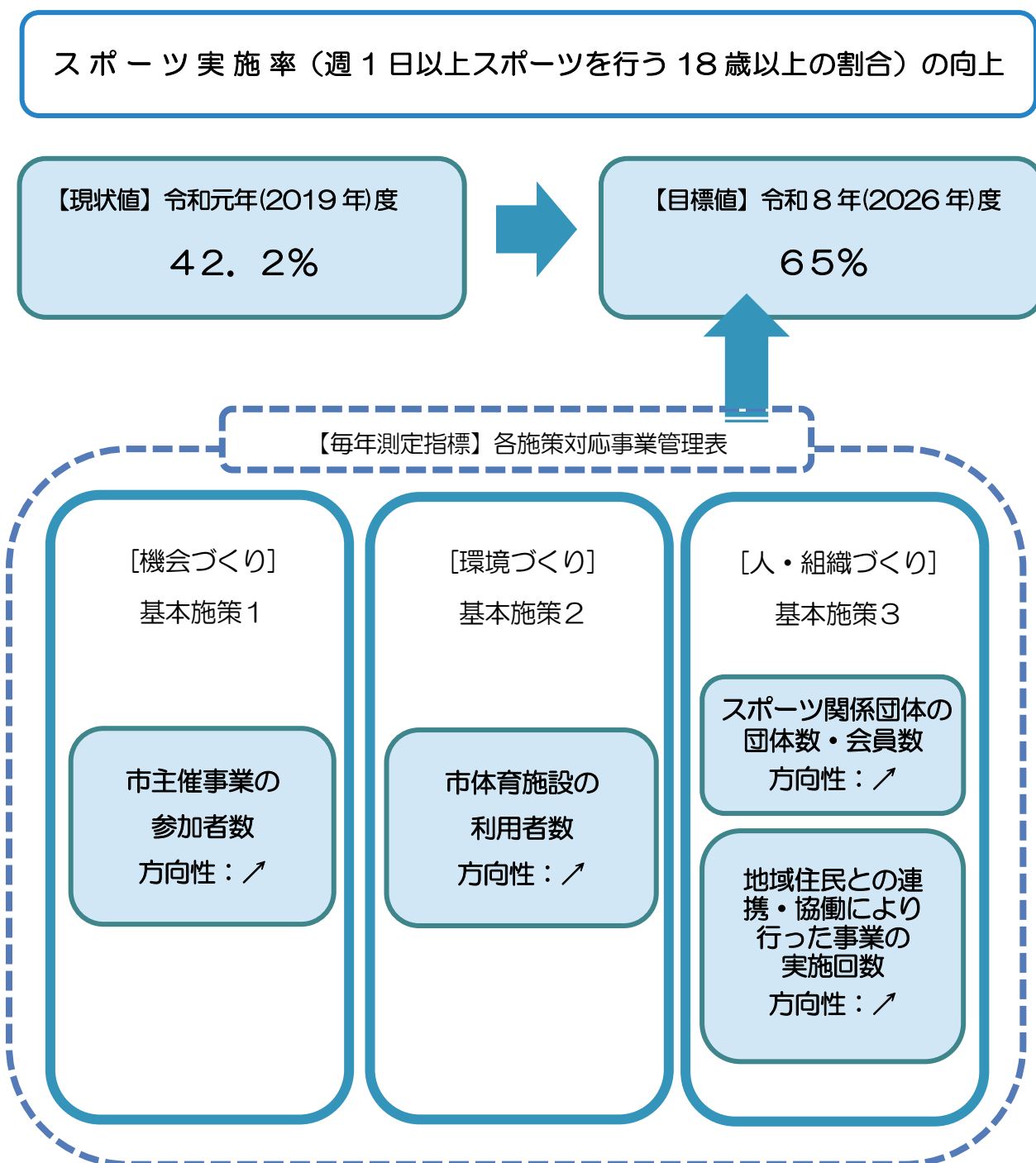
今後、より多様で複雑化する市民ニーズに対応するためには、行政のみならず企業や大学、団体、個人などの様々な主体がそれぞれの強みを活かしながら連携・協働することが必要です。

事業の実施にあたっては、地域で活躍する人材・スポーツ関係団体、プロスポーツチーム、企業、大学を含む学校等の様々な主体との連携・協働を行います。

4. 数値目標

本計画のめざす成果として、具体的な目標値を設定します。目標値は国の第2期スポーツ基本計画で掲げる「成人の週1回以上のスポーツの実施率」と同様としています。

また、推進計画全体の進捗状況を毎年確認することを目的として、基本施策1～3のそれぞれに毎年測定可能な指標とその方向性を設定し、確認します。



5. 施策の体系図

基本施策1 「機会づくり」

市民のスポーツに対する意識改革と
市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実

施策

取り組み

1. 広く市民を 対象とした スポーツの推進

1. スポーツを始めるきっかけづくり
2. プロスポーツチームと連携したスポーツの魅力発信

2. 子供のスポーツ機会 の充実と体力向上

1. 幼児期からの運動習慣づくりの推進
2. 子供が生涯にわたってスポーツを継続できる資質や能力の向上
3. 地域における子供のスポーツ環境の充実

3. 働き盛り世代・ 子育て世代や 女性のスポーツ 参加の促進

1. 日常生活において気軽に取り組めるスポーツの普及啓発
2. 子育て世代や女性の運動習慣の形成

4. 高齢者の スポーツへの参加 の促進と 生きがいづくり

1. 高齢者がスポーツを楽しむきっかけづくり
2. 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進

5. 障害のある人も ない人も楽しめる スポーツの推進

1. パラスポーツの理解促進と普及啓発
2. 障害者がスポーツを楽しむきっかけづくり
3. 障害者がスポーツを継続するための支援

基本施策2 [環境づくり]

市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備

施策

取り組み

1. 身近な場所で スポーツを継続 できる環境の整備

1. 施設の利用しやすさの向上

2. 拠点となるスポーツ施設の充実

3. 身近な場所でスポーツを行える環境の整備

2. 効果的な情報発信

1. スポーツに関する情報発信の充実

2. スポーツの魅力発信

3. 庁内等の連携体制の整備

基本施策3 [人・組織づくり]

地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成

施策

取り組み

1. 地域のスポーツ団体の育成・支援

1. 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

2. スポーツ関係団体との連携

2. スポーツを支える人材の育成

1. スポーツボランティアの確保と活用

2. 指導者の育成と資質向上

3. 地域住民の連携によるスポーツの推進

1. 家庭・地域におけるスポーツ活動の促進

2. 地域住民が主体となって行うスポーツイベントへの連携・協働

4. 船橋市特有のスポーツ文化の醸成

1. 大規模大会の開催支援・協力

2. トップアスリートの育成とアスリートとの好循環に向けた取り組み

3. スポーツによる国際交流

6. 重点施策

本計画では、今後の社会の状況や市の現状を踏まえ、重点的・先導的に取り組むべき施策を設定します。

基本施策 1 - 施策 5 障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進

障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進に取り組むことで、年齢、性別、障害の有無等に関わらず多くの市民がスポーツに親しむことができ、スポーツ実施率の向上に繋がることから、重点施策に設定しました。

スポーツが苦手な人や高齢者も楽しめるパラスポーツを推進することで、多様な人々がお互いを尊重し、支えあう共生社会の一助となるよう取り組みます。

【対応する主な取り組み】

基本施策	施策	取組
1. 市民のスポーツに対する意識改革と市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実	5 障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進	1 パラスポーツの理解促進と普及啓発
		2 障害者がスポーツを楽しむきっかけづくり
		3 障害者がスポーツを継続するための支援

基本施策 2-施策 2 効果的な情報発信

スポーツは競技スポーツだけでなく、気軽に楽しめる「みんなのもの」と意識を変えたり、スポーツができる場所や仲間・身近なイベントを探したり、今までスポーツを行っていなかった人も含め市民にスポーツを知ってもらうことが重要です。また、コロナ禍において気軽にできるスポーツやオンラインイベントの情報発信をすることで、市民のスポーツ活動の再開や継続を支援することが重要であることから重点事項に設定しました。

時間や場所にとらわれず、好きな時間に好きな場所でスポーツに関する情報が入手できるよう、インターネットやSNSを利用した情報提供の充実や、市の事業の効果を最大限に生かせるような情報内容の充実を図ります。

【対応する主な取り組み】

基本施策	施策	取組
2. 市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備	2 効果的な情報発信	1 スポーツに関する情報発信の充実
		2 スポーツの魅力発信
		3 庁内等の連携体制の整備

基本施策3-施策3 地域住民の連携によるスポーツの推進

生涯スポーツ推進計画の基本姿勢は「多様な主体との連携・協働」であり、特にスポーツ参画人口の多くを占める地域住民の連携によるスポーツ推進は、めざすべき姿の達成において重要です。また、新型コロナウイルス感染症の影響でイベントの中止や施設の利用制限等により、地域住民のスポーツ活動は制限されていました。地域住民が安心・安全にスポーツ活動を再開し継続できるよう、「新型コロナウイルス感染症（COVID 19）におけるスポーツ関連事業の実施に向けた感染拡大予防ガイドライン」の作成・周知を行うなどの支援が重要であることから重点施策に設定しました。

様々な事業を実施する際に、地域で活躍する人材やスポーツ関係団体、プロスポーツチーム、企業、大学を含む学校等の多様な主体との連携・協働を積極的に行っていくとともに、地域住民の相互理解を促進するための交流機会を創出します。

【対応する主な取り組み】

基本施策	施策	取組
3. 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成	3 地域住民の連携によるスポーツの推進	
		1 家庭・地域におけるスポーツ活動の促進
		2 地域住民が主体となって行うスポーツイベントへの連携・協働

第4章 施策の展開

基本施策1 市民のスポーツに対する意識改革と市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実

施策1-1 広く市民を対象としたスポーツの推進

【現状・課題と今後の取り組み】

➤ 【船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート】から、スポーツ実施率が伸びない要因は「わざわざ機会を見つけなければスポーツができない」、「時間がないとスポーツができない」、「スポーツが苦手・嫌い」といったように、「スポーツは気軽に楽しめるもの」であるとの認識が低いことが要因として考えられます。【スポーツ実施率向上のための行動計画】¹⁰の施策の一つに、「スポーツには、皆が日常の中で楽しんで実施する身体活動も含まれていることも共有し、スポーツのそのものの捉え方について意識改革を図る」とされています。スポーツの定義の意識改革を促し、機会がない・時間がない・苦手意識がある市民をスポーツ活動に繋げることや、コロナ禍や災害時等の様々な活動が制限される中においても、スポーツを継続することができるよう、より生活の中にスポーツが取り込まれることが必要です。身近な場所やオンラインによるイベントや教室を開催したり、企業等と連携したイベントを開催したり、対象者ごとに効果的かつ魅力的なPRを行うなど、市民が気軽に楽しんでスポーツを行うことができるよう、スポーツを始めるきっかけづくりに取り組みます。

➤ 市は市内で活動するプロスポーツチーム等と連携した地域交流に取り組んできました。プロスポーツチーム等との交流は市民も望んでいるところであり、スポーツ施策を推進する上で、市民への影響が大きいものとなっています。多くの市民がチームと交流することでスポーツに親しめるよう、プロスポーツチームと連携したスポーツの魅力発信に取り組めます。

対応する
取り組み

取組1 スポーツを始めるきっかけづくり

取組2 プロスポーツチームと連携したスポーツの魅力発信

¹⁰ 【スポーツ実施率向上のための行動計画～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～】平成29年（2017年）7月、文部科学省がスポーツ庁に設置するスポーツ審議会に対し、スポーツ庁長官がスポーツ実施率の向上のための新たなアプローチや、即効性のある取組を行動計画としてまとめることを求め、同審議会において一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている姿を目指し、取りまとめられたもの。

施策 1-2 子供のスポーツ機会の充実と体力向上

【現状・課題と今後の取り組み】

➤ スポーツを習慣化させるには、子供の頃からスポーツを楽しむことが重要です。子供自身が体を動かすことに興味や関心を持ち、安心安全に楽しみながら自然とスポーツを行える環境が必要です。また、子供のスポーツ実施率を向上させるためには、保護者など身近な大人の意識改革が必要です。子供の成長過程に応じ、楽しみながら体を動かすことができるプログラムの推進や親子で参加できる教室などの開催により、幼児期からの運動習慣づくりの推進に取り組めます。

➤ 学校の体育や運動部活動、地域のスポーツ活動を通じて、スポーツが好きな子供や日頃からスポーツに親しむ子供を増加させることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業やステイホームの影響で子供の運動環境は大きく変わり、体力の低下が懸念されています。学校の体育等を通して子供がスポーツに親しみ、適切な体力等が身につくよう、子供が生涯にわたってスポーツを継続できる資質や能力向上に取り組めます。

➤ 総合型地域スポーツやスポーツ少年団、競技団体、地域スポーツクラブ等の地域における子供のスポーツ実施の場を担う関係団体において、幼児やスポーツを得意としない子供、障害のある子供等、様々な子供たちが参加しやすい環境を整備し、地域における子供のスポーツ実施を促進するよう、各団体と連携し、地域における子供のスポーツ環境の充実に取り組めます。

対応する
取り組み

取組 1 幼児期からの運動習慣づくりの推進

取組 2 子供が生涯にわたってスポーツを継続できる資質や能力の向上

取組 3 地域における子供のスポーツ環境の充実

施策 1-3 働き盛り世代・子育て世代や女性のスポーツ参加の促進

【現状・課題と今後の取り組み】

➤ 【船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート】から、スポーツ活動を行っていない18歳～59歳の男女共に「忙しくて時間がない」ことが要因の上位でした。忙しい働き盛り世代や子育て世代のスポーツ活動への参加を促進するため、日常生活において気軽に取り組めるスポーツの普及啓発に取り組めます。

➤ 男性に比べ「スポーツが苦手・嫌い」な人が多い女性がスポーツに興味・関心をもてるよう、ウォーキング等の気軽なスポーツの啓発や女性が参加しやすいイベント・教室の開催が必要です。また、親子や家族で参加できるイベントの開催等、子育て世代や女性の運動習慣の形成に取り組めます。

対応する
取り組み

取組 1 日常生活において気軽に取り組めるスポーツの普及啓発

取組 2 子育て世代や女性の運動習慣の形成

施策 1-4 高齢者のスポーツへの参加の促進と生きがいづくり

【現状・課題と今後の取り組み】

➤ 【船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート】から、60歳以上の男女に共通して多かったスポーツ活動を行っていない要因は「怪我等の身体的理由」と「特に理由はない」でした。高齢者のスポーツ活動は、健康増進・介護予防や生きがいづくりとして大きな役割を持っていることから「特に理由はない」の回答者がスポーツを始めることができるよう、高齢者がスポーツを楽しむきっかけづくりに取り組めます。

➤ いつまでも健康で自立した生活を営み、意欲的に活動する体力を維持するため、それぞれの身体的状況に応じたスポーツ活動を継続できるよう、高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進に取り組めます。

対応する
取り組み

取組 1 高齢者がスポーツを楽しむきっかけづくり

取組 2 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進

施策 1-5 障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進

【現状・課題と今後の取り組み】

➤ 平成30年（2018年）度に船橋市パラスポーツ協議会を設立し、地域における障害者スポーツの普及促進や誰もが楽しむことができるパラスポーツを推進するために体験会等を開催してきました。しかし、市民のパラスポーツに対する関心は未だに高いとは言えないことから、今後も、パラスポーツ体験会の開催や用具の貸し出しを行い、障害者やパラスポーツへの理解を促すと共にパラスポーツを浸透・定着させていくことで、障害のある人もない人も共にパラスポーツを楽しめるよう、パラスポーツの理解促進と普及啓発に取り組めます。

➤ 障害の有無に関わらず参加できるパラスポーツ大会の普及や一般のスポーツイベントに障害者が参加する大会の拡大を図るなど、障害者がスポーツを楽しむきっかけづくりに取り組めます。

➤ スポーツを行ってみたいと思う障害者やスポーツに関心のない障害者がスポーツに興味を持てるよう、障害者やその保護者に対するスポーツに関する情報発信の充実が必要です。また、公益財団法人日本パラスポーツ協議会が認定する「障がい者スポーツ指導員」等の指導者の確保や活用など、障害者がスポーツを継続するための支援に取り組めます。

対応する
取り組み

取組 1 パラスポーツの理解促進と普及啓発

取組 2 障害者がスポーツを楽しむきっかけづくり

取組 3 障害者がスポーツを継続するための支援

基本施策 2 市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備

施策 2-1 身近な場所でスポーツを継続できる環境の整備

【現状・課題と今後の取り組み】

➤ 利用者の利便性の向上や公平性の確保、市民の多様化するニーズに対応するため、施設の予約システムや指定管理者制度を導入し、施設の機能向上に努めてきました。また、安心・安全に施設を利用できるようにバリアフリー化の整備を行うほか、分かりやすい施設内の表示等により施設を利用しやすくするとともに、ルール・マナーを向上させるよう働きかけてきました。今後も、誰もが利用しやすいよう、施設の利用しやすさの向上に取り組めます。

➤ 運動公園や総合体育館などの公式競技のできる施設は、多くの市民が利用するとともに、大規模な大会やプロスポーツの試合等の誘致により、みるスポーツの役割も大きく担っています。各施設に指定管理者制度の導入を行い、指定管理者がもつスポーツに関するノウハウの活用により施設を最大限に生かすことで、施設利用者を増やすとともに各施設の有効利用を図っていきます。また、地域住民のスポーツ活動の拠点となるよう学校体育施設開放事業の充実など、拠点となるスポーツ施設の充実に取り組めます。

➤ いつでも気軽にオープンスペースを利用できるまちかどスポーツ広場の整備や民間施設の情報提供など、身近な場所でスポーツを行える環境の整備に取り組めます。

対応する 取り組み

取組 1 施設の利用しやすさの向上

取組 2 拠点となるスポーツ施設の充実

取組 3 身近な場所でスポーツを行える環境の整備

施策 2-2 効果的な情報発信

【現状・課題と今後の取り組み】

- 市の施設を利用したことがない市民の利用に繋がるように、施設の認知率・認知度が上がる効果的な情報発信や市・地域の事業と連携した周知が必要です。特に自由使用であるまちかどスポーツ広場等は、市内各地に設置されているため近隣住民に活用してもらえるよう周知するとともに、平日の昼間などの利用率の低い時間帯に需要のある種目の環境整備や利用の見込める対象者への周知等を行い、施設の有効活用を図ります。また、市民大会から地域で行われるスポーツイベントまで、市民が興味を持ち気軽に参加できるよう、イベント等の情報の充実に努めます。さらに、新型コロナウイルス感染症等の影響でスポーツ活動が制限される状況でも、個人でできる気軽な体操やオンラインイベントの紹介を行うなど、施設やイベントなどのスポーツに関する情報発信の充実に取り組みます。
- 【船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート】から、市民の情報源として広報ふなばしの需要が高いことがわかりました。広報ふなばしは紙面だけではなく、ホームページやアプリから閲覧することも可能であることが情報の入手先として最も多い要因と考えられます。一方、市ホームページの利用が低いことの要因として、市民が必要な情報が掲載されていないことが考えられます。市民のニーズを把握し、情報発信をする内容や対象によって、ツールを使い分けた効果的な情報発信やいつでも・どこでも気軽に情報が入手できるよう、インターネットやSNSを活用した情報発信の充実に取り組むなど、様々なツールを活用した情報発信の充実に取り組みます。
- 地域のスポーツ関係団体と連携した地域のスポーツイベントの情報発信や市民のスポーツへの関心が高まるよう、船橋市を拠点として活躍するプロスポーツチーム等の魅力を発信するなど、スポーツの魅力発信に取り組みます。
- 各課が取り組むスポーツ関係事業の効果を最大限に生かせるよう、庁内の連携・連絡体制を整備します。また、国や県が行うスポーツ事業について連携・協力するなど、庁内等の連携体制の整備に取り組みます。

対応する
取り組み

- 取組 1 スポーツに関する情報発信の充実
- 取組 2 スポーツの魅力発信
- 取組 3 庁内等の連携体制の整備

基本施策 3 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成

施策 3-1 地域のスポーツ団体の育成・支援

【現状・課題と今後の取り組み】

➤ 活動場所や指導者が確保できないため、新しいクラブの開設に至らないことや、高齢化等によりクラブの維持が困難であることが、総合型地域スポーツクラブの数が増えない要因です。引き続き、地域の団体等から開設の相談を受けるなど、総合型地域スポーツクラブの開設を支援します。また、各クラブの運営やコロナ禍における活動の相談を受けたり、総合型地域スポーツクラブ間の情報交換・共有等に協力することで、各クラブの質の向上・クラブ会員数の増加を図るなど、総合型地域スポーツクラブの育成・支援に取り組めます。

➤ スポーツ関係団体で活動する市民は自らスポーツを行うとともに、スポーツイベントを運営するリーダー・指導者となりえる人材であり、スポーツ振興に必要な人材です。しかしながら、スポーツ関係団体に属する構成員の高齢化、気軽にできる個人での活動、インターネットやSNS等の組織に属さずとも個人での活動を促進させるツールの普及により、会員数は減少傾向にあります。スポーツ関係団体の活動を広く情報発信するなどの支援が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の影響でイベントの中止や施設の利用制限等により、スポーツ関係団体の活動は制限されていました。各団体が安心・安全にスポーツ活動を再開し継続できるよう「新型コロナウイルス感染症（COVID 19）におけるスポーツ関連事業の実施に向けた感染拡大予防ガイドライン」の作成・周知を行う等、スポーツ関係団体との連携に取り組めます。

対応する
取り組み

取組 1 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

取組 2 スポーツ関係団体との連携

施策 3-2 スポーツを支える人材の育成

【現状・課題と今後の取り組み】

- スポーツ推進委員は、船橋市のスポーツ事業に協力するとともに、地域住民のスポーツについての関心と理解を深める活動を行うなど、地域のスポーツ振興に必要不可欠な人材です。しかしながら、休日・日中の活動が多いことやスポーツ推進委員の使命や職務が認知されていないことが要因で、定数を確保できていない状況です。スポーツ推進委員協議会と連携し、スポーツ推進委員の活動等を広くPRして認知度を向上させるなど、担い手の確保に取り組みます。
- 市民マラソン大会等の大規模な大会では、スポーツ関係団体の協力を得て、大会を成功させています。今後も、関係団体の協力を得て、スポーツボランティアの確保と活用に取り組みます。
- 地域のスポーツリーダーの養成を目的とした、ふなばし市民大学校（スポーツコミュニケーション学科）の充実や、さまざまなスポーツで活躍できる指導者の育成を図るためにスポーツ関係団体との連携に努めます。また、スポーツ推進委員の資質の向上を図ることで、地域のスポーツリーダーとして活躍できる支援を行うなど、指導者の育成と資質向上に取り組みます。

対応する
取り組み

取組 1 スポーツボランティアの確保と活用

取組 2 指導者の育成と資質向上

施策 3-3 地域住民の連携によるスポーツの推進

【現状・課題と今後の取り組み】

➤ 個人でも団体でも、地域で様々なスポーツを楽しめるよう、親子や家族で参加できる事業やスポーツを通じた地域交流を促進するなど、家庭・地域におけるスポーツ活動の促進に取り組めます。

➤ 地域住民やスポーツ推進委員が行うスポーツイベントは、スポーツを通じた地域住民や様々な世代の交流に役立っています。しかしながら、イベント内容のマンネリ化や、魅力的かつ効果的なPRが行われていないことが要因で、参加者数や若い世代の参加が伸びないことが課題です。市と地域住民等が連携して行う広報活動などの支援が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の影響でイベントの中止や施設の利用制限等により、地域住民のスポーツ活動は制限されていました。地域住民が安心・安全にスポーツ活動を再開し継続できるよう「新型コロナウイルス感染症（COVID 19）におけるスポーツ関連事業の実施に向けた感染拡大予防ガイドライン」の作成・周知を行うなど、地域住民が主体となって行うスポーツイベントへの連携・協働に取り組めます。

対応する 取り組み

取組 1 家庭・地域におけるスポーツ活動の促進

取組 2 地域住民が主体となって行うスポーツイベントへの
連携・協働

施策 3-4 船橋市特有のスポーツ文化の醸成

【現状・課題と今後の取り組み】

- 東京2020オリンピックに向けたアメリカ男子体操チームの事前合宿を平成29（2019）年度から3回、船橋市立船橋高等学校第3体育館で受け入れました。事前合宿の期間中には、市民の方々への一般公開や小学生を対象とした体操体験会など、様々なプログラムを実施しました。また、市ゆかりのアスリートがメダルを獲得するなど、大規模な大会の開催を契機とし、スポーツの魅力が市民に浸透しました。今後も県・関東・全国大会等の大規模大会の開催支援・協力に取り組みます。
- スポーツ関係団体などの協力を得て、市内の優秀な選手を育成し、活躍の場である大会への参加の支援を行うなど、トップアスリートの育成に努めます。また、スポーツ選手に関する資料展示やスポーツ教室を行うなど、市にゆかりのあるオリンピック・パラリンピアン・プロスポーツアスリート等のアスリートとの好循環に向けた取り組みを進めます。
- スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するため、スポーツ関係団体や国際交流団体に助言及び情報提供を行うことでスポーツによる国際交流に取り組み、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めます。

対応する
取り組み

取組 1 大規模大会の開催支援・協力

取組 2 トップアスリートの育成とアスリートとの好循環に向けた取り組み

取組 3 スポーツによる国際交流

参考資料

スポーツ基本法

(平成二十三年六月二十四日)

(法律第七十八号)

第百七十七回通常国会

菅(直人)内閣

改正 平成二四年八月二二日法律第六七号

同二六年六月二〇日同第七六号

同二八年五月二〇日同第四七号

同三〇年六月二〇日同第五六号

同三〇年六月二〇日同第五七号

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条—第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条—第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条—第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条—第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条—第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

(平二六法七六・一部改正)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・平二八法四七・一部改正)

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

（学校における体育の充実）

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

（顕彰）

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

（スポーツの日の行事）

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があら

ゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(平三〇法五七・一部改正)

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(平三〇法五六・一部改正)

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(平三〇法五六・一部改正)

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行）

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二六年六月二〇日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年五月二〇日法律第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二〇日法律第五六号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二〇日法律第五七号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

船橋市スポーツ推進審議会条例

昭和51年3月31日

条例第24号

改正 平成23年12月20日条例第30号

船橋市スポーツ推進審議会条例

(平23条例30・改称)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関し、必要な事項を調査審議させるため、スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例30・全改)

(委員)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、学識経験者及び市職員のうちから船橋市教育委員会が委嘱又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の船橋市スポーツ振興審議会条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定により委嘱又は任命されているスポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の船橋市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第2条の規定によりスポーツ推進審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、施行日における当該者のスポーツ推進審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第4条第1項の規定により定められているスポーツ振興審議会の会長及び副会長である者は、それぞれ施行日において新条例第4条第1項の規定によりスポーツ推進審議会の会長及び副会長として定められたものとみなす。

船橋市パラスポーツ協議会設置要綱

（設置）

第1条 船橋市生涯スポーツ推進計画に掲げる障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策を、地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議がとりまとめた「地域における障害者スポーツ普及促進について」の取組方策を軸に推進するため、船橋市パラスポーツ協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者スポーツの普及促進に関すること。
- (2) 障害者スポーツ事業の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) アスリート
- (3) スポーツ関係者
- (4) 学校関係者
- (5) 市職員
- (6) その他教育長が特に必要があると認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（災害賠償）

第7条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて保証するものとする。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、生涯学習部生涯スポーツ課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

船橋市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ基本法第10条の規定に基づき、生涯スポーツ推進のための長期的かつ総合的な道筋と、それを実現するための具体的方策を明らかにする観点から、船橋市生涯スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるため、船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、生涯学習部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

- 2 委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 委員長は、必要があると認めるときには、部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員会各委員の指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、委員のうちから委員長が指名する。

(事務局)

第7条 事務局は、生涯学習部生涯スポーツ課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附則

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

船橋市 生涯スポーツ推進計画策定委員（令和元年8月現在） 別表

生涯学習部	1 生涯学習部長
企画財政部	2 政策企画課長
市民生活部	3 自治振興課長
健康・高齢部	4 高齢者福祉課長
保健所	5 地域保健課長
福祉サービス部	6 障害福祉課長
都市整備部	7 公園緑地課長
管理部	8 教育総務課長
学校教育部	9 保健体育課長
生涯学習部	10 社会教育課長
	11 青少年課長
	12 生涯スポーツ課長

令和元年度 船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート

1. 調査の目的

この調査は、船橋市生涯スポーツ推進計画の策定の基礎資料とすることを目的に、市民のスポーツに関する意識調査を行うものである。

2. 調査方法

- ・調査区域 船橋市全域
- ・調査対象者 市内在住18歳以上
- ・調査対象者数 1,300人
- ・実施方法 郵送配布/郵送回答・インターネット回答
- ・調査期間 令和元年10月17日～11月6日

3. アンケート回収結果

①調査対象者数		1,300人
②有効回収者数	【郵送回答】	336人
	【ネット回答】	62人
	【合計】	398人（有効回答率 30.6%）

4. 集計にあたって

◇調査結果の数値は、原則として回答率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで表記しているため、100%にならないことがある。また、回答者が複数回答できる設問の場合、その回答率の合計は100%を超えることがある。

◇本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化している。

◇横棒グラフで平成25年度回答率が記載されていない場合は未調査項目。

5. 回答者のプロフィール

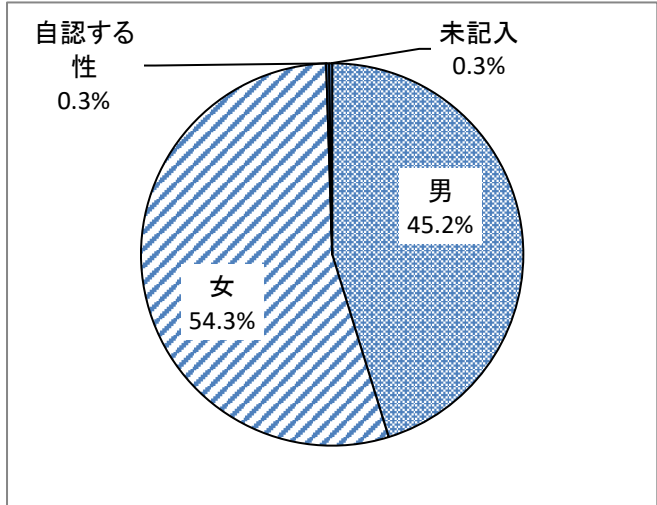
(1) 性別 n=398

性別	回答数(n)	構成比(%)	H25 構成比(%)	差
男性	180	45.2	43.9	1.3
女性	216	54.3	45.6	8.7
自認する性	1	0.3	-	0.3
無回答	1	0.3	10.5	▲ 10.2

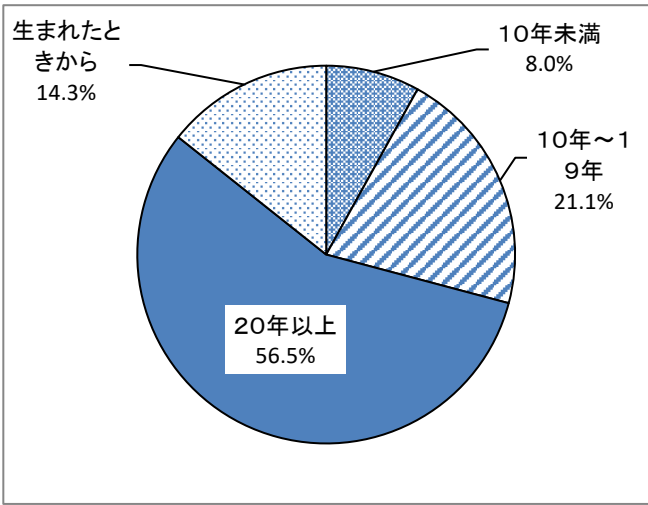
(2) 年代 n=398

年代	回答数(n)	構成比(%)	H25 構成比(%)	差
18歳・19歳	12	3.0	-	3.0
20代	32	8.0	7.4	0.6
30代	38	9.5	9.3	0.2
40代	72	18.1	13.4	4.7
50代	68	17.1	13.5	3.6
60代	55	13.8	18.6	▲ 4.8
70代	90	22.6	21.2	1.4
80代以上	31	7.8	14.7	▲ 6.9
無回答	-	-	1.9	1.9

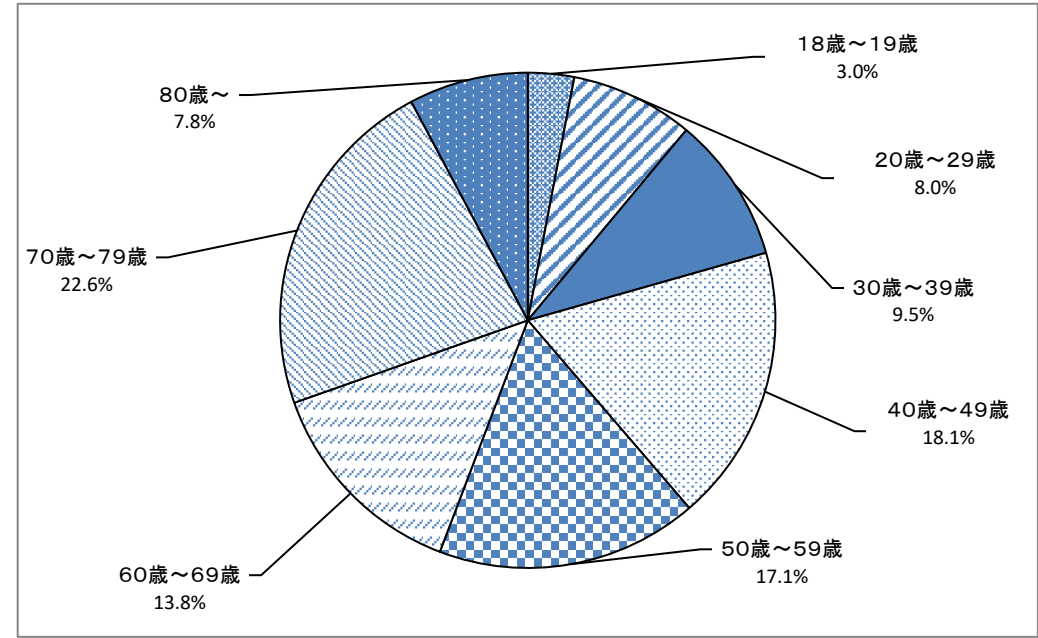
1.回答者の性別



2.回答者の在住歴別



3.回答者の年齢



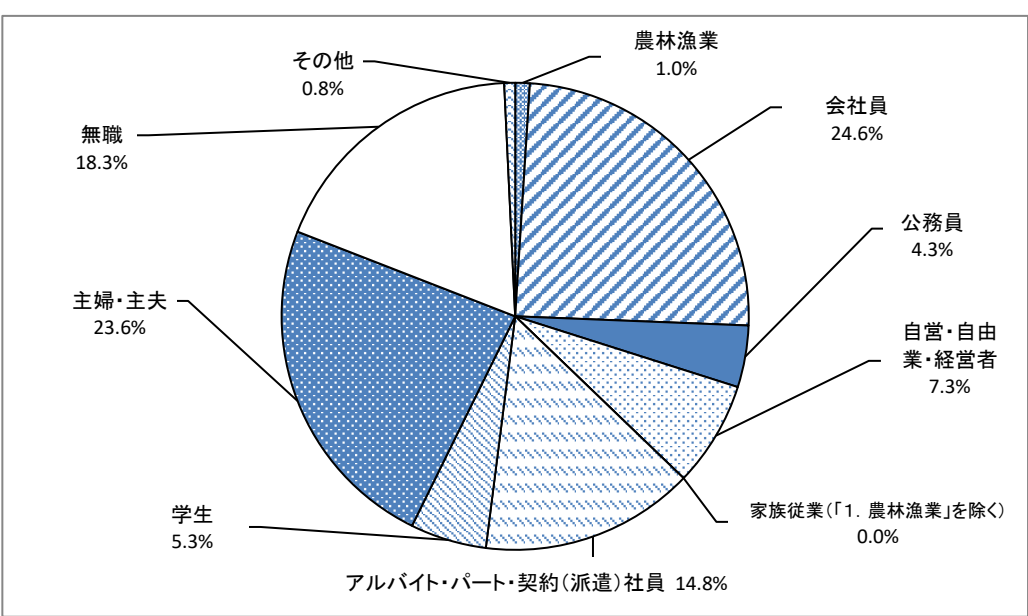
回答者の性別
○男性より女性が9.1%多かった。

回答者の在住歴
○在住歴20年以上が56.5%と半数以上を占めている。

回答者の年齢構成
○18歳～39歳は各年代で10%以下の回答率となっている。
○60歳以上を合わせると、44.2%の高い回答率となっている。

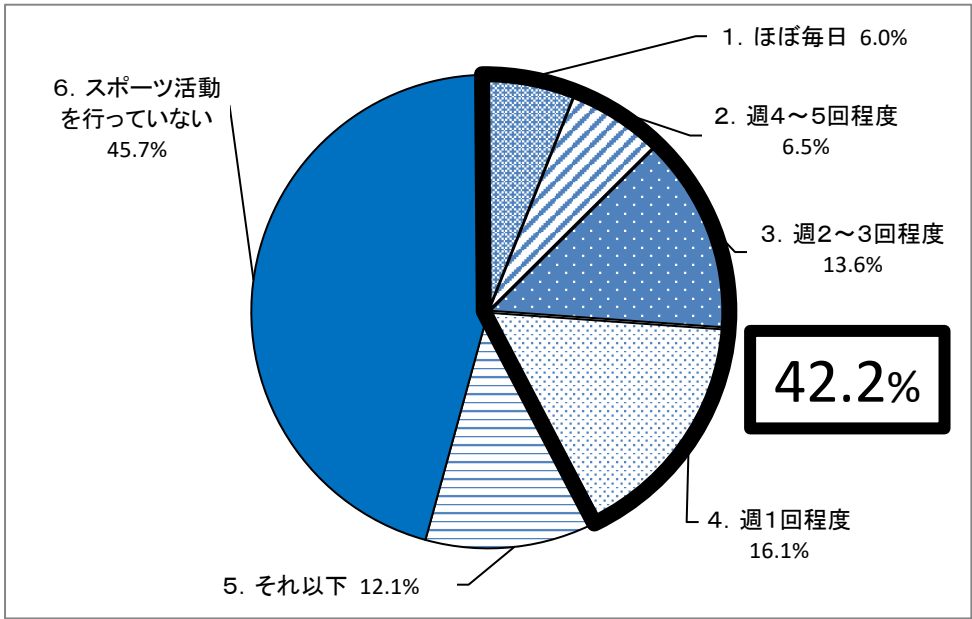
回答者の職業
○その他の回答(看護師等)

4.回答者の職業



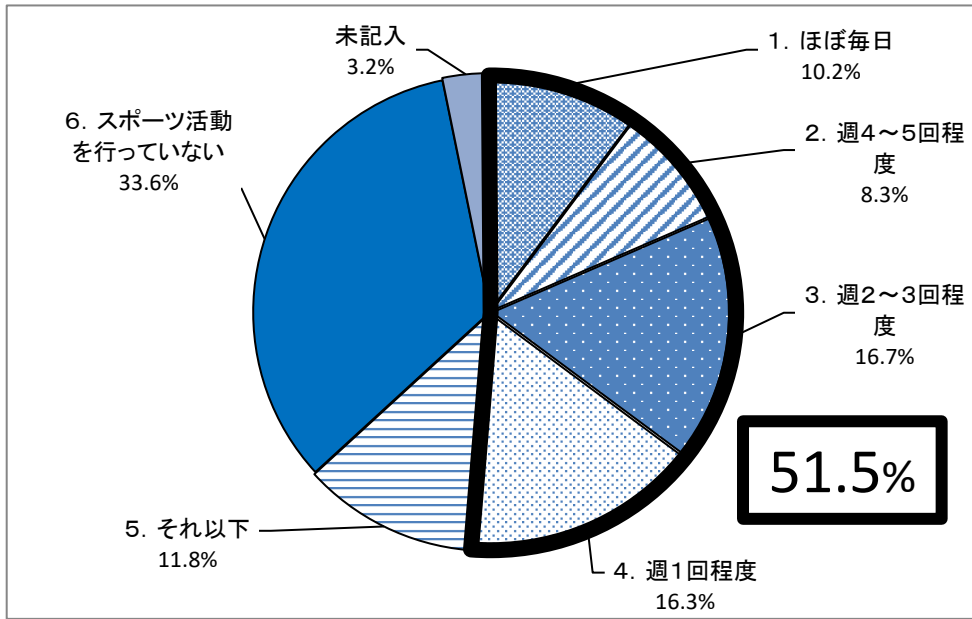
5.現在、スポーツ活動をどれくらい行っていますか。

(n=398)



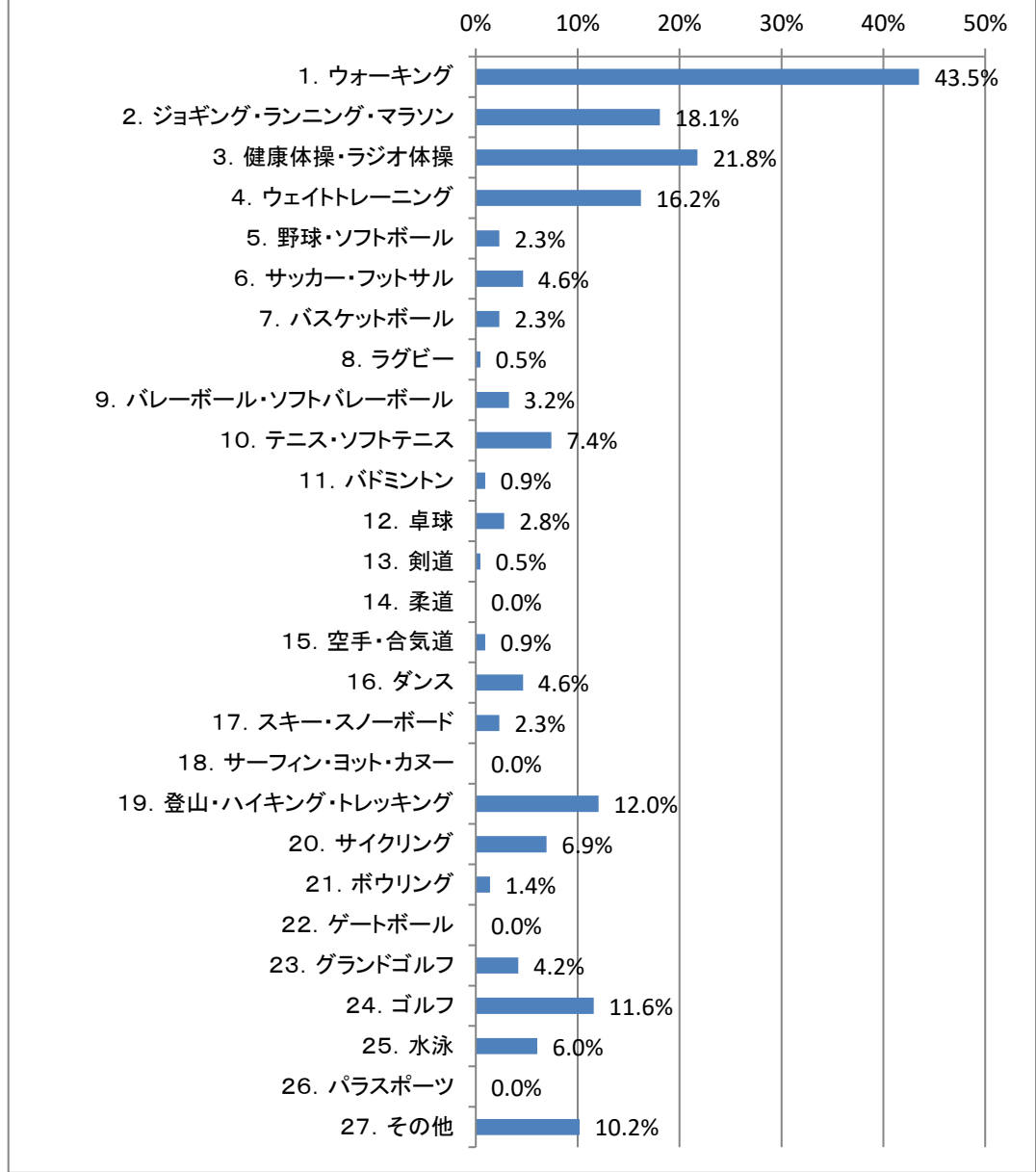
スポーツ活動を週にどれくらい行っているか。
○54.3%の人がスポーツ活動を行っている。
H25調査より、▲9.0%。
○42.2%の人が週1回以上スポーツ活動を行っている。
H25調査(51.5%)より、▲9.3%。

【参考】平成25年度アンケート



6.現在行っているスポーツ活動は何ですか。(複数回答可)

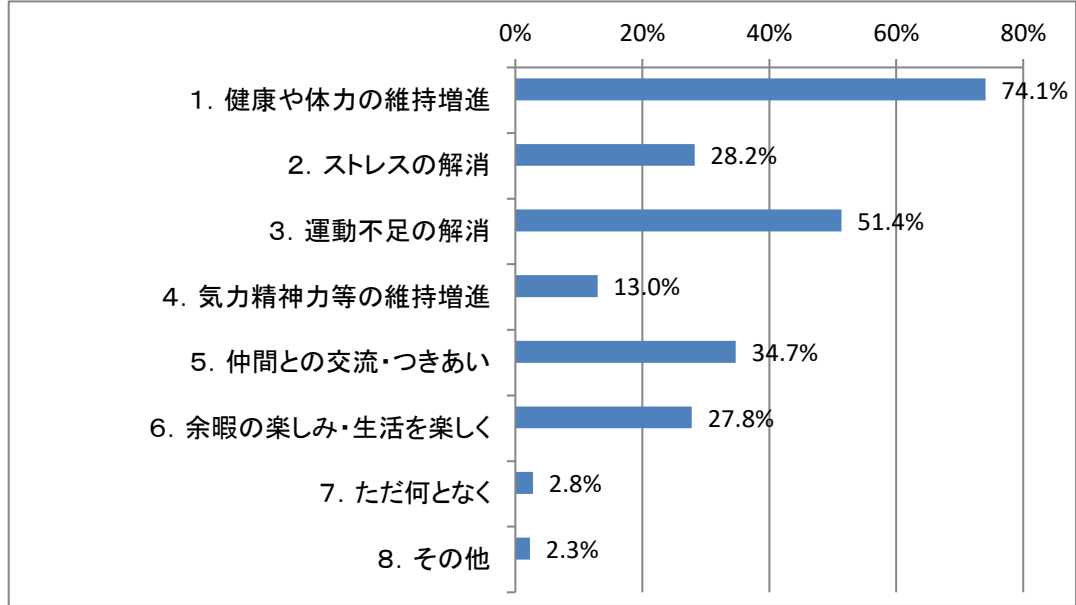
(n=216)



スポーツ活動の種類
○「ウォーキング」が43.5%で最も多く、次に「健康体操・ラジオ体操」が21.8%となっている。
○個人でも活動可能な「ウォーキング」、「ジョギング等」、「健康体操等」、「ウェイトトレーニング」、「登山等」、「ゴルフ」を行っている人が多い。
○パラスポーツを行っている人はいなかった。
○その他では、ヨガ、弓道、乗馬などがあつた。

7.現在、どのような目的でスポーツ活動をしていますか。(複数回答可)

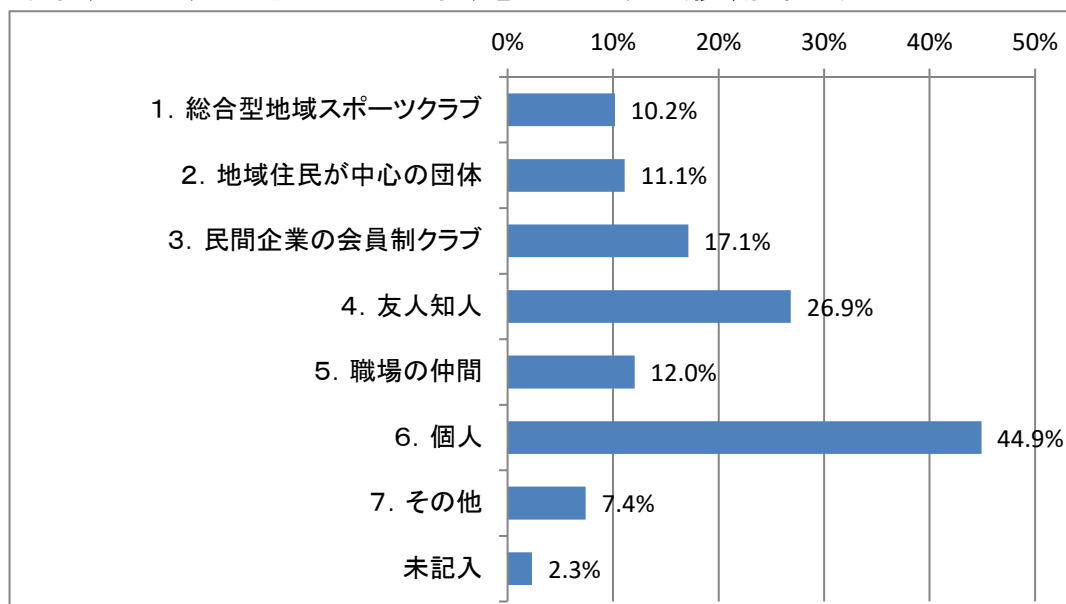
(n=216)



スポーツ活動の目的
○「健康の維持増進」、「ストレスの解消」、「運動不足の解消」等、心身の健康目的が多い。
○目的意識をもってスポーツ活動をしている人が多い。
○その他では、部活動等があつた。

8.現在、どのような形態のスポーツ活動をしていますか(複数回答可)

(n=216)

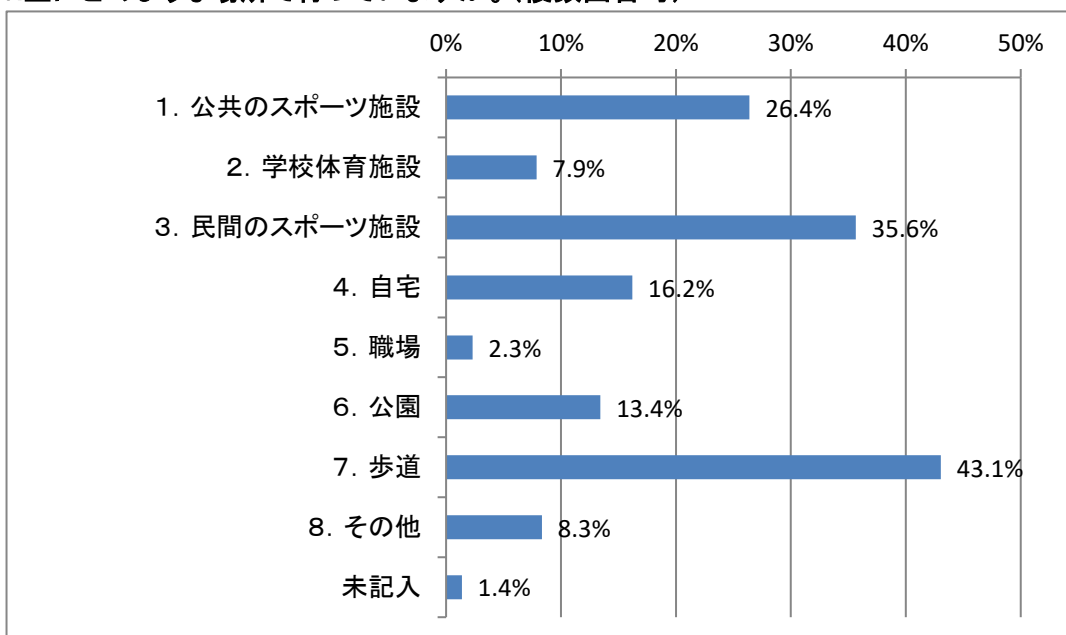


スポーツ活動の形態

○「個人」が44.9%で最も多く、次に「友人知人」が26.9%となっている。
○その他では、家族や学校の部活動等があった。

9.主にどのような場所で行っていますか。(複数回答可)

(n=216)

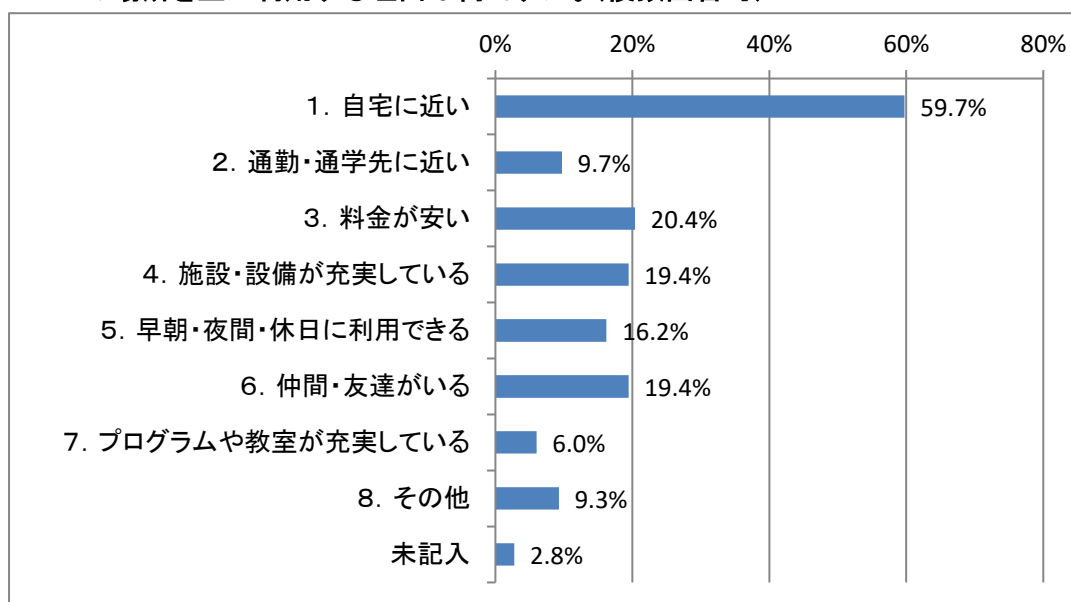


スポーツ活動を行う場所

○No.6の現在行っているスポーツ活動の設問で、「ウォーキング」や「ジョギング」が多いことから歩道で活動する人(43.1%)が多いと考えられる。
○施設で活動する場合、「民間のスポーツ施設」が35.6%で最も多い。
○その他の回答(山・海・高原・旅先等)

10.No.9の場所を主に利用する理由は何ですか。(複数回答可)

(n=216)



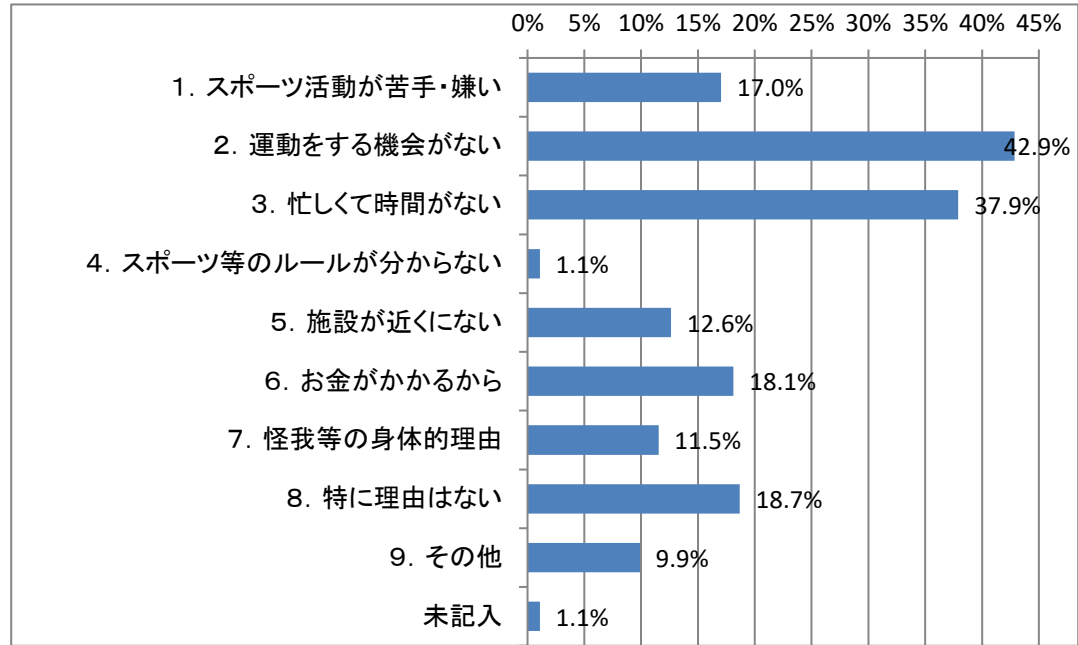
活動場所とする理由

○「自宅に近い」が59.7%で最も多く、次に「料金が安い」が20.4%となっている。
○その他では、気に入っている先生がいるから、部活・授業だから、景色がいいから等があった。

No.5で「6. スポーツ活動を行っていない」と回答された方がお答えください。

11.現在、スポーツ活動を行っていない理由は何ですか。(複数回答可)

(n=182)

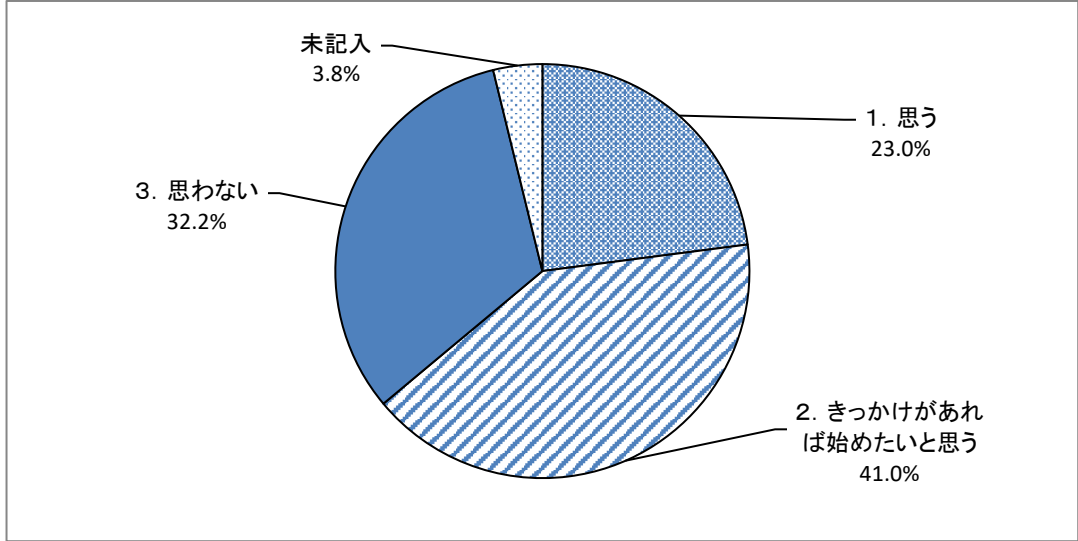


スポーツ活動を行っていない理由
○「機会がない」が42.9%で最も多く、次に「時間がない」が37.9%となっている。
○その他では、興味がない、介護や育児のため、受験のため、施設の予約がとれないため等があった。

No.5で「6. スポーツ活動を行っていない」と回答された方がお答えください。

12.これからスポーツ活動を始めたいと思いますか。

(n=182)



これからスポーツ活動をしたいと思うか。
○「思う」と「きっかけがあれば始めたいと思う」で64.0%となっている。

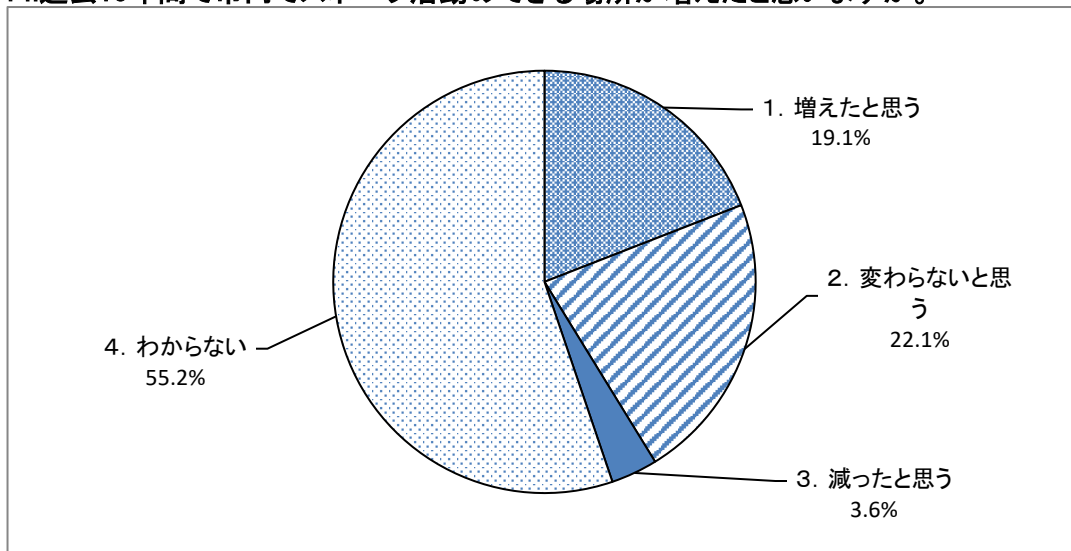
No.12で「きっかけがあれば始めたいと思う」と回答された方がお答えください。

13.どのようなきっかけがあればスポーツ活動を始めたいと思いますか。

- ・時間が出来たら、体調が回復したら等のスポーツ活動を行っていない理由が解消されたら。
- ・年齢に見合うスポーツ活動が出来る場所が近くにあれば。
- ・やってみたい、興味をもてるスポーツに出会えれば。
- ・参加しやすい自由参加型イベントや初心者や運動が苦手でも気軽に参加できそうなイベントの開催。
- ・託児できる施設やイベント。
- ・友人等に誘われたら。
- ・天候に左右されない室内競技があれば。
- ・年齢等に応じたスポーツの紹介や募集。
- ・子どもが何かスポーツを始めたら。
- ・自宅の近くで開催されたり、施設が整備されたら。

14.過去10年間で市内でスポーツ活動のできる場所が増えたと思いますか。

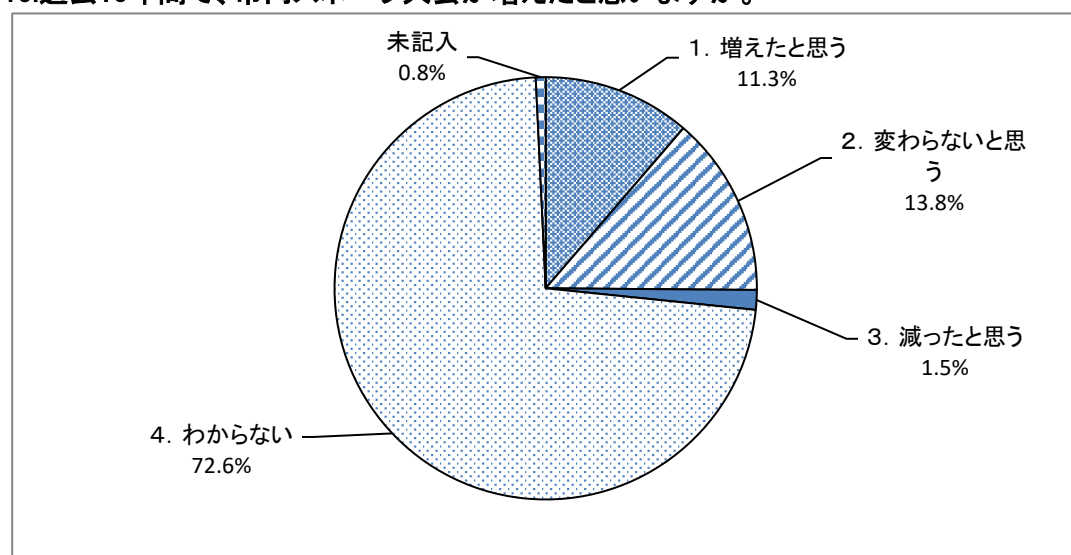
(n=398)



スポーツ活動のできる場所が10年間で増えたか。
○「変わらない」や「増えた」と思っている人は41.2%である。
○「わからない」が55.2%で最も多い。

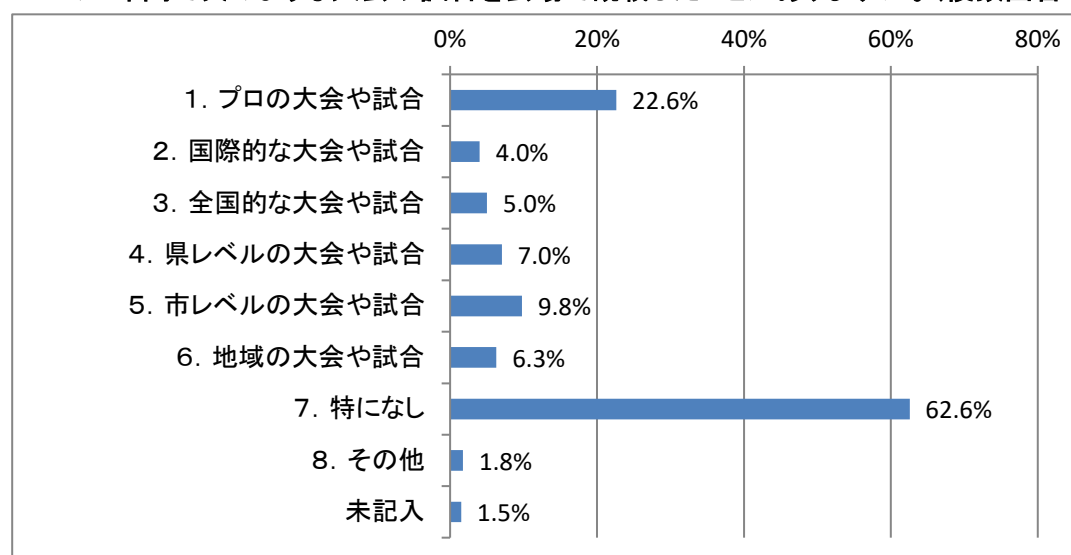
15.過去10年間で、市内スポーツ大会が増えたと思いますか。

(n=398)



市内スポーツ大会が10年間で増えたか。
○「変わらない」や「増えた」と思っている人は25.1%である。
○「わからない」が72.6%で最も多い。

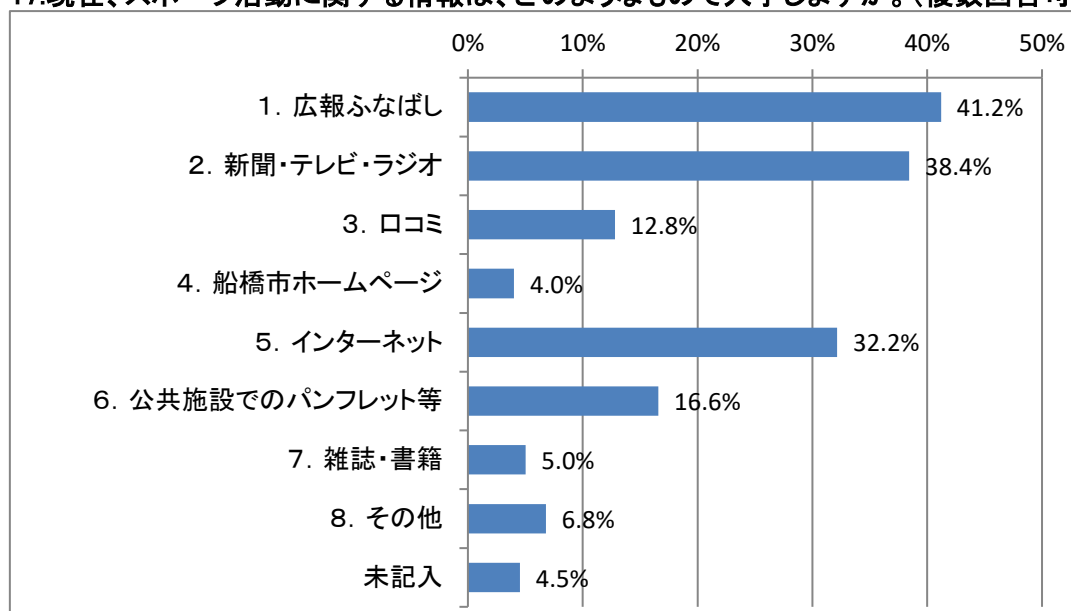
16.この1年間で次のような大会や試合を会場で観戦したことがありますか。(複数回答可) (n=398)



大会や試合を観戦したことがあるか。
○「特になし」が62.6%で最も多く、次に「プロの大会や試合」が22.6%となっている。
○その他では、高校野球、船橋市成人の日記念駅伝競走大会等があった。

17.現在、スポーツ活動に関する情報は、どのようなもので入手しますか。(複数回答可)

(n=398)

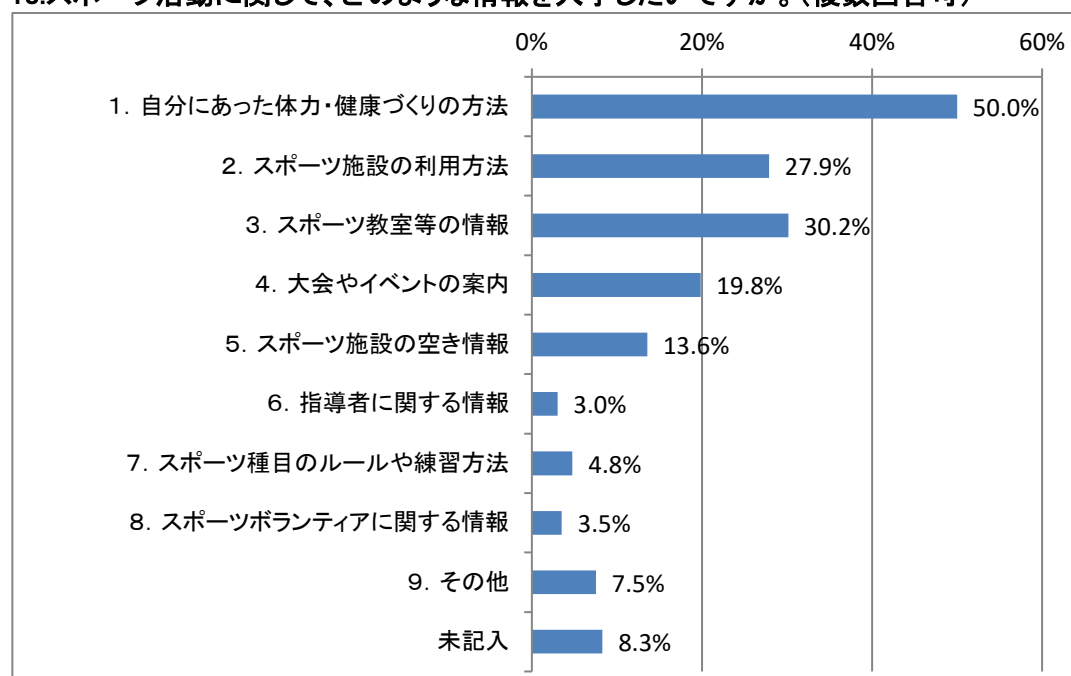


情報の入手先

○「広報ふなばし」が41.2%で最も多く、次に「新聞等」が38.4%となっている。
○その他のでは、友人、自治会等の回覧板や掲示板、学校からの手紙、地域新聞等があった。

18.スポーツ活動に関して、どのような情報を入手したいですか。(複数回答可)

(n=398)

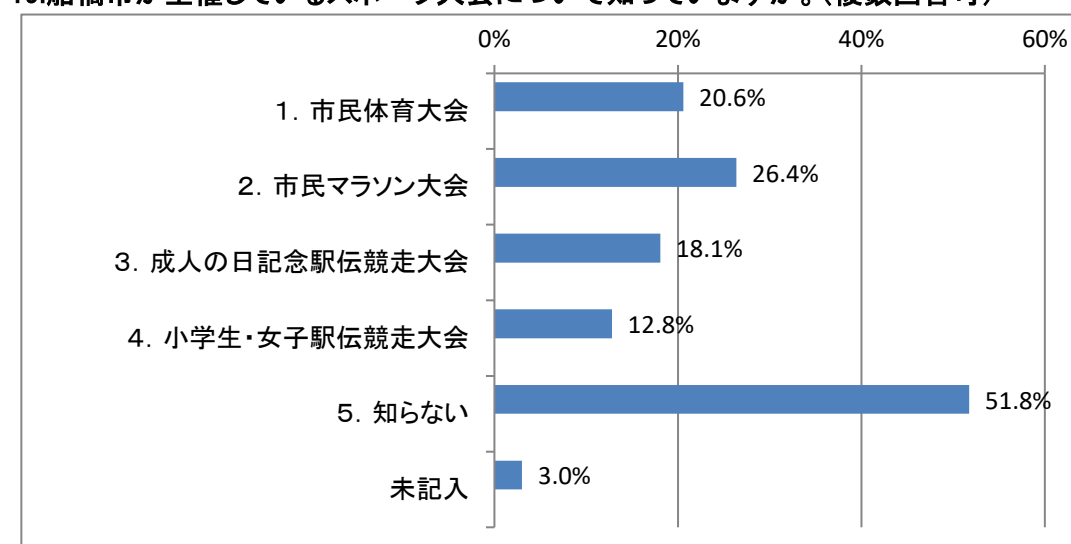


入手したいスポーツ関連情報

○「自分にあった体力・健康づくりの方法」が50.0%で最も多く、次に「スポーツ教室等の情報」で30.2%となっている。
○その他では、試合結果、ウォーキングのルート、特になしであった。

19.船橋市が主催しているスポーツ大会について知っていますか。(複数回答可)

(n=398)

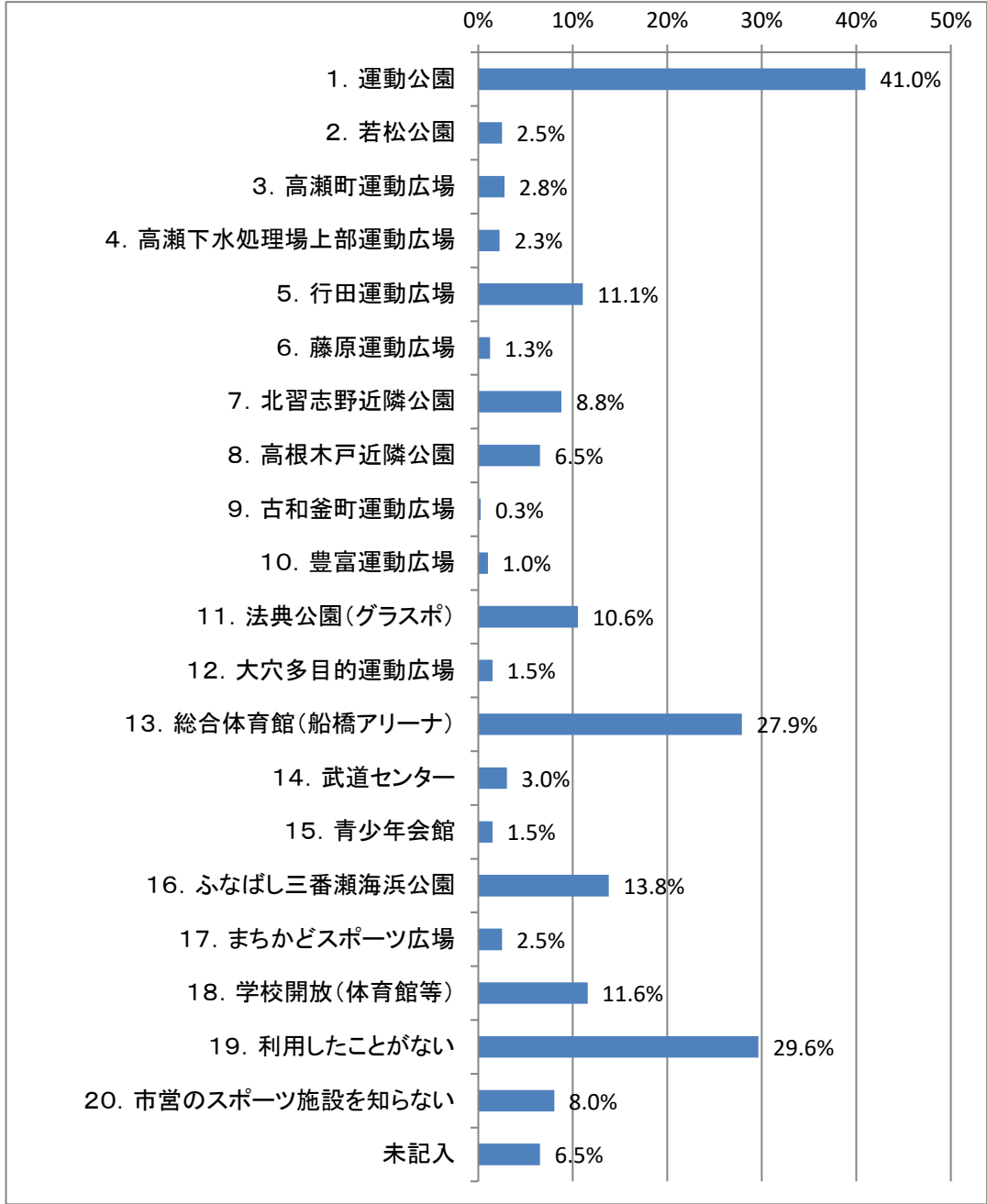


市主催のスポーツ大会

○「知らない」が51.8%で最も多いことから、PRが必要。
○知っている大会の中では、「市民マラソン大会」が26.4%で最も多い。

20.市営のスポーツ施設を利用したことがありますか。(複数回答可)

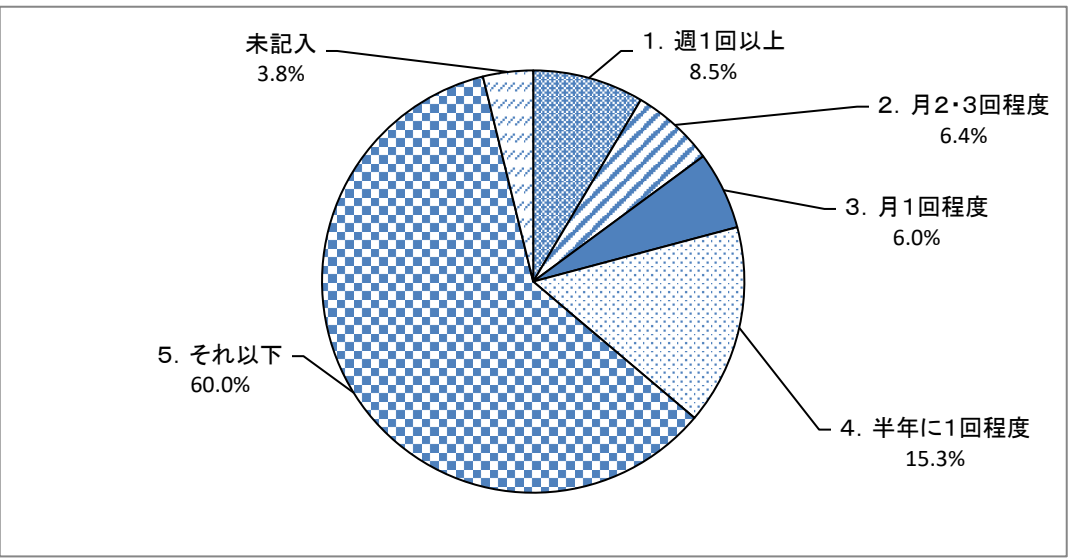
(n=398)



市営のスポーツ施設の利用状況
○利用したことがある施設の中では、「運動公園」が41.0%で最も多く、次に「総合体育館」が27.9%となっている。
○「利用した事が無い」が2番目に多く、29.6%となっている。

No.20で市営のスポーツ施設を利用した事がある方がお答えください。
21.どの位の頻度で市営のスポーツ施設を利用されますか。

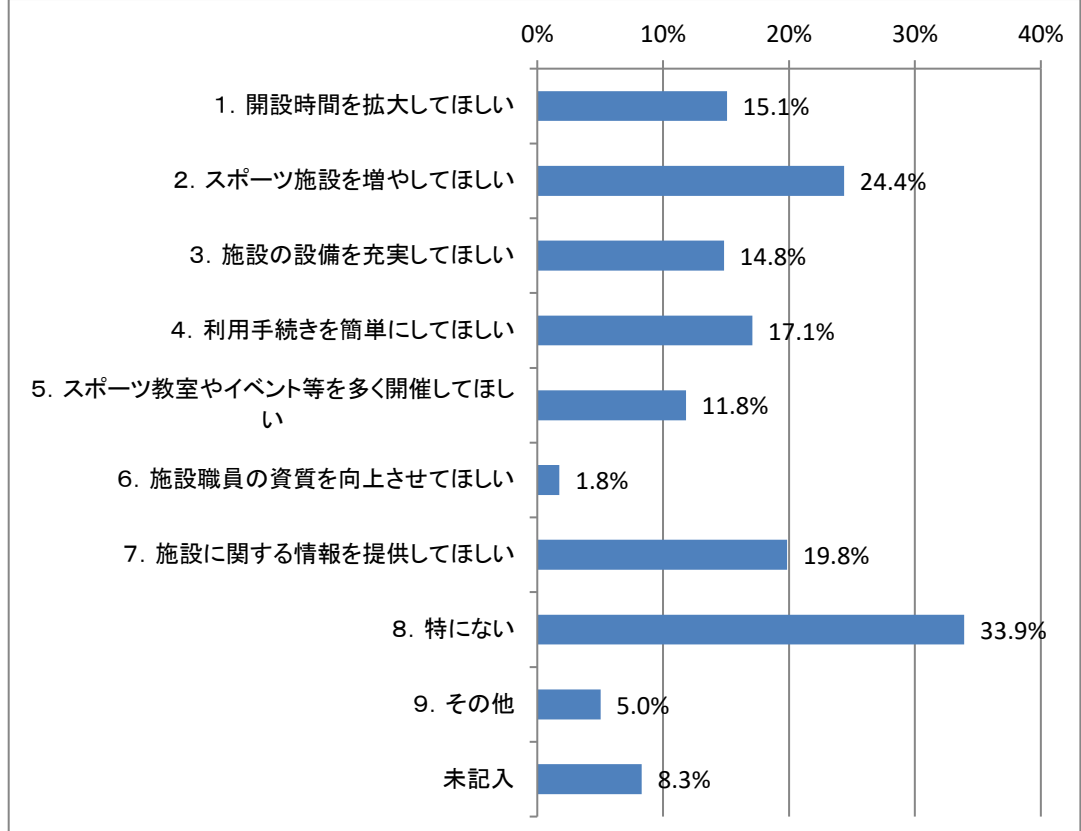
(n=235)



市営のスポーツ施設の利用頻度
○「半年に1回程度」未満が60.0%を占めている。

22.市営のスポーツ施設に望むことはありますか。3つまで選んでください。

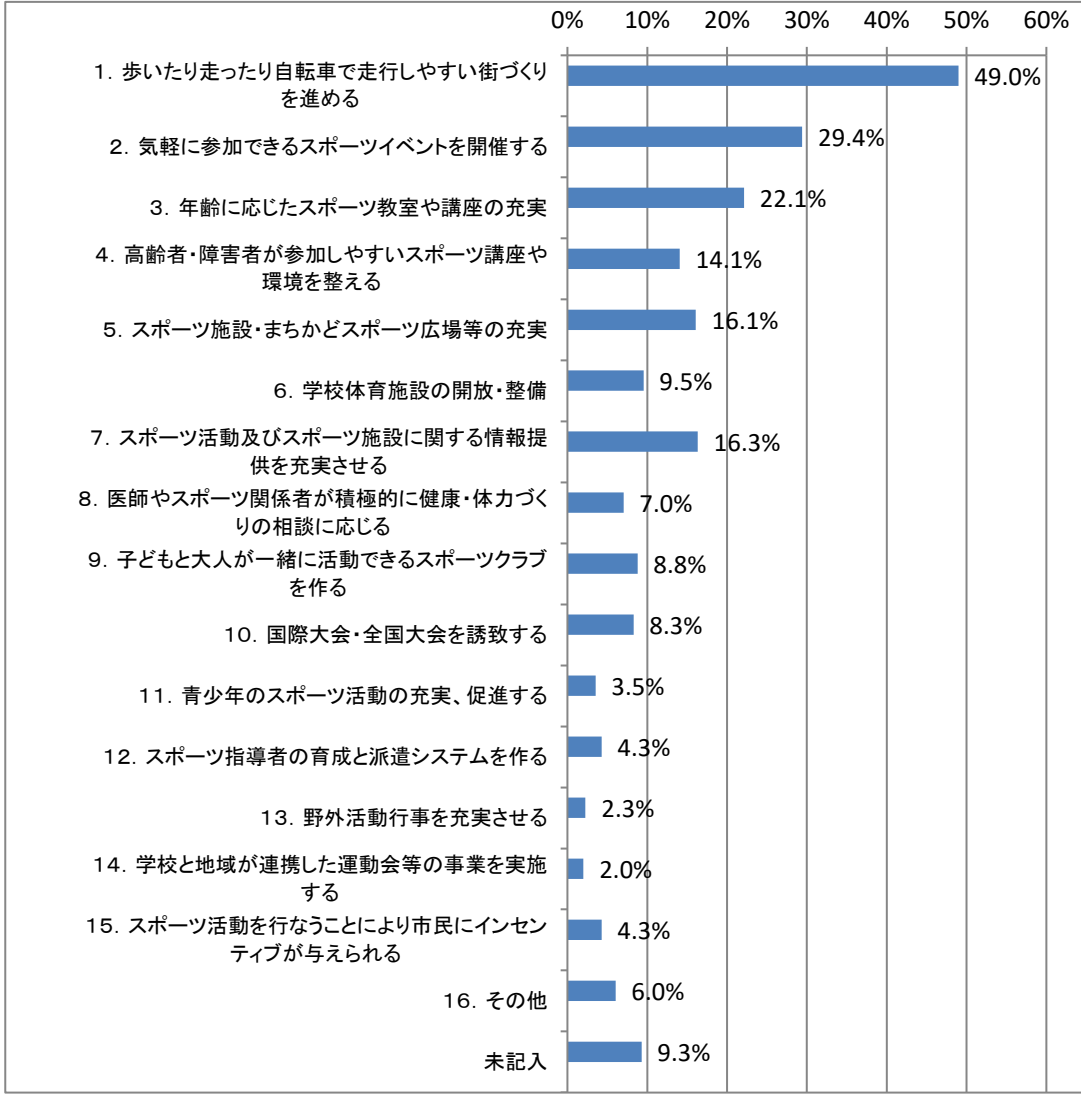
(n=398)



市営のスポーツ施設に望むこと
○「特にない」が33.9%で最も多い。
○望むことの中では、「スポーツ施設を増やしてほしい」が24.4%で最も多く、次に「施設に関する情報を提供してほしい」が19.8%となっている。
○その他では、65歳以上料金の設定、運営は民間委託にしてほしい、もっと大規模な施設が欲しい、無料化、女性専用日時の設定等があった。

23.スポーツ活動の推進に関して市に期待することはありますか。3つまで選んでください。

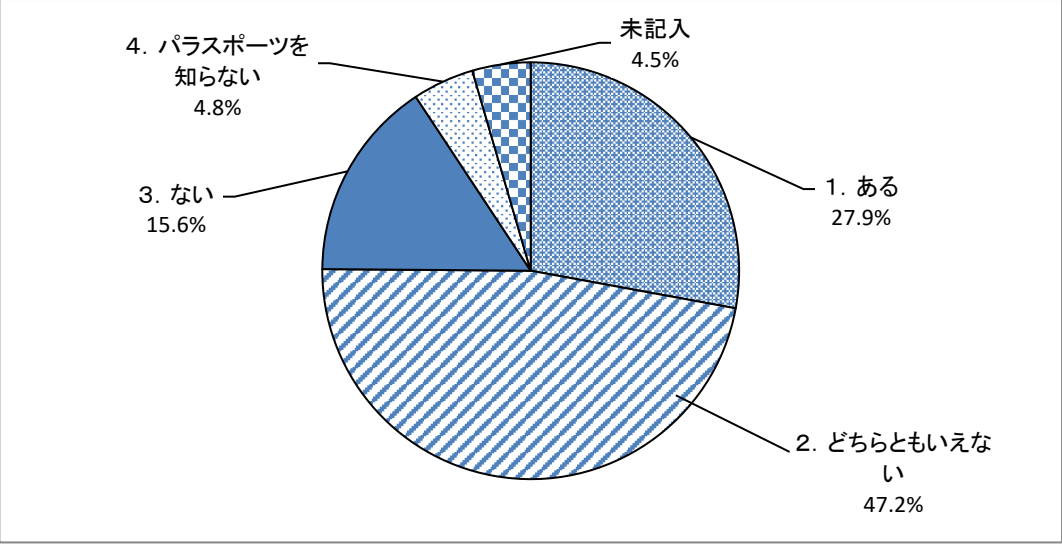
(n=398)



スポーツ推進に関して市に期待すること
○「歩いたり走ったり自転車で走行しやすい街づくりを進める」が49.0%で最も多い。行っているスポーツ活動で「ウォーキング」や「ジョギング等」が多いことから、「歩いたり走ったりしやすい街づくり」が最も多いと考えられる。
○その他では、雨でも活動できる場所（高架下等）、学校の部活動に専門の指導者を配置、自転車での走行ルールを作してほしい、無料でできるようにしてほしい、税金の無駄遣いはやめてほしい等。

24.「パラスポーツ(障害者スポーツ)」に関心がありますか。

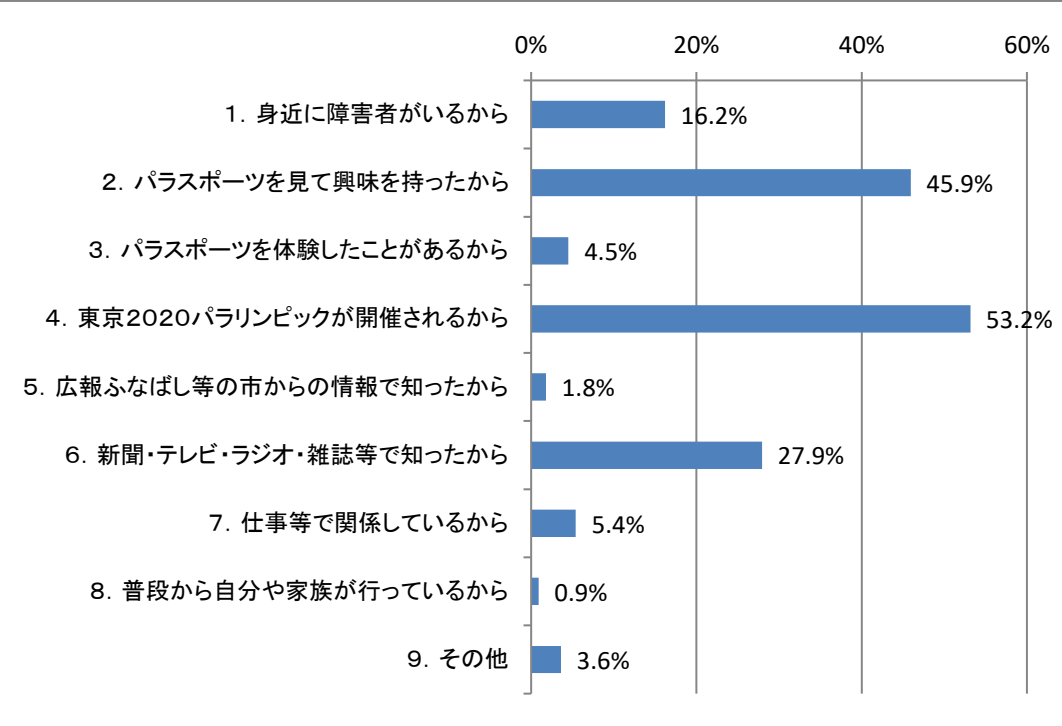
(n=398)



パラスポーツへの関心
○「どちらともいえない」が47.2%を占める。
○「ある」が、「ない」に比べ12.3%多い。

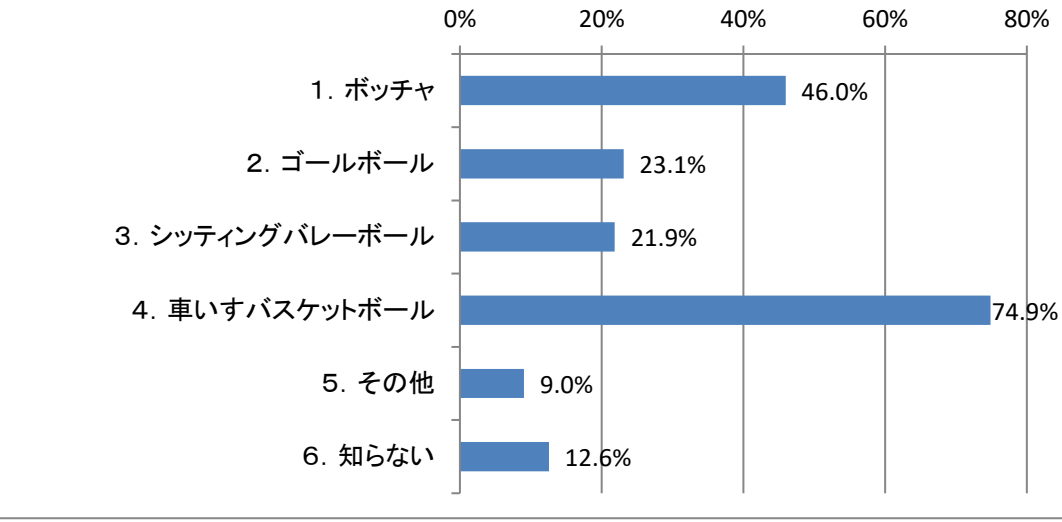
「パラスポーツ(障害者スポーツ)」に関心があると回答された方がお答えください。
25.パラスポーツに関心を持ったきっかけはなんですか。(複数回答可)

(n=111)



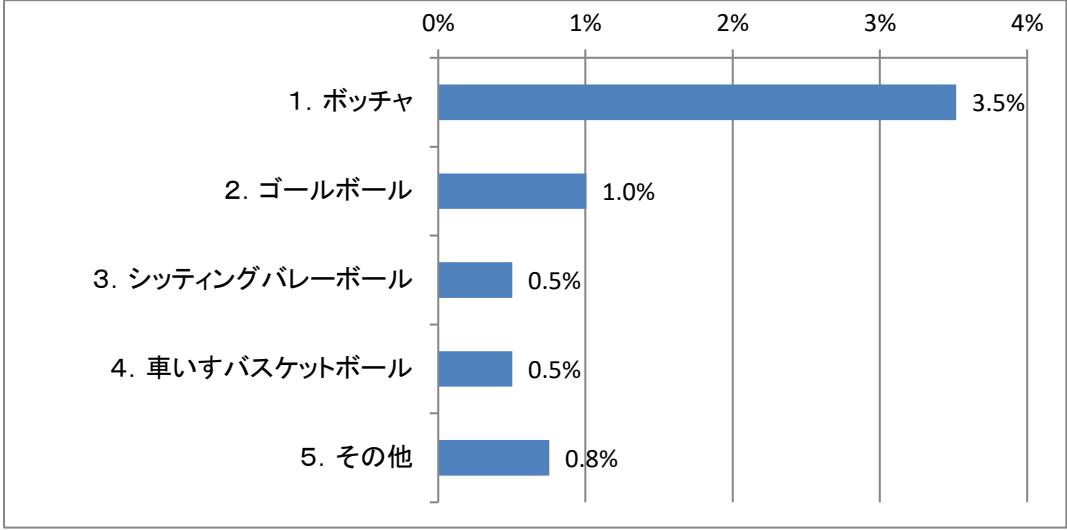
パラスポーツに関心を持ったきっかけ
○「東京2020パラリンピックが開催されるから」が53.2%で最も多い。
○パラスポーツを見た、新聞等で知ったが多く、市民がパラスポーツを知る機会が増えている。

26.次のパラスポーツの競技の中で、聞いたことがある・見たことがあるものを選んでください。(n=398)



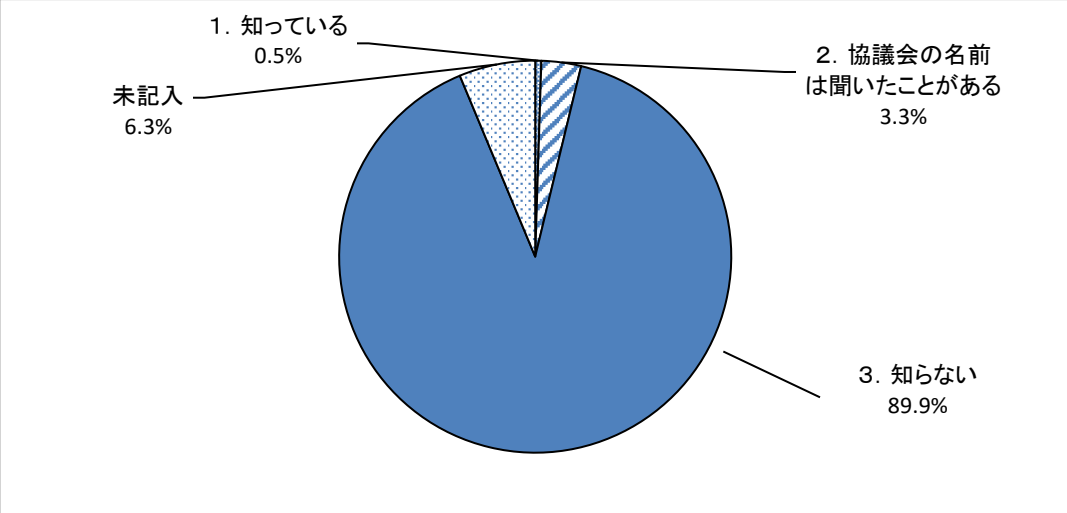
聞いた・見たパラスポーツ
○「車いすバスケットボール」が74.9%とも最も多い。
○「知らない」は12.6%と低い。
○その他では、パラ陸上、パラ水泳、車いすラグビー、車いすテニス、ブラインドサッカー等

27.次のパラスポーツの競技の中で、競技を行ったことがある(体験含)ものを選んでください。(n=398)



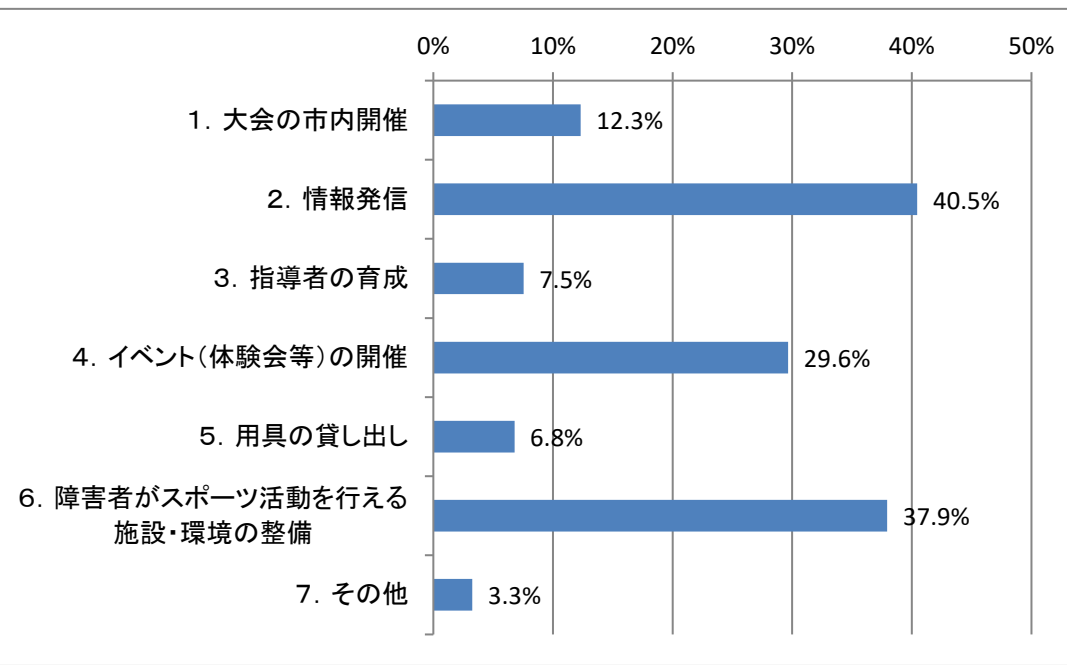
行なったことのある
パラスポーツ
○「ボッチャ」が
3.5%で最も多い。
○競技を行ったこと
がある人は少ない。
○その他では、ブラ
インドサッカー等

28.平成30年度に「パラスポーツ協議会」を設立しましたが、協議会を知っていますか。(n=398)



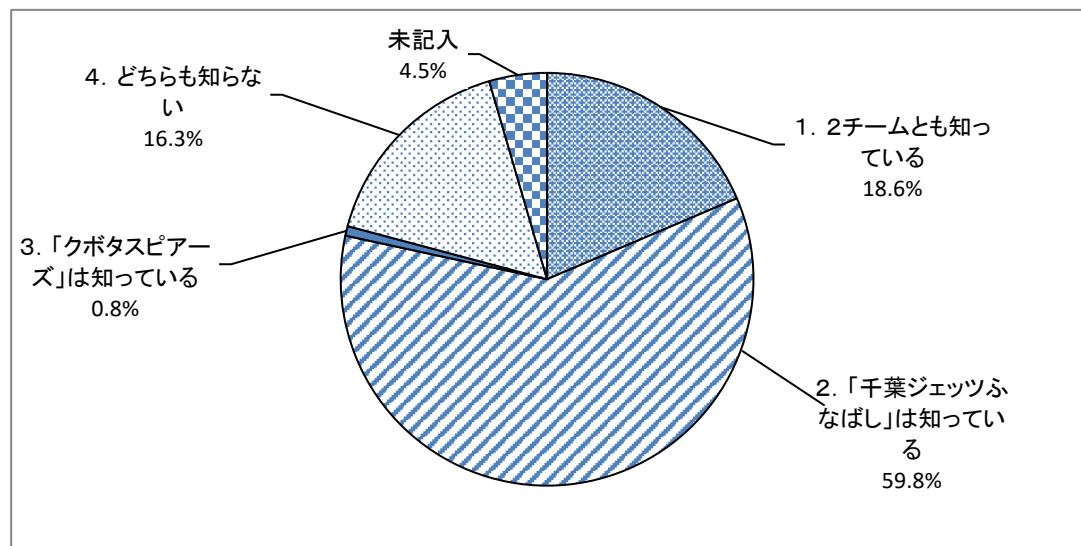
パラスポーツ協議
会を知っているか
○89.9%が「知らな
い」ことから、PRが
必要。

29.パラスポーツの推進として、市にどのようなことを望みますか。(複数回答可)(n=398)



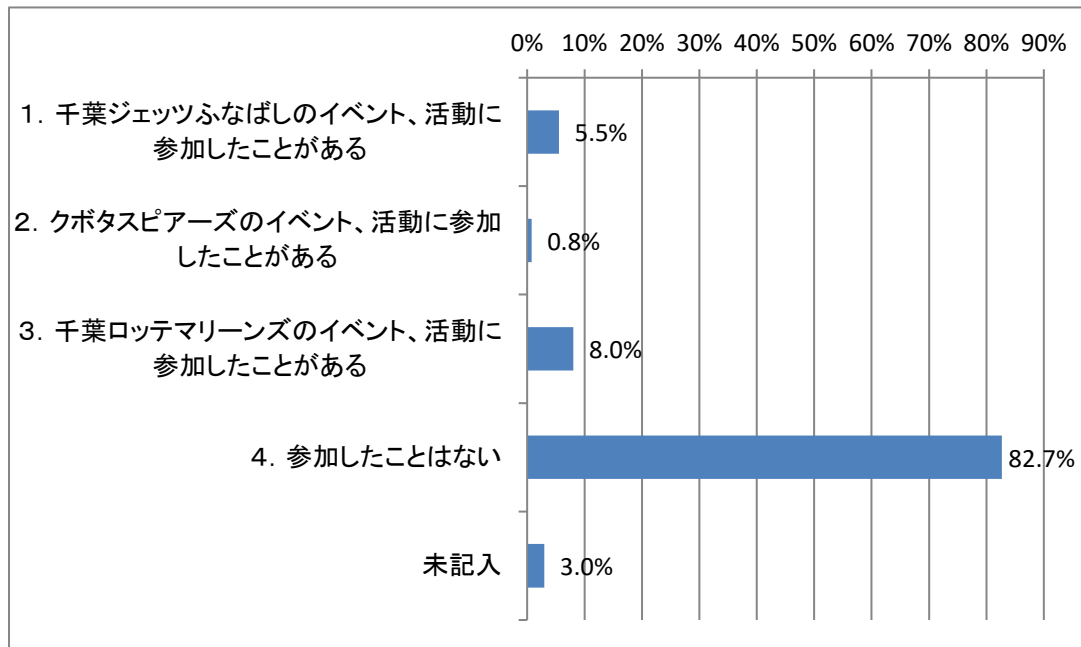
パラスポーツの推
進で市に望むこと
○「情報発信」が
40.5%で最も多く、次
に「障害者がスポー
ツ活動を行える施
設整備」が37.9%と
なっている。
○その他では、わ
からない、興味がない、バリアフリー整
備、パラスポーツと
子供の競技を合わ
せて行う等。

30.船橋市を本拠地として活動する千葉ジェッツふなばし(バスケットボール)、クボタスピアーズ(ラグビー)を知っていますか。(n=398)



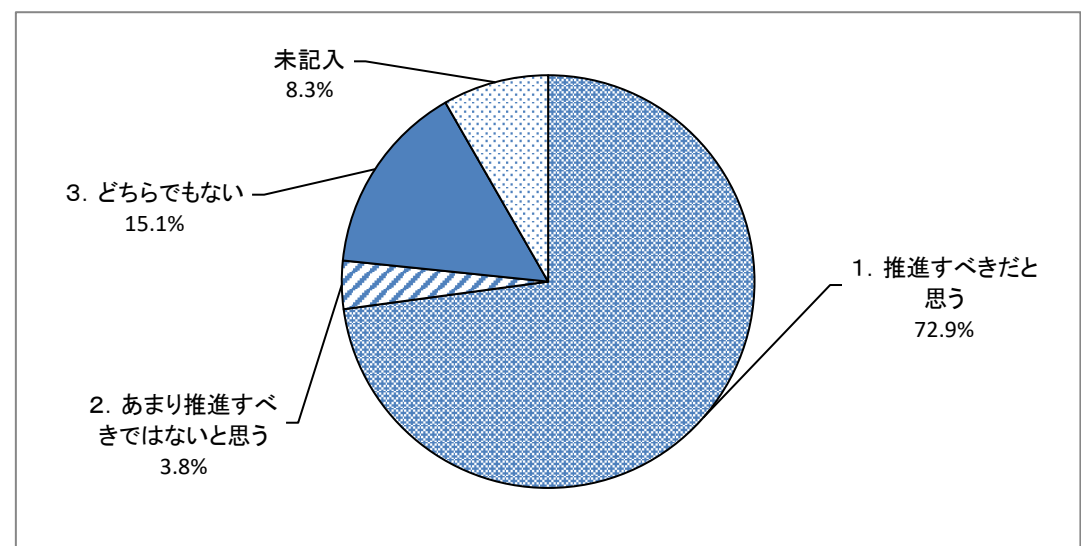
プロスポーツチーム等を知っているか
○チームを知っている人が79.2%を占める。

31.チームが開催するイベントや地域貢献活動に参加したことがありますか。(複数回答可) (n=398)



チームが開催するイベント等への参加
○いずれかのイベント等に参加した事がある人は14.3%と低い。

32.市がプロスポーツチーム等と連携・協力することについてどう考えますか。(n=398)

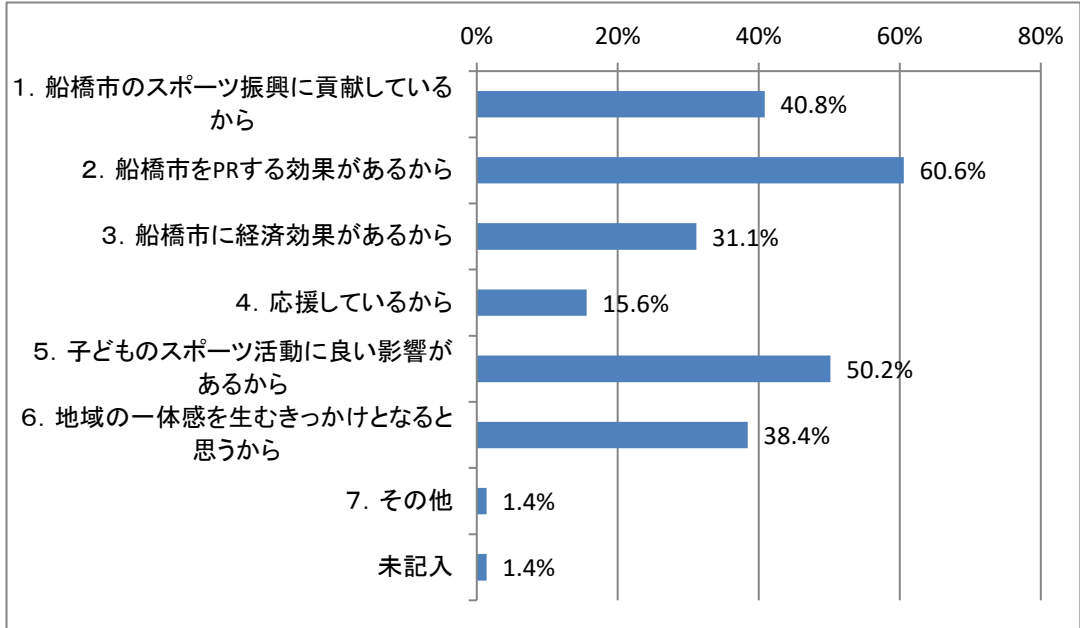


市がプロスポーツチーム等と連携等することについて
○「推進すべきだと思う」が72.9%で最も多い。

No.32で「推進すべきだと思う」と回答された方がお答えください。

33.推進すべきだと思った理由を3つまで選んでください。

(n=289)



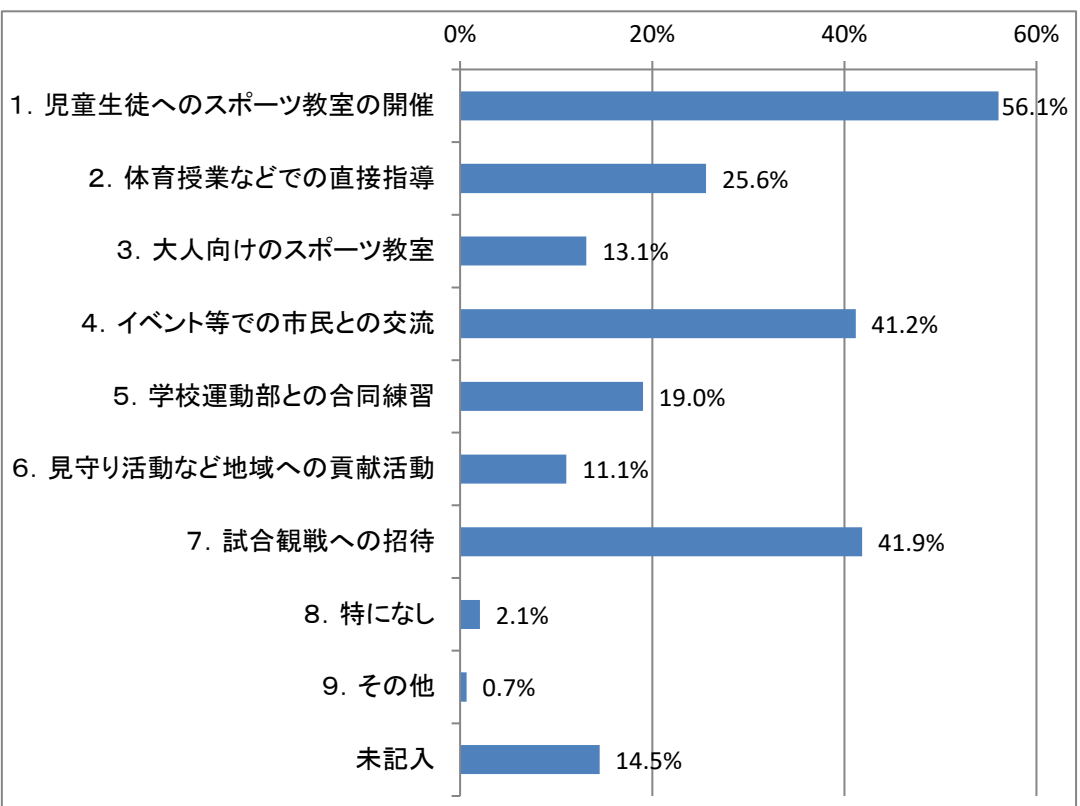
プロスポーツチーム等との連携を推進すべきだと思う理由
○「PR効果」が60.6%と最も多く、次に「子供のスポーツ活動に良い影響がある」が50.2%となっている。
○その他では、船橋市とチームに愛着がわく、見ることも大事、スポーツが好き、船橋市でがんばっているチームを市で応援するのは当然。

No.32で「推進すべきだと思う」と回答された方がお答えください。

34.市が協力・支援をするプロスポーツチーム等に取り組んでもらいたいことはありますか。

3つまで選んでください。

(n=289)



プロスポーツチーム等に取り組んでもらいたいこと
○「児童生徒へのスポーツ教室」が56.1%で最も多く、次に「試合観戦への招待」が41.9%となっている。
○その他では、そのスポーツの楽しさや厳しさなどを知ることができる機会の提供、市船等との合同練習等

No.32で「あまり推進すべきではないと思う」または「どちらでもない」と回答された方がお答えください。

Q.35「あまり推進すべきではない」または「どちらでもない」と思った理由をお書きください。

- ・興味がない。
- ・特定のスポーツに連携協力するのは、不公平感があるため。
- ・利益追求を目的の一つにするプロとの提携（広告宣伝等が伴うもの）は避けるべきと思う。
- ・子どものスポーツ活動に良い影響があると思うが船橋市に経済効果があるとは少しも思わない。
- ・活動に公共性は、関係無いと思うから。
- ・スポーツに力を入れる必要はみじんもない。
- ・プロとの関係構築は市民の健康増進等にほぼ無関係で、コストパフォーマンス的にもマイナス。

令和元年度 船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート（障害者）

1. 調査の目的

この調査は、船橋市生涯スポーツ推進計画の策定の基礎資料とすることを目的に、障害のある市民のスポーツに関する意識調査を行うものである。

2. 調査方法

- ・調査区域 船橋市全域
- ・調査対象者 市内在住 20 歳以上
- ・調査対象者数 240 人
- ・実施方法 郵送配布/郵送回答・インターネット回答
精神障害者については、保健所にて配布及び回収
- ・調査期間 令和元年12月27日～令和2年1月26日

3. アンケート回収結果

調査対象者数	240人
有効回収者数【郵送回答】	121人
【ネット回答】	0人
【合計】	121人（有効回答率 50.4%）

4. 集計にあたって

◇調査結果の数値は、原則として回答率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで表記しているため、100%にならないことがある。また、回答者が複数回答できる設問の場合、その回答率の合計は100%を超えることがある。

◇本文やグラフ・数表上の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化している。

5. 回答者のプロフィール

(1) 性別 n=121

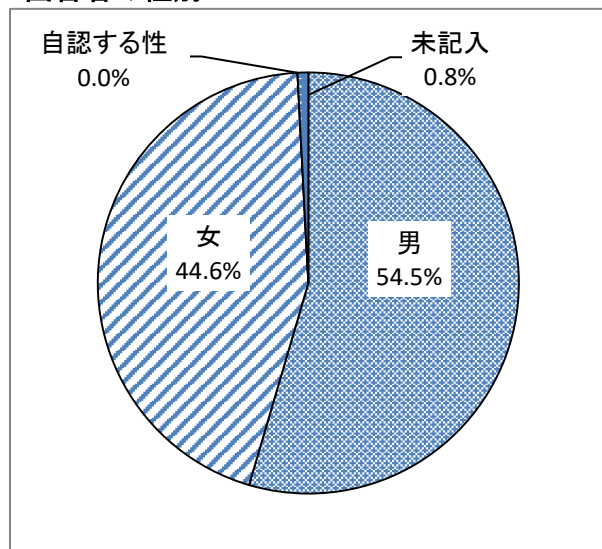
性別	回答数(n)	構成比(%)
男性	66	54.5
女性	54	44.6
自認する性	0	0
無回答	1	0.8

(2) 年代 n=121

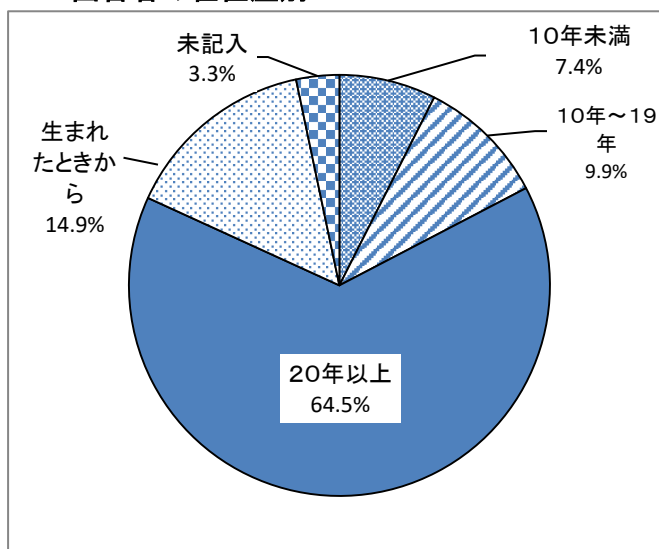
年代	回答数(n)	構成比(%)
20代	7	5.8
30代	6	5.0
40代	17	14.0
50代	15	12.4
60代	21	17.4
70代	33	27.3
80代以上	22	18.2
無回答	-	-

(n=121)

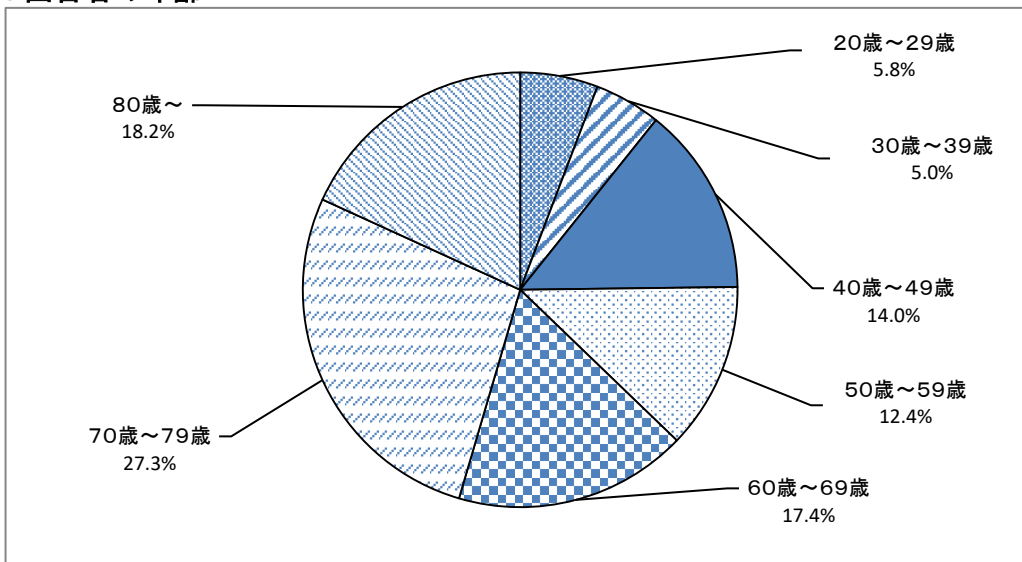
1.回答者の性別



2.回答者の在住歴別



3.回答者の年齢



回答者の構成

○性別は男性がやや多い。

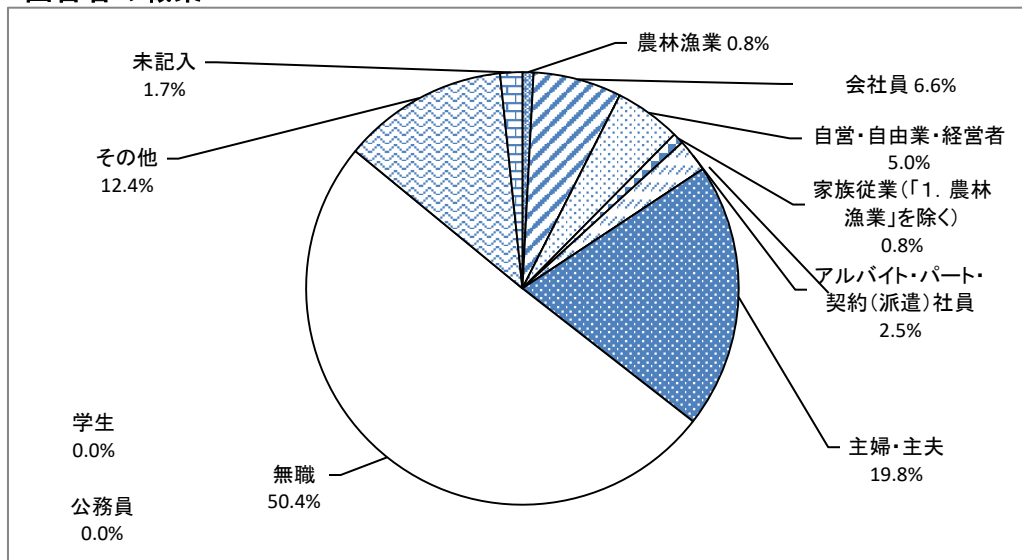
○在住歴は「20年以上」が64.5%で最も多い。

○年齢は「20歳～59歳」が37.2%で、「60歳以上」が62.9%となっている。

○職業は「無職」が50.4%で最も多い。次に「主婦・主夫」が19.8%となっている。

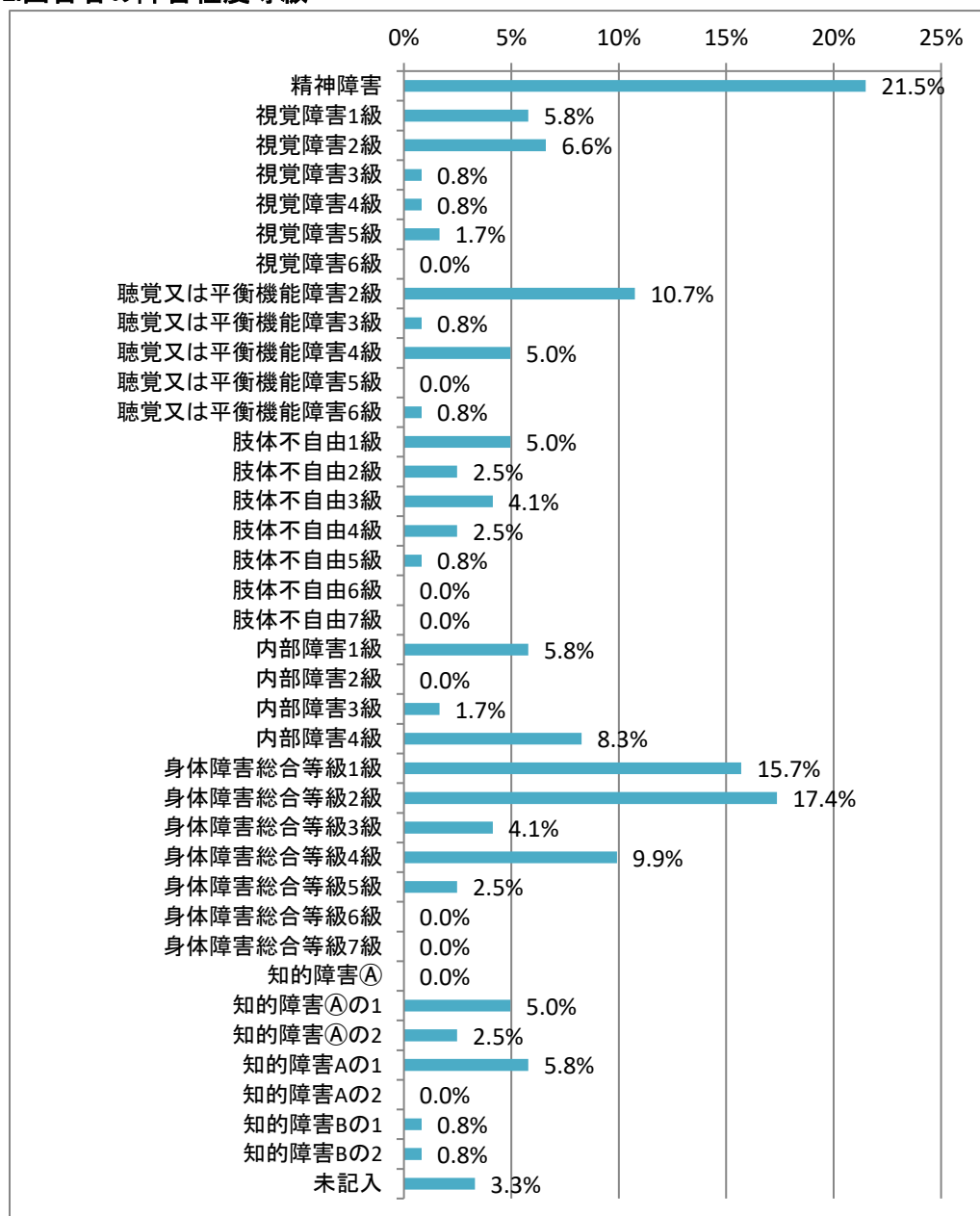
○職業のその他は、契約社員、障害福祉サービス事業所等に通所 等

4.回答者の職業



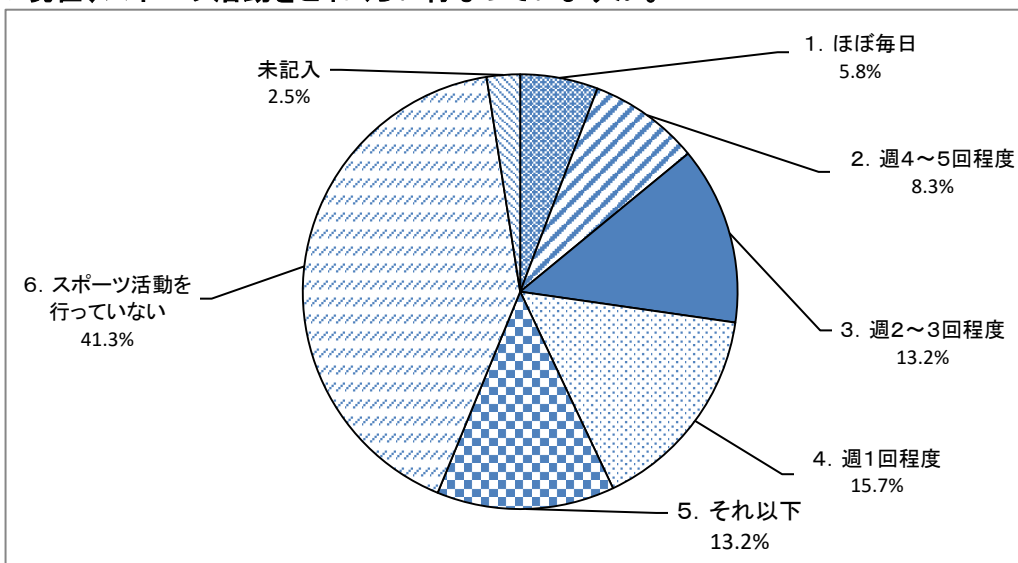
z.回答者の障害程度等級

(n=121)



5.現在、スポーツ活動をどれくらい行なっていますか。

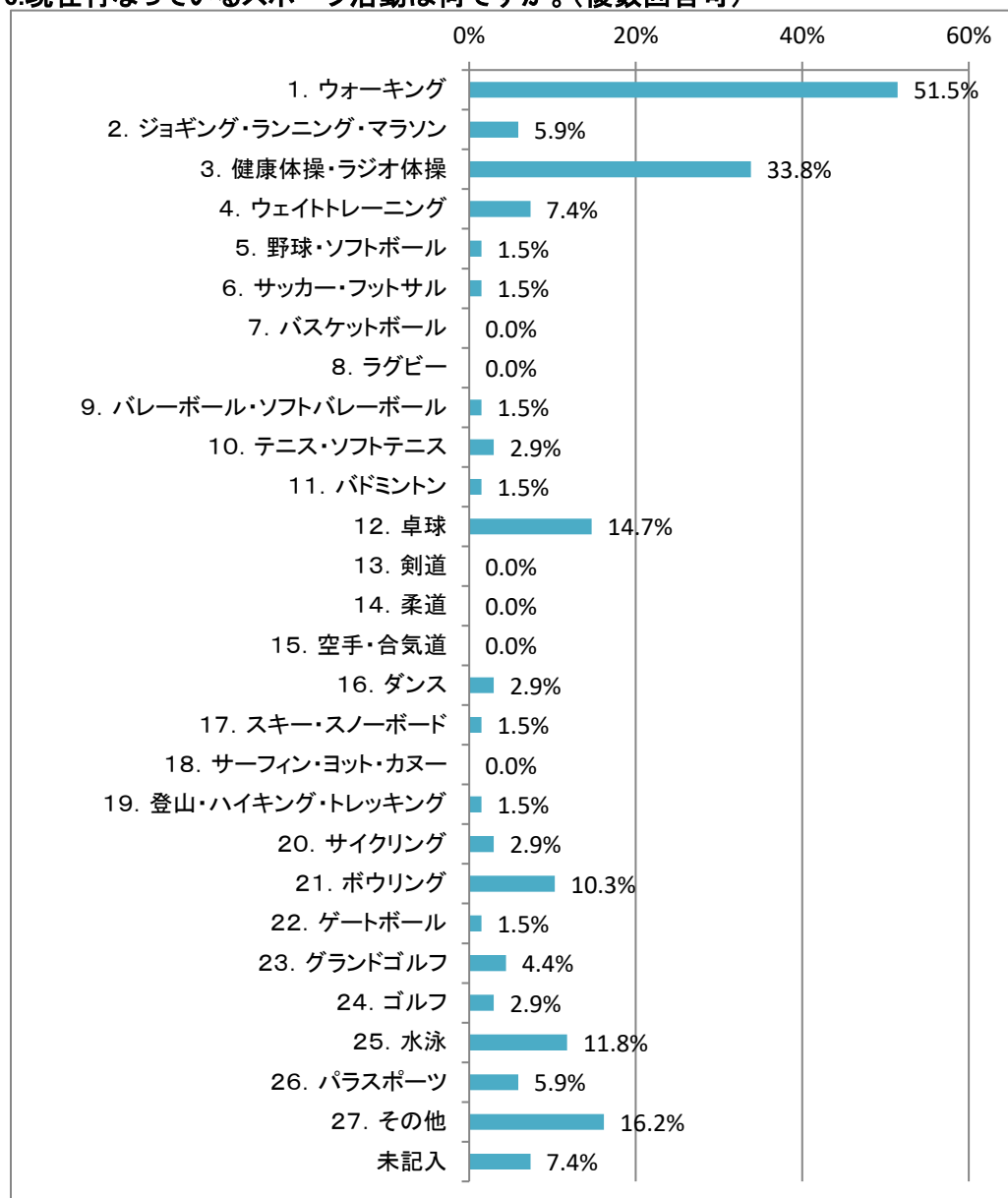
(n=121)



スポーツ活動を週にどれくらい行っているか。
○56.2%の人がスポーツ活動を行っている。そのうち、43.0%の人が週1回以上スポーツ活動を行っている。

6.現在行なっているスポーツ活動は何ですか。(複数回答可)

(n=68)



スポーツ活動の種類

○「ウォーキング」が51.5%で最も多く、次に「健康体操・ラジオ体操」が33.8%となっている。

○個人でも活動可能な「ウォーキング」、「ジョギング等」、「健康体操等」、「ウェイトトレーニング」、「ボウリング」、「水泳」を行っている人が多い。

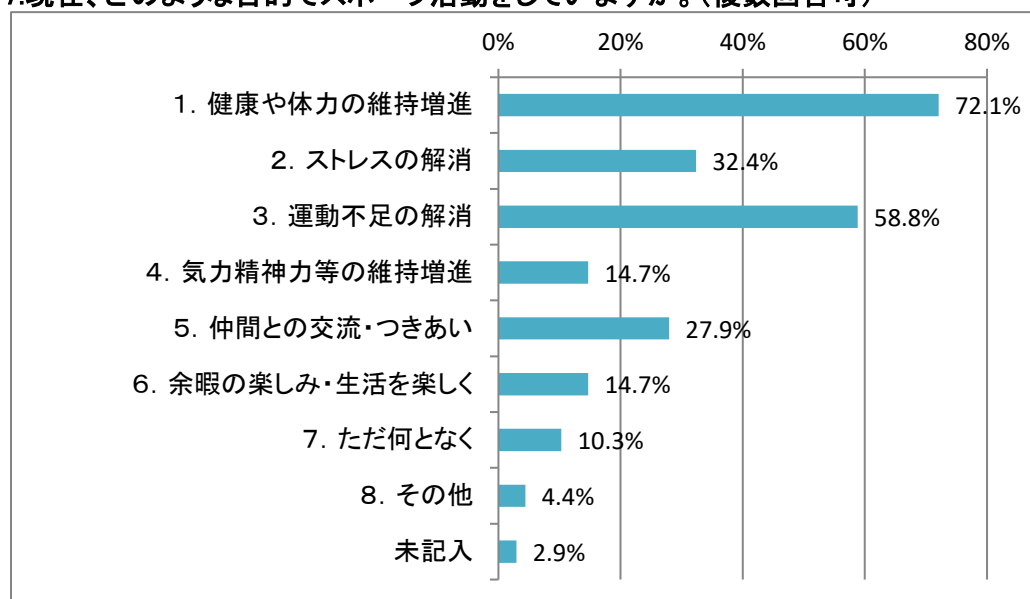
○2人以上で行うスポーツでは、「卓球」が14.7%で最も多い。

○パラスポーツ
ボッチャ、スルーネットピンポン

○その他 砲丸投げ、太極拳、筋トレ等

7.現在、どのような目的でスポーツ活動をしていますか。(複数回答可)

(n=68)



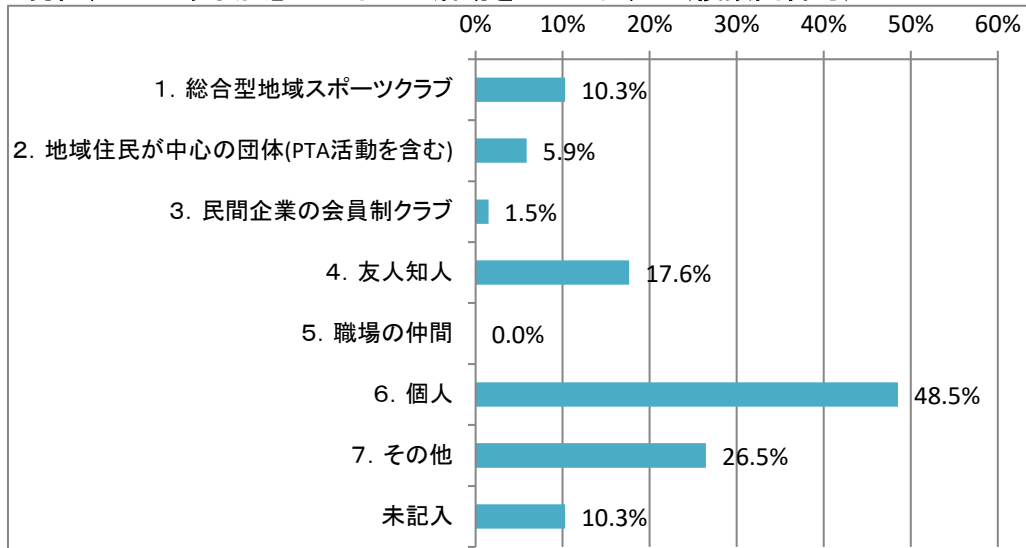
スポーツ活動の目的

○「健康等の維持増進」が72.1%で最も多く、次に「運動不足の解消」が58.8%となっていることから、目的が健康のための人が多い。

○目的意識をもってスポーツ活動をしている人が多い。

8.現在、どのような形態のスポーツ活動をしていますか(複数回答可)

(n=68)



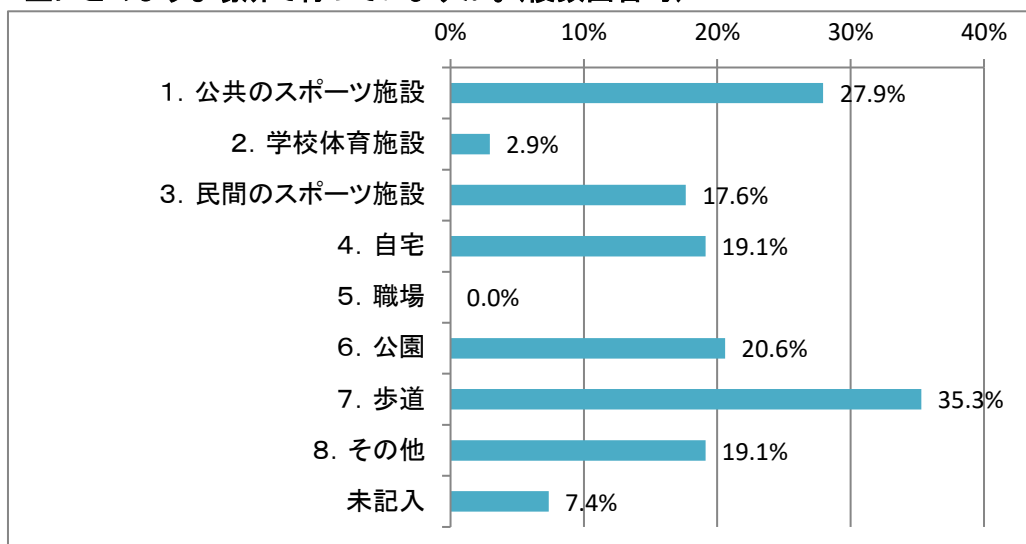
スポーツ活動の形態

○「個人」が48.5%で最も多く、次に「友人知人」が17.6%となっている。

○その他 身体障害者福祉センター、障害福祉サービス事業所等

9.主にどのような場所で行っていますか。(複数回答可)

(n=68)



スポーツ活動を行う場所

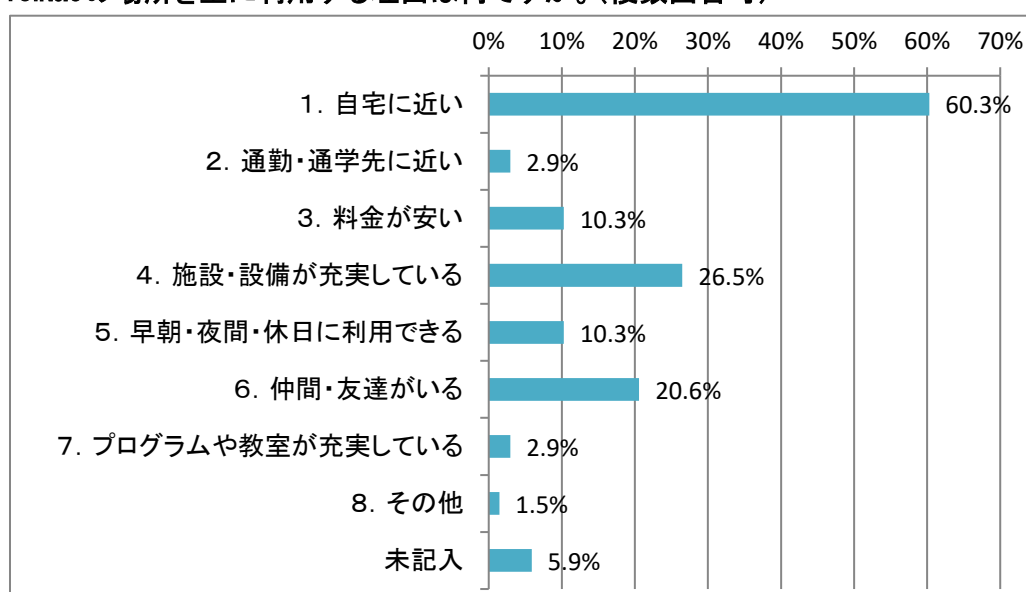
○No.6の現在行っているスポーツ活動の設問で、「ウォーキング」や「ジョギング」が多いことから歩道で活動する人(35.3%)が多いと考えられる。

○施設で活動する場合、「公共のスポーツ施設」が27.9%で最も多い。

○その他 身体障害者福祉センター、障害福祉サービス事業所等

10.No.9の場所を主に利用する理由は何ですか。(複数回答可)

(n=68)



活動場所とする理由

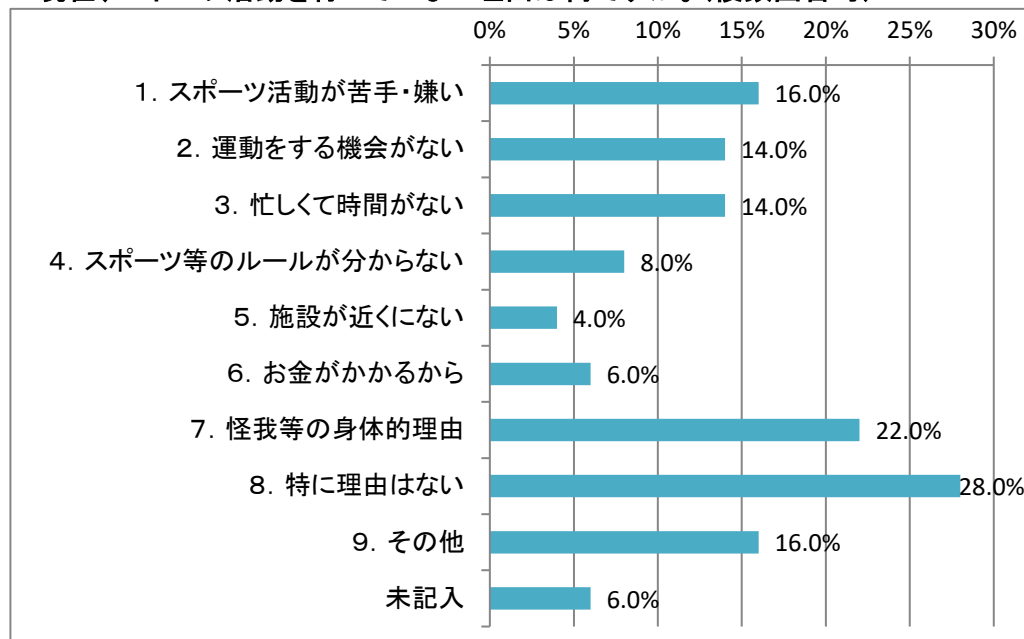
○「自宅に近い」が60.3%で最も多く、次に「施設・設備が充実している」が26.5%となっている。

○その他 送迎があるから。

No.5で「6. スポーツ活動を行っていない」と回答された方がお答えください。

11.現在、スポーツ活動を行っていない理由は何ですか。(複数回答可)

(n=50)



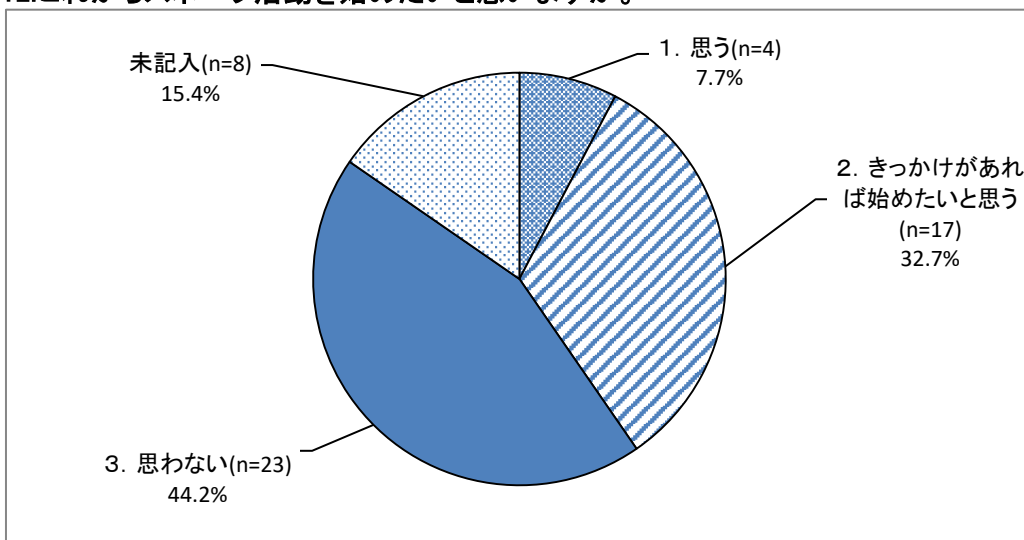
スポーツ活動を行っていない理由

○「特に理由はない」が28.0%で最も多く、次に「怪我等の身体的理由」が22.0%、「スポーツが苦手」が16.0%となっている。
○その他 入院中、障害があるため。

No.5で「6. スポーツ活動を行っていない」と回答された方がお答えください。

12.これからスポーツ活動を始めたいと思いますか。

(n=50)



これからスポーツ活動をしたいと思うか。

○「思う」と「きっかけがあれば始めたいと思う」で40.4%、「思わない」が44.2%であり、「思わない」が3.8ポイント高い。

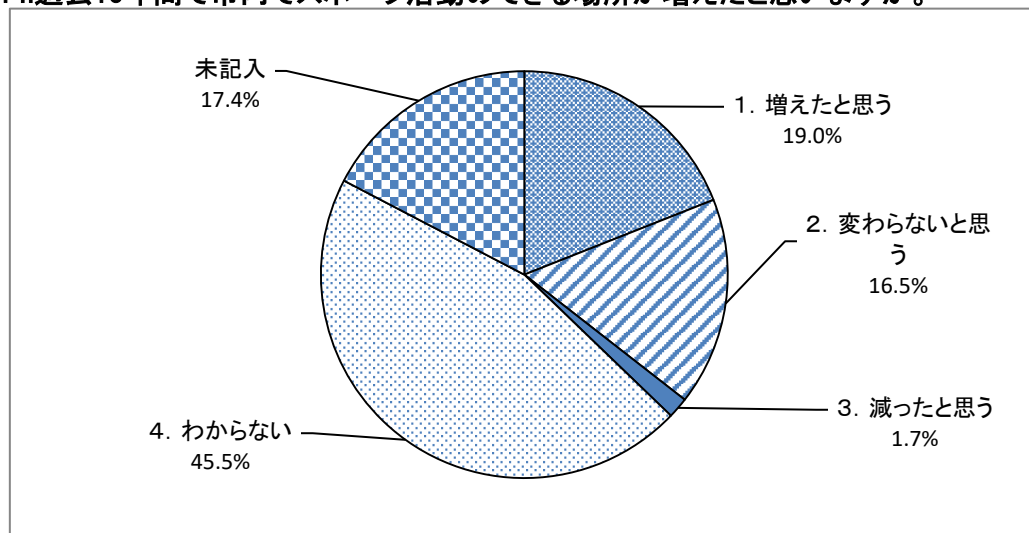
No.12で「きっかけがあれば始めたいと思う」と回答された方がお答えください。

13.どのようなきっかけがあればスポーツ活動を始めたいですか。

- ・無料で参加できるイベントがあれば参加してみるかもしれない。
- ・障害を理解してくれる所があれば経験したい。
- ・自宅近くの公民館等で手軽にやれるスポーツがあれば。
- ・身体が思うように動くようになったら。
- ・介助等があれば始めたい。
- ・知的障害があっても参加できるスポーツ活動があれば。
- ・自分は血圧が高いため血圧を下げるためにしたい。
- ・自分が昔やったことのある、なじみのあるスポーツができればやってみたい。
- ・自宅の近くであれば。
- ・機会があれば、コーチングしたい。
- ・怪我等がよくなれば。

14.過去10年間で市内でスポーツ活動のできる場所が増えたと思いますか。

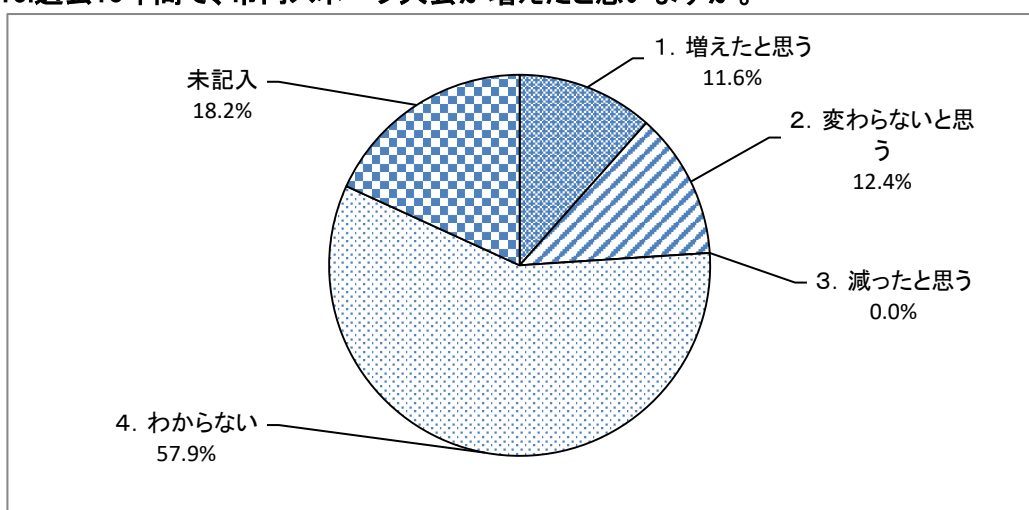
(n=121)



スポーツ活動のできる場所が10年間で増えたか。
○「わからない」が45.5%で最も多い。
○「変わらない」や「増えた」と思っている人は35.5%である。

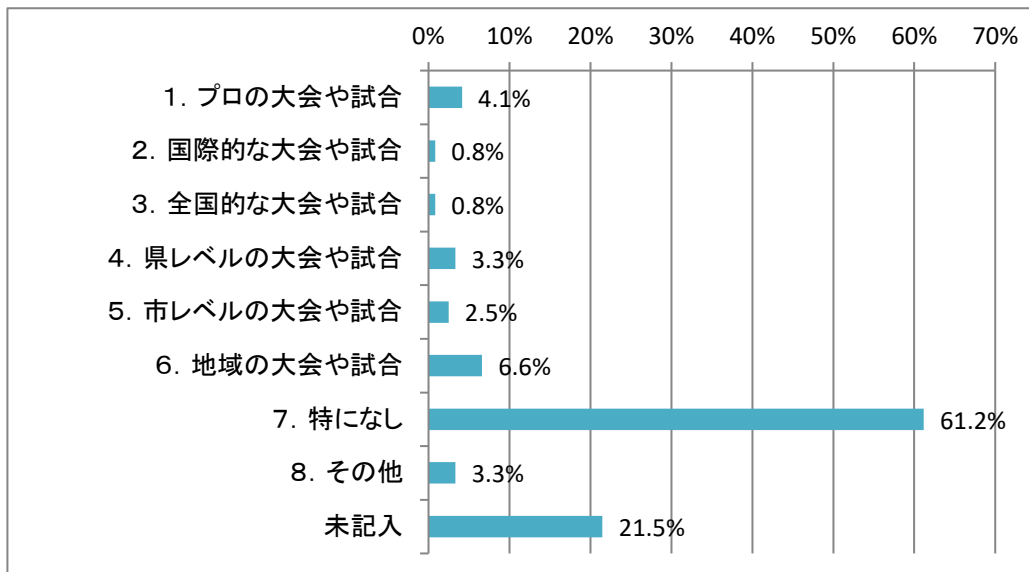
15.過去10年間で、市内スポーツ大会が増えたと思いますか。

(n=121)



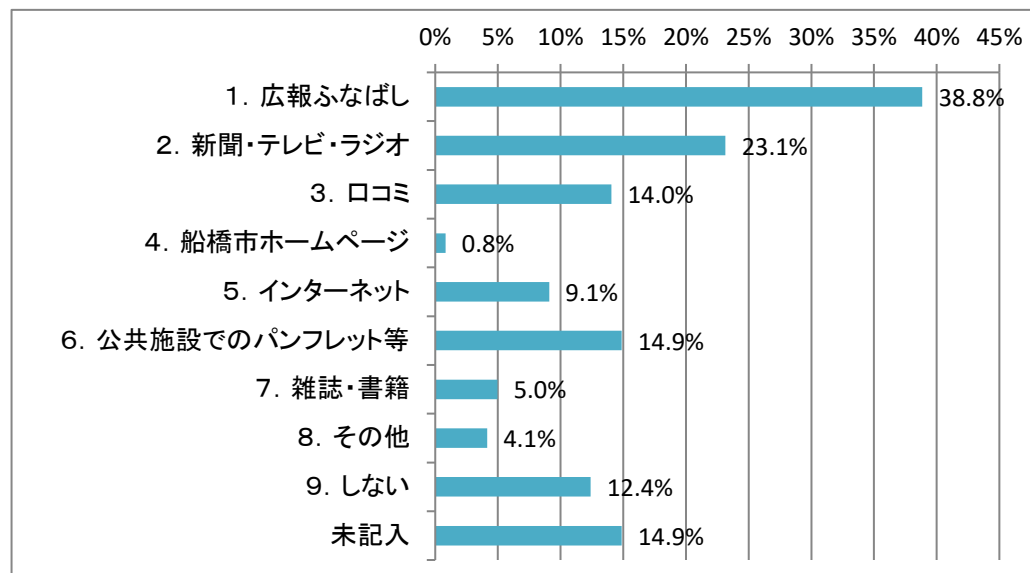
市内スポーツ大会が10年間で増えたか。
○「わからない」が57.9%で最も多い。
○「増えた」や「変わらない」と思っている人は24.0%である。

16.この1年間で次のような大会や試合を会場で観戦したことがありますか。(複数回答可) (n=121)



大会や試合を観戦したことがあるか。
○「特になし」が61.2%で大半を占めている。
○その他 情報がわからない、見たくても身体障害者には無理等。

17.現在、スポーツ活動に関する情報は、どのようなもので入手しますか。(複数回答可) (n=121)



情報の入手先

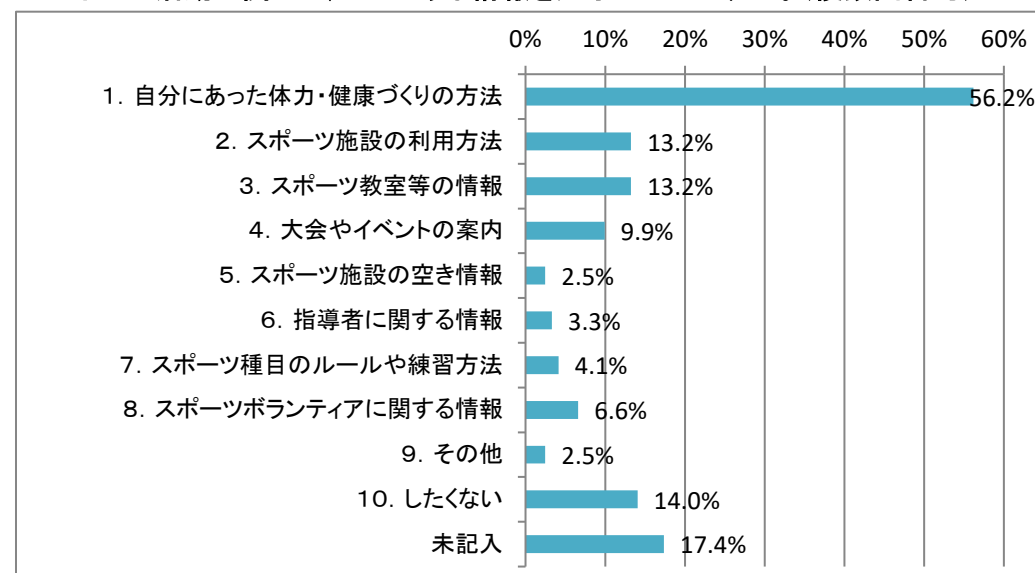
○「広報ふなばし」が38.8%で最も多く、次に「新聞・テレビ・ラジオ」が23.1%となっている。

○12.4%が「しない」。

○その他 船橋身体障害者会報誌、家に入っているチラシ、よくわからない。

18.スポーツ活動に関して、どのような情報を入手したいですか。(複数回答可)

(n=121)

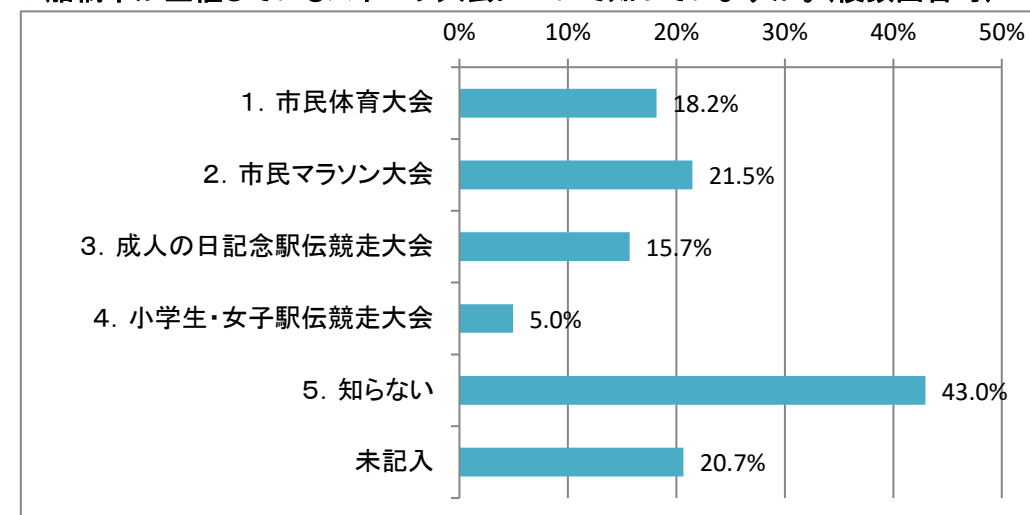


入手したいスポーツ関連情報

○「自分にあった体力・健康づくりの方法」が56.2%で最も多く、次に「したくない」が14.0%となっている。

19.船橋市が主催しているスポーツ大会について知っていますか。(複数回答可)

(n=121)

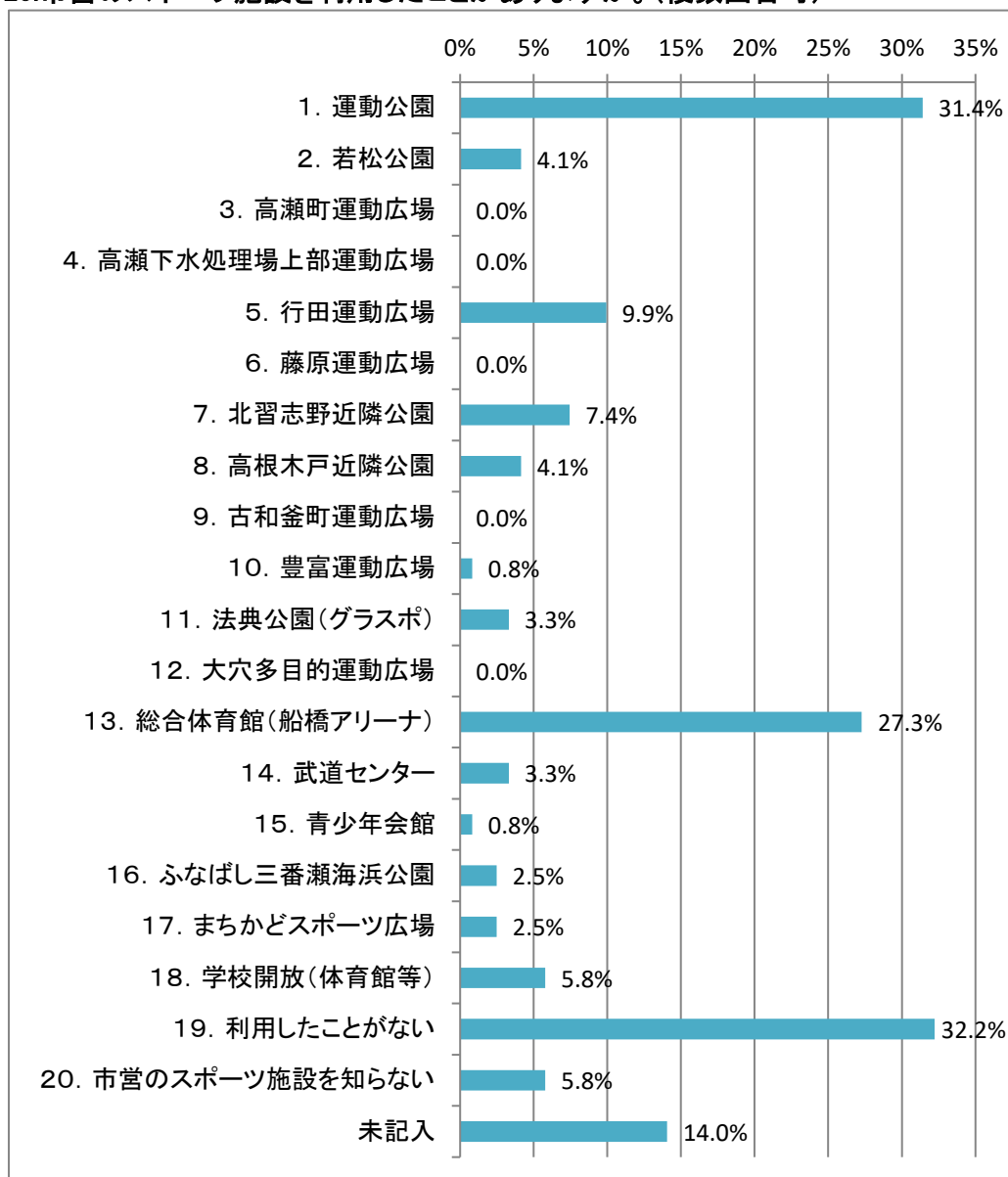


市主催のスポーツ大会

○「知らない」が43.0%で最も多いことから、PRが必要。

20.市営のスポーツ施設を利用したことがありますか。(複数回答可)

(n=121)



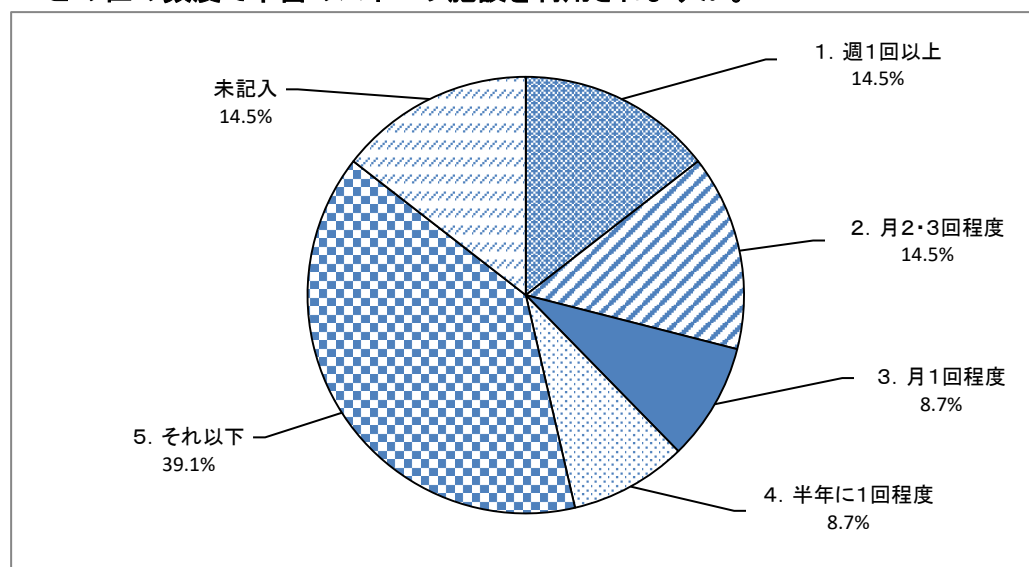
市営のスポーツ施設の利用状況

○「利用した事がない」が32.2%で最も多い。
○利用したことがある施設では、「運動公園」が31.4%で最も多く、次に「総合体育館」が27.3%となっている。

No.20で市営のスポーツ施設を利用した事がある方がお答えください。

21.どの位の頻度で市営のスポーツ施設を利用されますか。

(n=80)

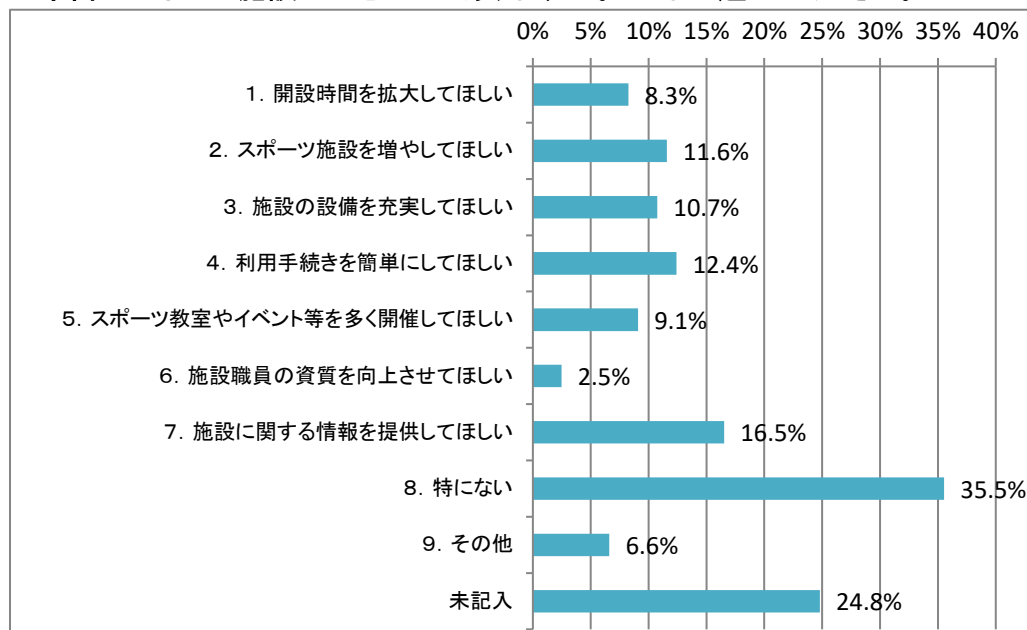


市営のスポーツ施設の利用頻度

○「それ以下」が39.1%で最も多く、次に「週1回以上」と「月2・3回程度」が14.5%となっている。

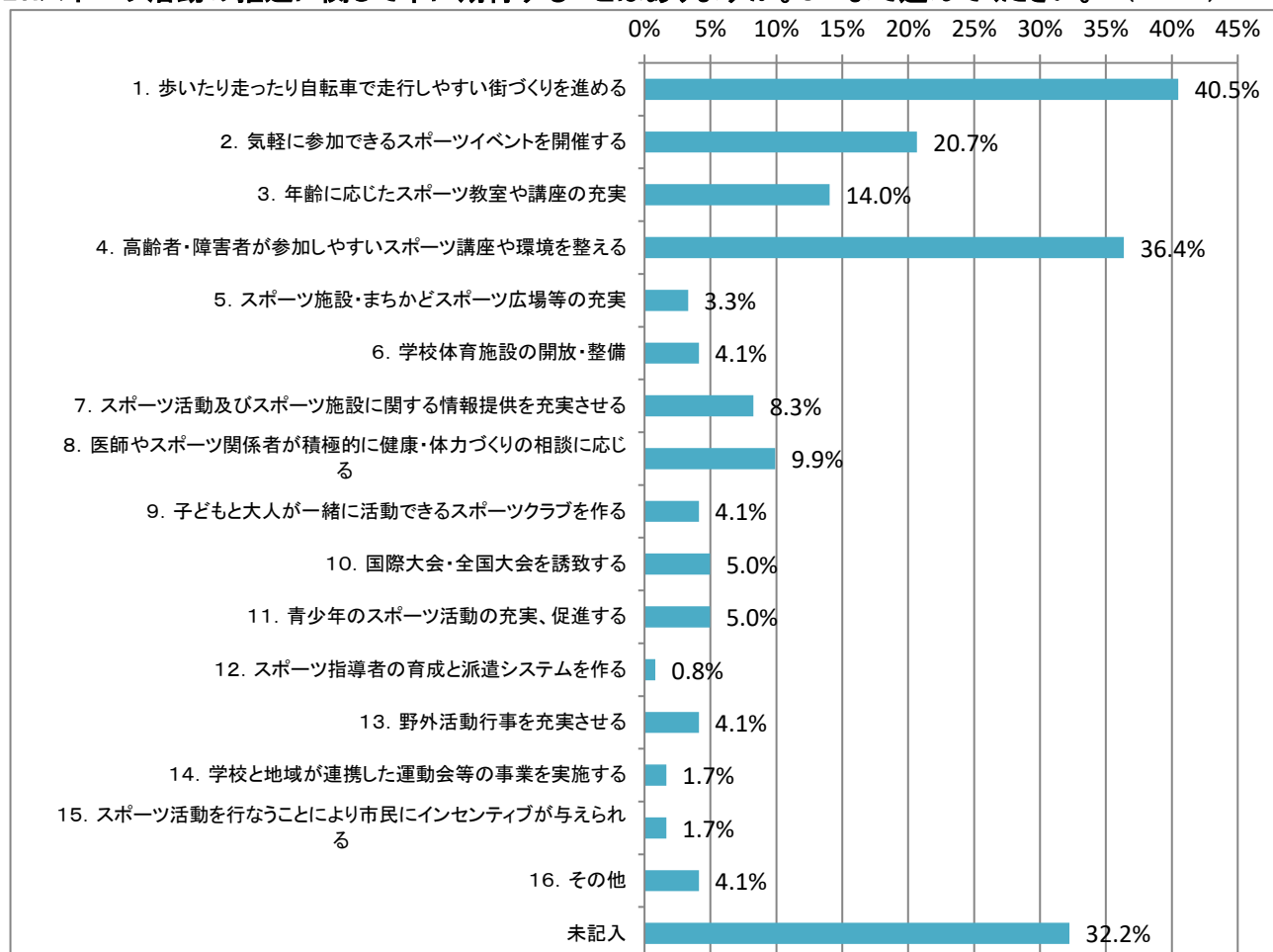
22.市営のスポーツ施設に望むことはありますか。3つまで選んでください。

(n=121)



市営のスポーツ施設に望むこと
 ○「特にない」が35.5%で最も多い。
 ○望むことがある場合、「施設に関する情報提供」が16.5%で最も多く、次に「利用手続きを簡単にしてほしい」が12.4%となっている。
 ○その他 送迎バス、障害者だけのスポーツ施設の開放、バリアフリー、施設に訪問して指導してほしい等

23.スポーツ活動の推進に関して市に期待することはありますか。3つまで選んでください。 (n=121)



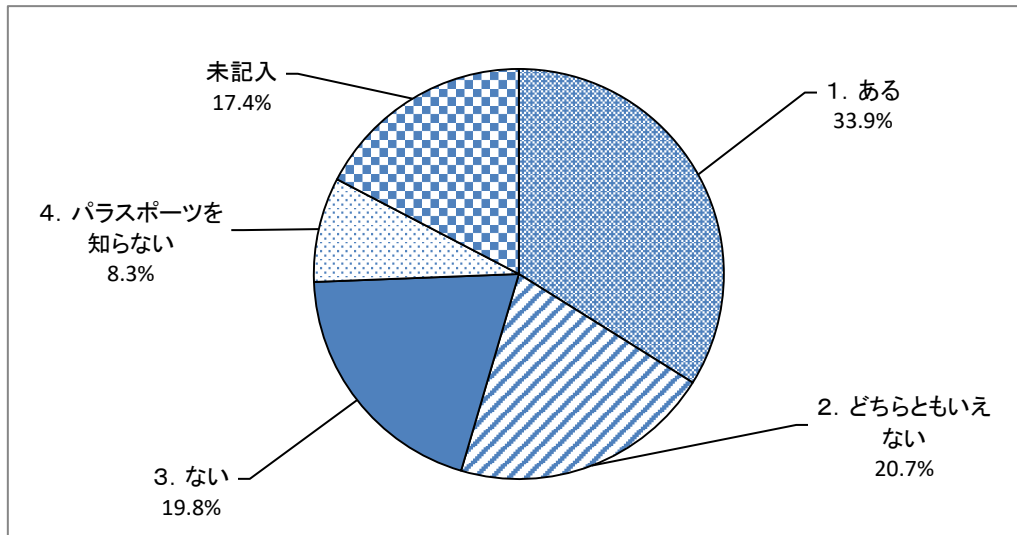
スポーツ推進、市に期待すること

○「歩いたり走ったりしやす街づくり」が40.5%で最も多く、続いて「高齢者・障害者が参加しやすいスポーツ講座や環境を整える」が36.4%となっている。

○その他 車いす等で走行しやすい街づくり、公園使用の禁止事項(ボール遊び)を取り外してほしい、期待しない等

24.「パラスポーツ(障害者スポーツ)」に関心がありますか。

(n=121)



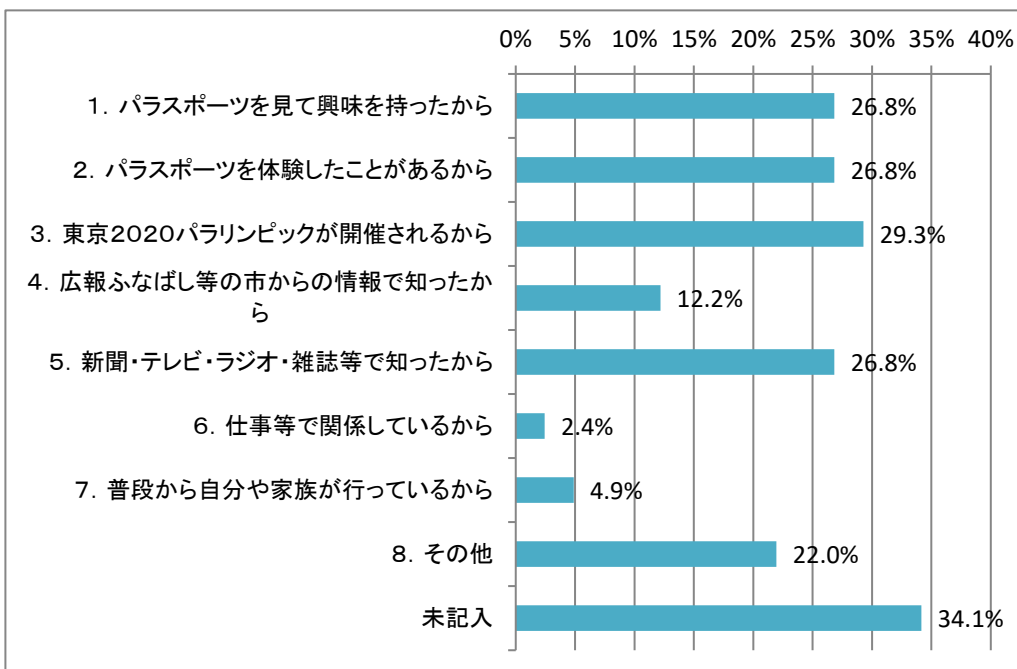
パラスポーツへの関心

○「ある」が最も多く33.9%。
○「ある」が、「ない」に比べ14.1ポイント高い。

No.24で「パラスポーツ(障害者スポーツ)」に関心があると回答された方がお答えください。

25.パラスポーツに関心を持ったきっかけはなんですか。(複数回答可)

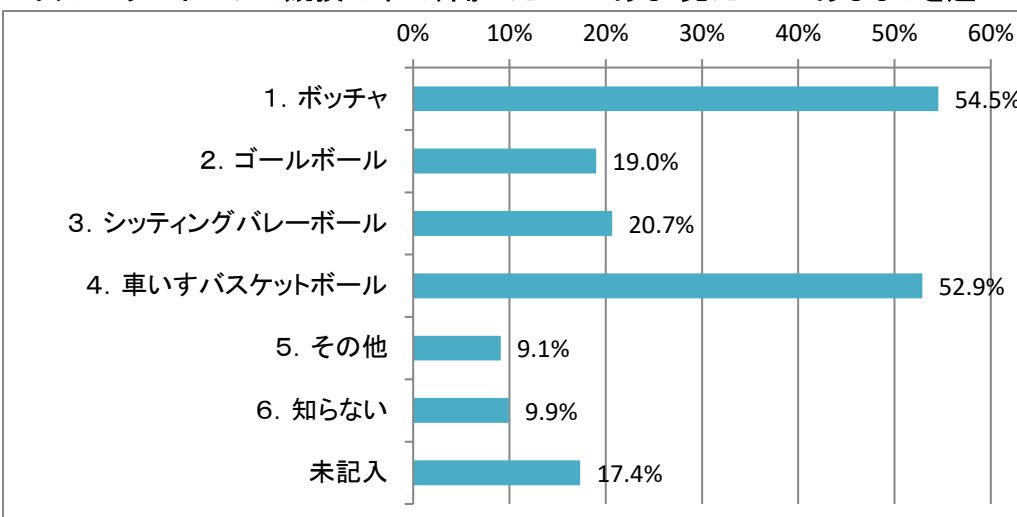
(n=41)



パラスポーツに関心を持ったきっかけ

○「東京2020パラリンピックが開催されるから」が29.3%で最も多い。
○「パラスポーツを見た」、「体験した」、「新聞等で知った」が、それぞれ26.8%あり、市民がパラスポーツを知る機会が増えている。
○その他 自分が障害者だから、身近に障害者がいるから等。

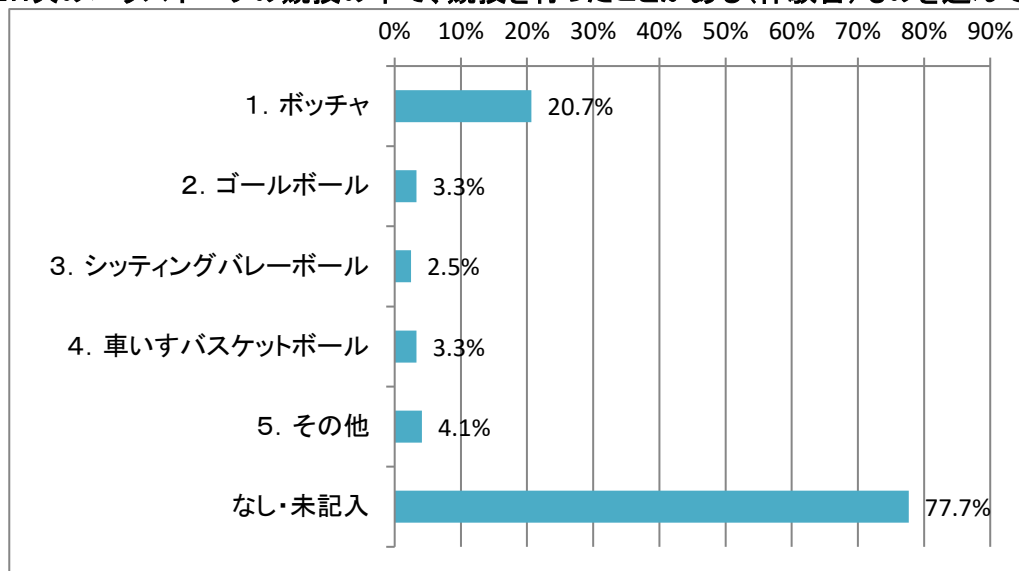
26.次のパラスポーツの競技の中で、聞いたことがある・見たことがあるものを選んでください。(n=121)



聞いた・見たパラスポーツ

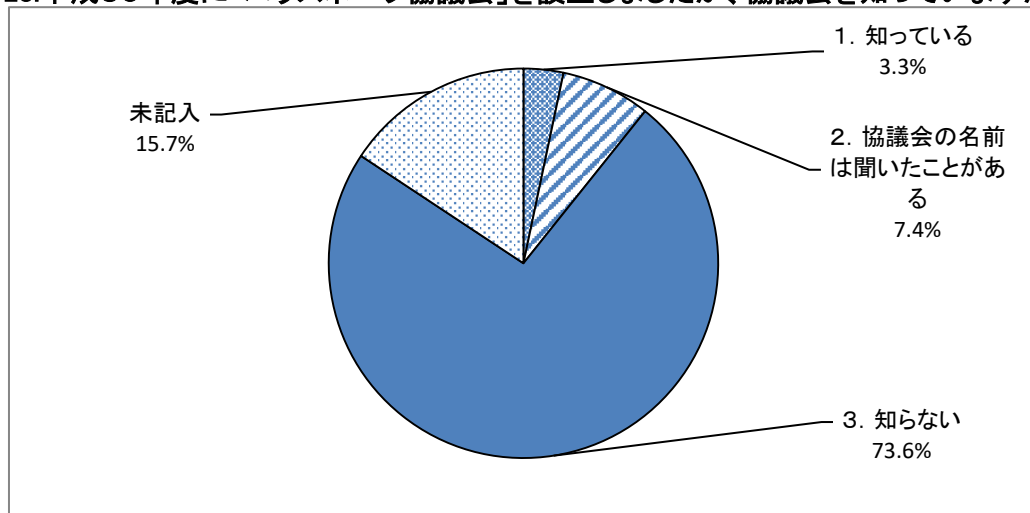
○半数以上の人「ボッチャ」と「車いすバスケットボール」を聞いたり・見たりしたことがある。
○「知らない」は9.9%と低い。
○その他 陸上、水泳、アーチェリー、車いすラグビー、柔道、スルーネットピンポン、ダーツ、ブラインドサッカー等

27.次のパラスポーツの競技の中で、競技を行ったことがある(体験含)ものを選んでください。(n=121)



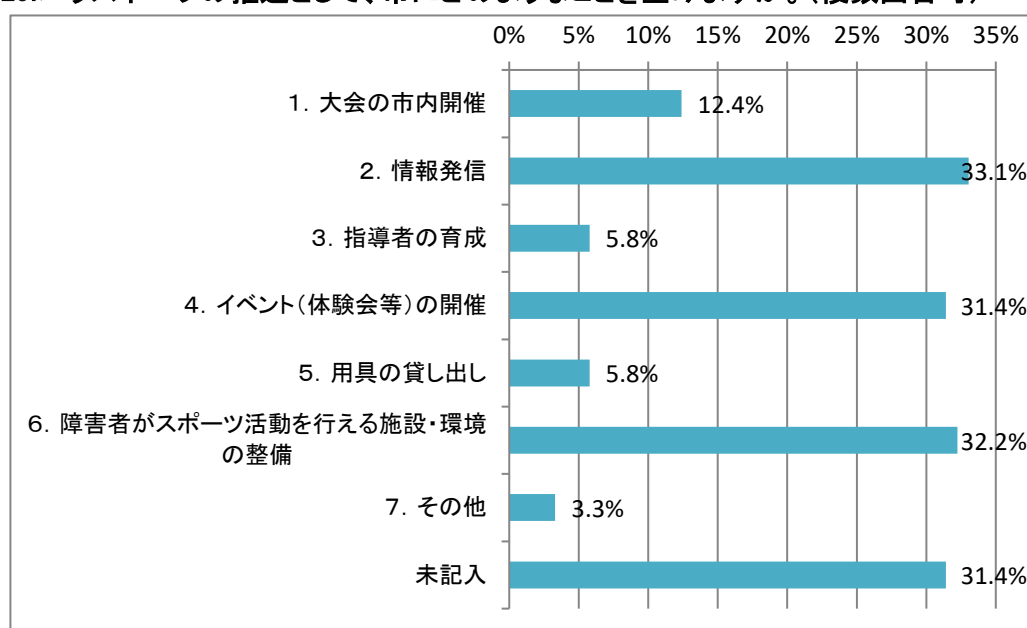
行なったことのあるパラスポーツ
 ○「ボッチャ」が20.7%で最も多い。
 ○実際に競技を行ったことがある人は少ない。
 ○その他 アーチェリー、水泳、ダーツ等

28.平成30年度に「パラスポーツ協議会」を設立しましたが、協議会を知っていますか。(n=121)



パラスポーツ協議会を知っているか
 ○73.6%が「知らない」ことから、協議会のPRが必要。

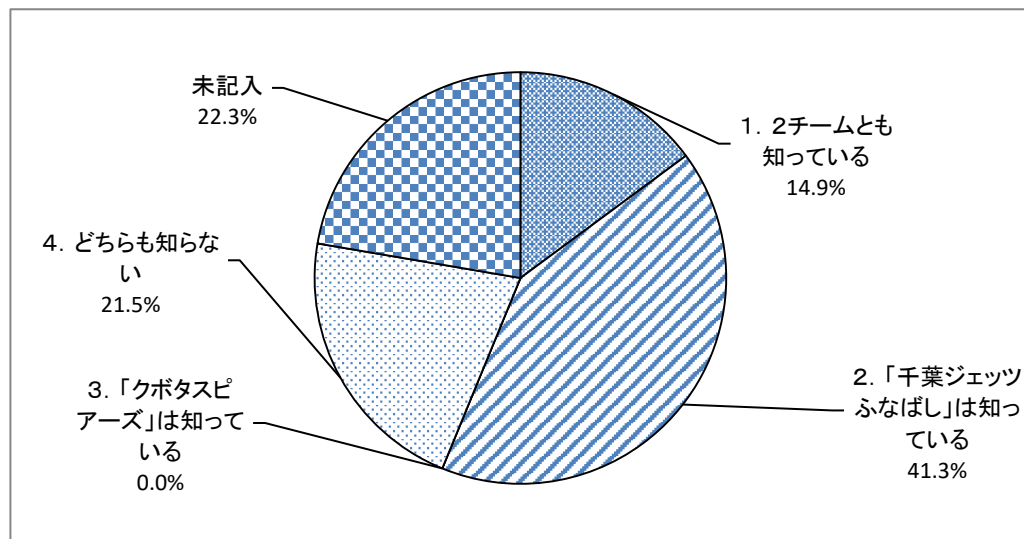
29.パラスポーツの推進として、市にどのようなことを望みますか。(複数回答可)



パラスポーツの推進で市に望むこと
 ○「情報発信」が33.1%で最も多く、次に「障害者がスポーツ活動を行える環境整備」が32.2%となっている。
 ○「イベント等の開催」が31.4%、「大会の市内開催」が12.4%と割合が高めのことから、パラスポーツを見たり・参加したい人が多い。

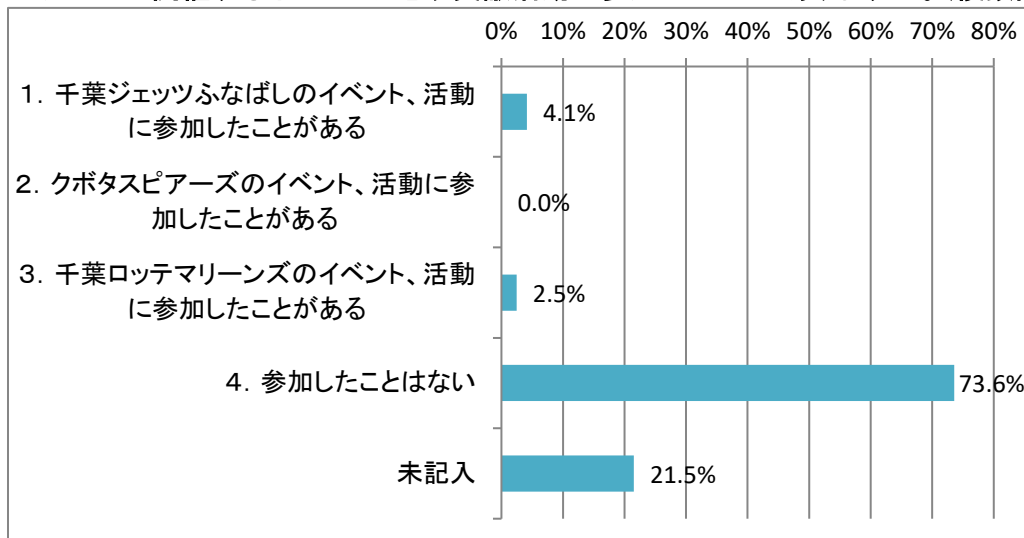
30.船橋市を本拠地として活動する千葉ジェッツふなばし(バスケットボール)、クボタスピアーズ(ラグビー)を知っていますか。

(n=121)



プロスポーツチーム等を知っているか
○「2チームとも知っている」と「千葉ジェッツふなばしは知っている。」で56.2%を占める。

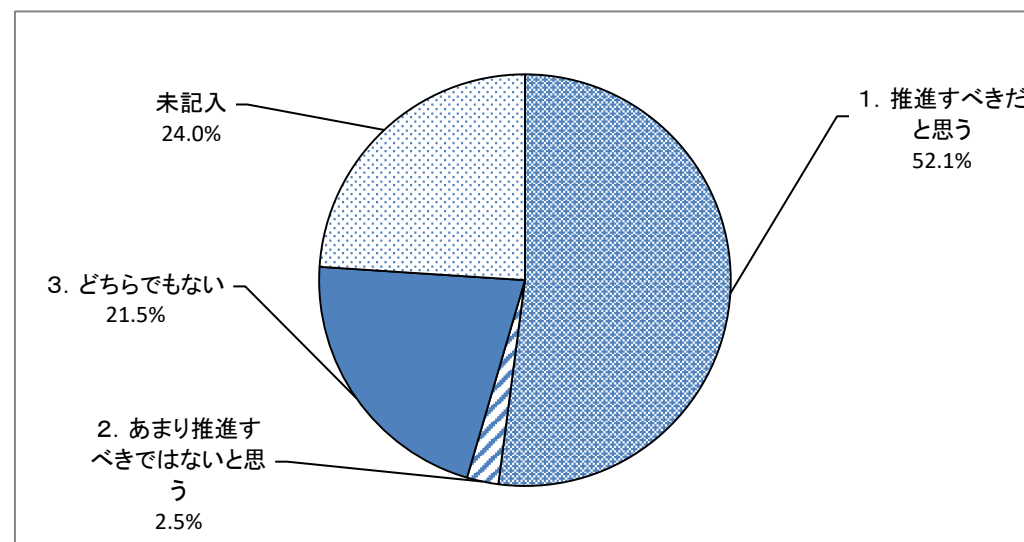
31.チームが開催するイベントや地域貢献活動に参加したことがありますか。(複数回答可) (n=121)



チームが開催するイベント等への参加
○「参加したことはない」が73.6%で最も多い。

32.市がプロスポーツチーム等と連携・協力することについてどう考えますか。

(n=121)

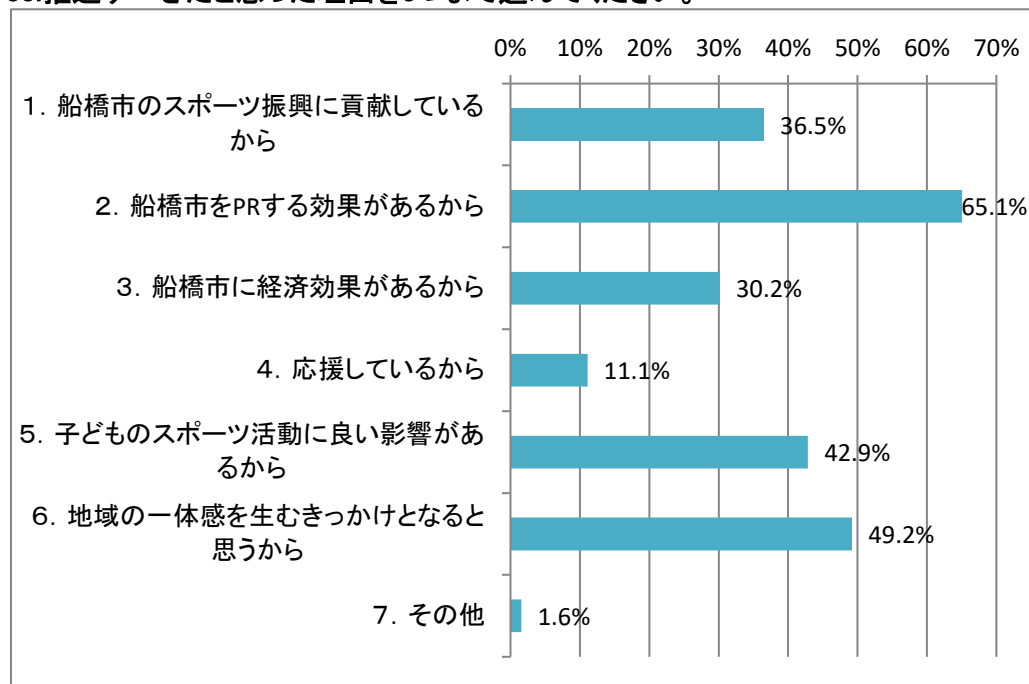


市がプロスポーツチーム等と連携等することについて
○「推進すべきだと思う」が52.1%で最も多い。

No.32で「推進すべきだと思う」と回答された方がお答えください。

33.推進すべきだと思った理由を3つまで選んでください。

(n=63)



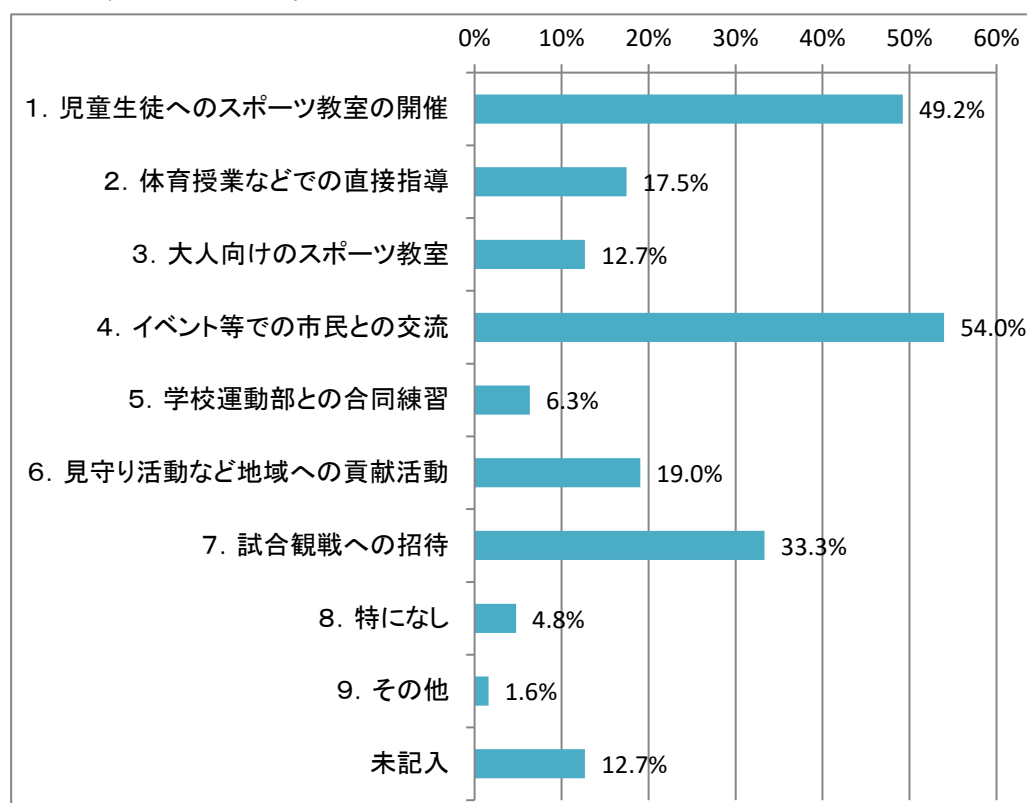
プロスポーツチーム等との連携を推進すべきだと思う理由
 ○「PR効果」が65.1%で最も多く、次に「地域の一体感」が49.2%となっており、市全体へ効果があると思っている人が多い。

No.32で「推進すべきだと思う」と回答された方がお答えください。

34.市が協力・支援をするプロスポーツチーム等に取り組んでももらいたいことはありますか。

3つまで選んでください。

(n=63)

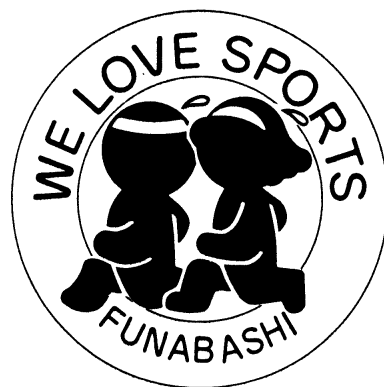


プロスポーツチーム等に取り組んでももらいたいこと
 ○「イベント等での交流」が54.0%で最も多く、次に「児童生徒へのスポーツ教室」が49.2%となっていることから、プロスポーツチームと直接交流を望む人が多い。
 ○「試合観戦への招待」が3番目に多いことから、試合への関心が高い。

設問32で「あまり推進すべきではないと思う」または「どちらでもない」と回答された方がお答えください。

35.「あまり推進すべきではない」または「どちらでもない」と思った理由をお書きください。

- ・よくわからない。
- ・興味がない。



第二次船橋市生涯スポーツ推進計画

令和4年（2022年）●月

編集・発行	船橋市教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課
住 所	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25
電 話	047-436-2912
F A X	047-436-2908
E - m a i l	supotsu@city.funabashi.lg.jp